刑政第53巻第5号
矯正図書館

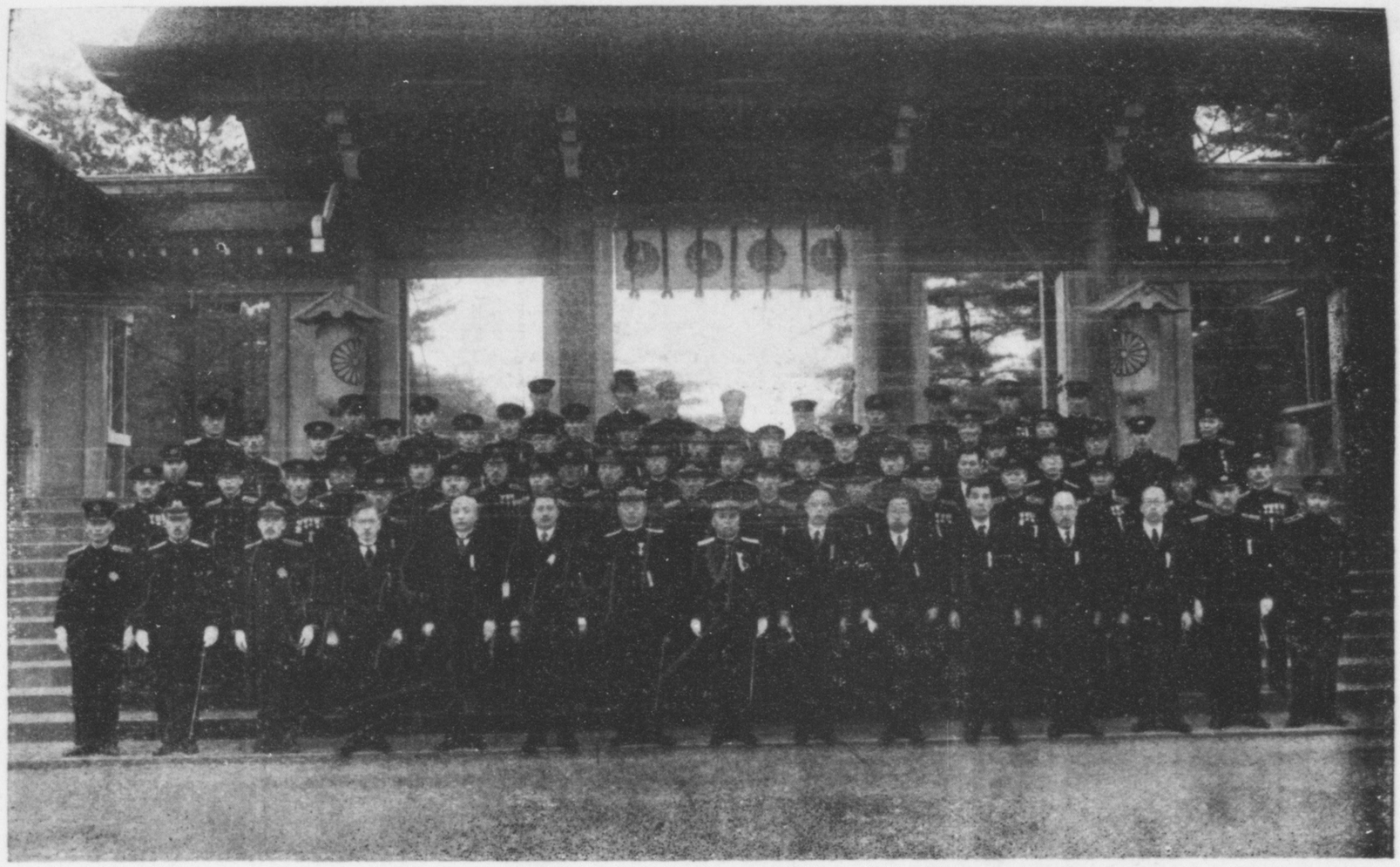
刑政

第五號　五月號　第三十五卷

再び構外作業に就て（巻頭言）　河邊湛然　二
刑政統計法（其ノ一竊盜罪）　赤塚孝　四
常習其他犯人の處遇に關する歐洲諸國の立法　エス・エス・テイマシエフ　三七
ベルギー現行刑制度提要（二）　三三
少年並に老年の犯罪考察　喜多義一　五五
山田わか女史特別講演　栃木支所　公
○刑務所便り
○海外異聞錄
○裁任辭令

財團法人　刑務協會發行

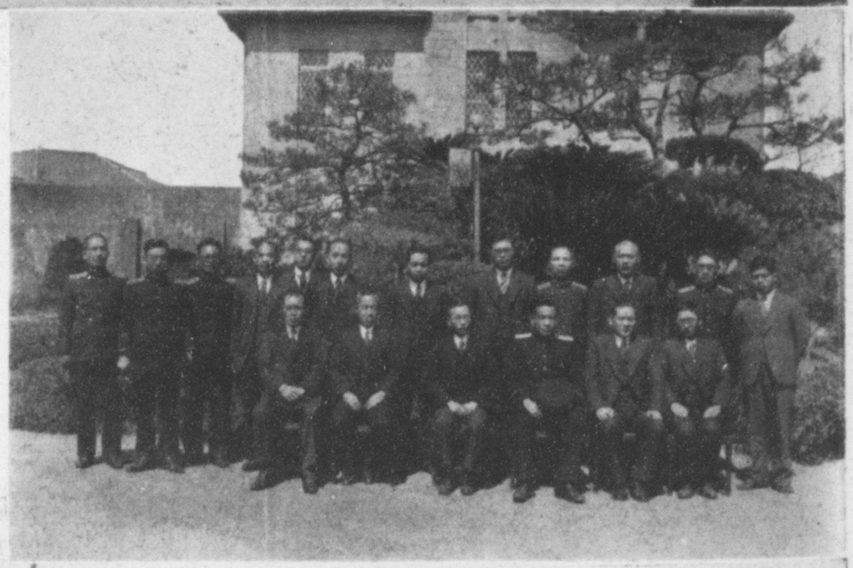
矯正図書館



全國刑務所代表橿原神宮參拜記念撮影

刑政第53巻第5号

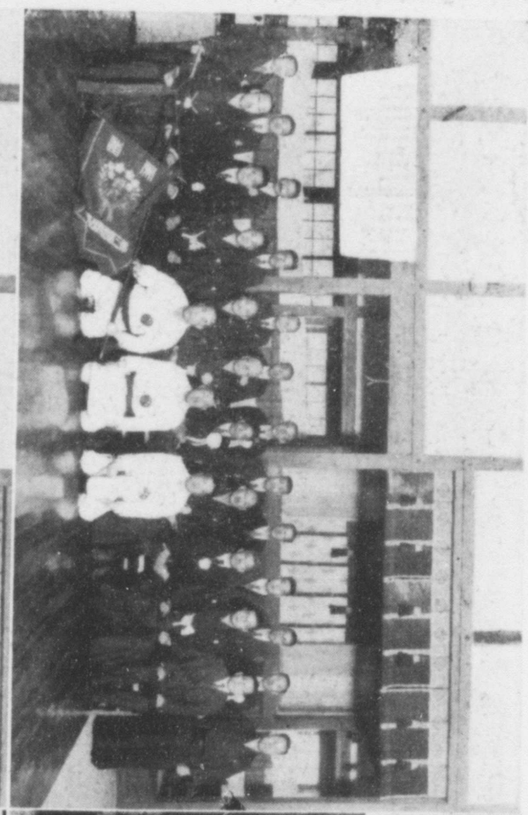


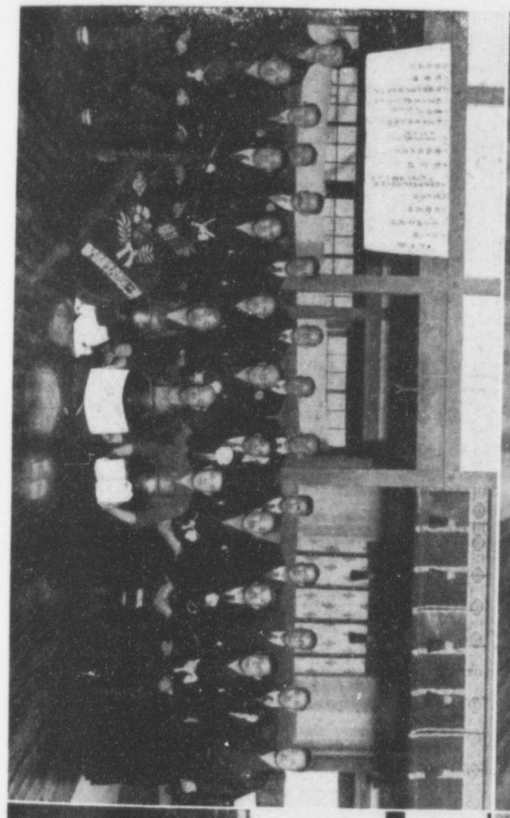




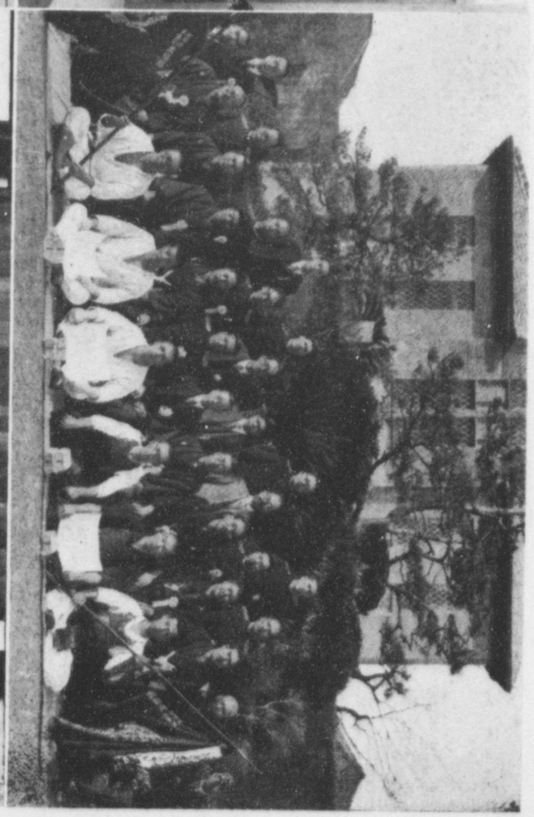
上　栃木・山田女史講演會
中　九州沖繩行刑衞生會
下　盛岡・冬期製作品

第三區　同上

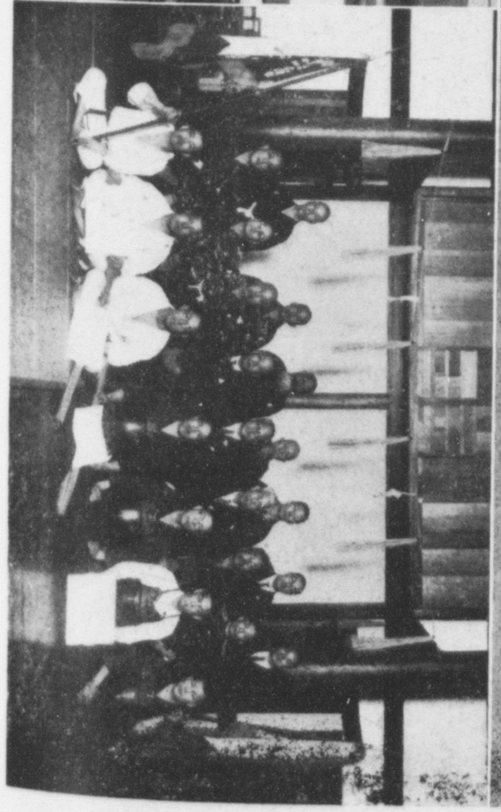




第五區



第四區



矯正図書館

刑政

五月號

第五十三卷
第五號

矯正図書館

再び構外作業に就て

河邊湛然

東亞新秩序の建設に邁進して居る我が國は、總ての方面に於て、國家總力戰の體制を以て、此の目的達成に向つて進まねばならぬ。物資不足に對しては、生産力の擴充或は輸入力の增進を圖り、又人的資源の不足に對しては、全國民擧つて、勞働への、特種なる奉仕を爲さねばならぬ秋である。此の情勢は、行刑にも影響を及ぼし、構外作業の急激なる擴張を要請するに至つた。目下實施中にあるもの、四四個所、出業人員六、九九二人、(本年二月末日現在)、新規計畫中のもの、一〇個所、この人員二、八〇〇人であつて、約一萬人が此の種作業に就くことになつて居る(耕耘の爲建築等の經理の作業を除く)。私は曾て、本紙卷頭言に於て、『構外作業に關する一考察』と題し、行刑上の配慮に就き、述ぶる所があつたが、現今のように、構外作業が全面的に、且つ大規模の下に、實施せられ、其の及す影響も亦、相當大なるものが有るに鑑み、再び考察を加へ、研究を試みたいと思ふ。

構外作業は、學者並に實務家が既に述べてゐるやうに、各種の長所と短所とを有して居る(本紙第五三卷第二號安

(本紙第五三卷第二號安倍教授行刑理念としての構外作業參照)、世に謂ふ青天井行刑と稱して、土地の自然より、體得するところの、肉體的並に精神的感化は、障壁内に閉じ込められた作業より受くる、それとは、雲泥の相違がある。就中、行刑官と受刑者との關係は、四圍の寮園氣より、益々親愛の度を加へ、親子兄弟の間柄に於ける親密なる情操を養ひ得る可能性がある、この點は、個別處遇の徹底を期し、改善へと導く上に於て、行刑上最も尊重せねばならぬ。之れ等の長所は、自由刑執行の理念を合目的に展開せしむる爲に、構外作業の特徴として他の長所と共に、決して見逃がしてはならぬと思ふ。そこで、構外作業を擴張して、受刑者の一般に對し、廣く其の適用を考慮することは、物資不足の際、國家經濟上、はたまた行刑上格別の意義を齎すに至るであらう。

乍併、構外作業の擴張には、理論上、實際上自ら一定の限度がある。その種類が農業、牧畜、開墾、土木、建築等であつて、受刑者の職業訓練上、その素質、職業、希望等と相互に關連を持たしめねばならぬ、此の點に於て、理論上の限度が存する。又戒護の監督を完からしめんが爲には、勢ひ監督者の多數を必要とし、經濟上の採算に於て、實際上の困難を伴ひ、適用範圍の擴張に制限が加へらる結果となる。

構外作業は敍上の如き、限度はあるが、受刑者の種類如何に依りては、寧ろ大に推奨すべきものである。我が國の人口は領域に比し餘りにも過多である、受刑者が海外に於て、刑罰執行後、自由なる植民者として止まり、經濟的發展を營ましむるに必要なる、刑罰の體系が組織せらるゝならば、構外作業はその特種性に因り、その執行手段として、必要缺くべからざる新使命を帶ぶるに至るであらう。

刑政統計法

第一回窃盗罪の時的統計法

（其ノ一、窃盗罪）

赤塚孝

著稿に際しての斷想

一　序說

二　窃盗罪の季節的變動（本稿）

三　窃盗罪の一般的趨勢（次稿）

著稿に際しての斷想

最近に於ける統計學の進歩は極めて顯著なものがあり、從來の如く單に會社、產業、又は人口、財政等を對象とする諸學の研究の補助として應用せられるにとゞまらず、生物、心理、或は教育等凡ゆる社會現象を對象とする諸學は勿論、社會活動の全ての部門に於ける科學的研究より、引いては國家諸政策の總部面にまで統計學が基準として應用せられるに至り、遠からざる將來に於ては統計法（統計的研究方法）は一般人の常識となるべきもの、否常識とならねばならない機運すら見えるに至つて來た。

然るに吾が行刑界を觀るとき、……過去數十年來吾が國、行刑界の指導的役割を持し來つた本誌「刑政」を通覽するとき、其の理論的研究即ち抽象的な研究は質的にも量的にも目覺ましき進展を見せて來たに不拘、其の實證的研究即ち統計的研究に就ては殆んど等閑視せられて來た傾向を認めざるを得ない。

勿論、一部秀れた統計的研究論文に接しないわけではないが、多くのものは統計數字の蒐集羅列、或は單純な其の計數の記述說明、若くは初等算術的解說といふ程度のものであつて、しかもこれ等が其の本文の一つの補助的役割として遠慮勝ちに頁の片隅をふさいでゐるに過ぎない。

無論統計法其のものは他の分科科學に其の共通の補助科學として、經驗資料を提供する、より謙遜な任務を持つものであり、又ヘーゲル（Hegel.）や、ヘンチッヒ（V. Hentig）の指摘する如く、一つの危險な學問であるかも知れない。（Hegel.; Kriminal-statistik und Kriminalätiologie. V. Hentig; Strafrecht und Auslese.）が併し統計法そのものが諸學乃至諸政策に有力に且適當に應用され得る時は、理論的研究は一層其の內容の豐富性と信賴度を增加するものであることに就ては何人も疑ひを存し得ないであらう。そして特に吾が行刑に就いて、其の運營が實證主義の刑罰理論の上に基礎をおくに至つた今日、必然的に多數の事象を綜合觀察し、犯罪現象を數量的に把握し、之より一つの客觀的規律性を見出さんとする統計的研究の併用が必要となつて來る……と考へ、玆に「刑政統計法」と題して諸君にも、そして私自身にも凡そ無味乾燥な數字に「生命の息吹きを與へん」とする試みとして稿を起した次第である。

（G. Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung. s 13

〝無味乾燥な數字に生命の息吹きを與へんとする試みは骨折甲斐がある。幾多の方法が誤謬であらうともこの努力こそ新しい觀點を得ることによつて報ひられるであらう。

元來、統計法は大量現象を對象とするものである。そして數量を取扱ふ方法を教へる科學は數學である。故に統計法の基礎を爲すものは數學であり、しかして統計法は相當高等の數學知識を必要とするものである。然るに私の十數年前に學んだ數學の朧げな記憶と貧困な高等數學に對する豫備知識を以てしては到底複雜困難な統計的證明、解析は期待せられ得べくもなく從て當然多くの未熟と缺陷とを藏する不完成品に終るであらうことは豫想に難くないところであるが、せめても魯才に鞭打つて代數書や三角法等の第一頁から記憶を新たにして、統計數字の「寶の山」にゴールド、ハンタースたらんとする私の熱意を買つて、終りまで御淸讀を乞ひ、そして又遠慮なき且好意ある御敎正を賜らんことを切望する次第である。

Graf Gleispach; Über Kindesmord, Arch. Krim. 27, 269

〝統計全體の中に大きな寶が横つてゐる。それを先づ第一に掘り起さねばならない〝

竊盜犯は一ヶ年の犯罪總人員の略半に近い數字を占め、又刑務所入所受刑者に就て見れば其の總數の約六割の大數を示し、而して其の中の半數以上のものは刑の執行終了後一年以内と云ふ恐るべき短期間に再び犯罪に陷つてゐる現狀である。

この誠に驚くべくして嘆かはしい實情に對して、政府は目下進行中の改正刑法草案中に「常習强竊盜者に對する不定期刑の宣告」を取入れてゐるが、又一方司法省では特に時局に鑑み、これを同改正草案から切り離して、獨立の法律案として明年度より實施する方針決定、目下刑事局、行刑局で鋭意、審議、立案進行中と聞き及び先づ本稿「刑政統計法」の對象にこの刑事政策上當面の問題たる竊盜を選び出した次第である。(尤も本稿全部を書き上げ活字となる頃には光輝ある皇紀二千六百年を迎へて居る事であらうし、そして第七十五議會も或は終了して居るかも知れないが)。

尙この外竊盜を選んだ理由に就て、一言說明しておきたい。といふのは第一には、元來統計法は大量觀察方法によつて、各現象を數量的に把握し、之を一定の標識の下に集合分析することにより偶然性の相互消去をなさしめ、諸現象の有する客觀性の認識を可能ならしめるものである。故に統計法は觀察度數の大なる程、客觀的規律性の認識を正確ならしめるものであつて、竊盜は其の數が非常に多く統計法上最適格を有すると云ふ統計的理由の外、竊盜罪は總犯罪の半を占め、多くの場合諸犯罪現象を代表するもの、謂ひ換へると竊盜罪に現はれる各種の統計的傾向は、全犯罪の傾向を左右するもの(刑政第五十二卷第二號公文氏行刑統計研究三七頁)ですらあると云ふことが玆に竊盜罪を選んだ第二の理由である。

最後に「行刑統計法」等と勝手な名稱を附したが、この中には「行刑統計」「刑事統計」乃至「犯罪統計」をも包含するものであることを附記する。そして又第一回の稿に於いては統計的研究方法自體の說述に、より重點をおき、現はれた諸統計的結果に就いての解釋は寧ろ第二義的のものとなつたことをお斷りしておく。

(尤も統計學は既述の如く一つの補助科學であるから統計法の目的、從て統計方法の爲し得る限界は統計として把つた大量を解析して其の客觀的規律性の發見すること自體にあり、其の見出したところの研究の結果が如何に理解せられ、又如何に根據づけられるかといふ事は最早統計法の領域外のものではある)。

竊盜罪の時間的統計法

一 序說

鼓に竊盜罪の時間的統計法とは、時の推移に應じて變動する竊盜犯罪の諸現象に對し、適當なる統計方法を用ひることにより、竊盜犯罪の有する客觀的規律性を見出さんとする試みをいふのである。卽ち竊盜犯の時間的變遷の姿、換言すれば竊盜犯罪の時系列(Time Series)によつて包括的に示されるところの變動からそこに內在するところの諸種の變動を抽出し、それに就いて變動の規律性を發見せんとするものである。而して此等所與の時系列が示す竊盜犯罪の變動現象は短期的變動と一般的趨勢とから成り立つてゐるものであるから此の兩者に就て研究を進めることゝする。

普通、統計法に於ては前者卽ち短期的變動は第一に不規則的變動(Irregular Movement)、第二に循環的變動(Cyclical Fluctuation)第三に季節的變動(Seasonal Variation)に分けられて居る。而して元來時系列の分析方法は經濟研究の隆盛に伴つて近年著るしく發達して來たものであるが、犯罪現象に於ては其の經濟に於ける循環の法則の如きものは殆んど其の時系列の間には見出すことが出來ないものである。一方偶然的な不規則的變化、或は季節的な時系列の變化はかなり鮮明に現はれて來るものであるから、此處には特に竊盜罪の短期的變動として月次統計による季節的變動のみを採り上げ、不規則的變動は年次統計による一般的趨勢の說明に附隨して研究して見ることゝした。

二、竊盜罪の季節的變動

犯罪に相當著るしき季節的變動のある事實に就ては夙に諸學者の注意を惹いたところであつて、其の研究資料、文獻も內外共にかなり豐富に存するが、最初にこの事象に留意したのは犯罪統計學の始祖ともいふべきアドルフ・ケトレー(Lambert Adolphe Jacques Quételet)であらう。

ケトレーは千八百二十七年より千八百二十八年及び千八百三十年より千八百三十一年までの佛蘭西の月次統計に據て之を考察し、竊盜罪の如き財產に對する犯罪は冬期に於て最も多く、夏期には減少することを指摘した。そして其の原因は冬期は貧窮の特に痛切に感ぜられる季節であるから竊盜罪の如き財產犯罪が增加すると說明してゐる。

刑政第53巻第5号
矯正図書館

(Quételet; Soziale Physik, nach der Ausgabe 1869 übersetzt von Dorn, 2 Band, 1921, s. 292)

ボンガー (W. A. Bonger) も同様窃盗罪其の他の財産犯の季節的變動を説明して冬期は生活物資に就て最も痛切に困窮を感ずる季節であるとの理由から冬期の增加現象を説明してゐる。(W. A. Bonger; Criminality and Econonic Conditions. Translated by H. P. Horton. p. 565)

又パアメリー (M. Pamelee) は冬期に窃盗罪其の他、之に類似する犯罪の多いことは低溫度の刺激による若干の影響の外、主として冬期に於ける經濟狀態の變化に存する、卽ち極めて少數の例外を除き大部分の職業は冬期に於て失業率の最も高い事實に徵し明白であり、更に又人間の物的慾望は寒冷期に至るに從ひ增加し、より多くの食物、衣類、防寒等を要求するに至り、又寒冷期に於ける娛樂は溫暖期のそれに比して遙かに多額の費を要する。斯くして冬期に於ては一方物的慾求の增大と反比例する物質的窮乏に伴ひ、益々經濟的壓迫の加重に窃盗犯、其の他の財産犯罪は增加すると說明して居る (M. Pamelee; Criminology. p. 69——.)

次にアシヤツフエンブルグ (Aschaffenburg) は獨逸に於ける千八百八十三年より千八百九十二年までの十年間の犯罪月別統計に據り窃盗罪の季節的變動を說明して、春が訪れると共に仕事口は多くなり、同時に暖房や照明や、冬着のための支出が少くなり、場合によつては全然不用となる。極端に云へば冬の間には絕對に必要であつた避難所も暫時の間は不必要となる。冬期の困窮はかくして、働く意思のある者にとつては除去されるわけである。又働く意思のない者は (斯ういふ者達の中に冬中は他人の財産を犯して居る者が多いが)、之等の者は浮浪者となつて、より刑事裁判官の前に全然其の姿を消さないまでも、刑事統計にまで現はれることはなくなるのである。

財産の危險は冬の訪れと共にまた始まる。此の場合には冬期は夜が暗いといふことが侵入窃盗に便宜を與へると云ふことも考へ得られる。併し增加の主たる原因は其の點に求めらるべきではない。此のことを痛切に證明するのは、

夏期と冬期との差異は單純窃盗に於ては重窃盗に於けるより大であると云ふ事實である。從つて反對に日々の糧に對する心勞、飢と寒さのため餘儀なくされる窮乏と共に、盗みへの誘惑に對する抵抗力が衰へる點に、主たる原因は求めらるべきであると。(Aschaffenburg; Das Verbrechen und seine Bekämpfung. 31)

以下參考までにアシヤツフエンブルグの其の統計表並に統計圖を揭載する

獨逸、1883——1892年に於て有罪を言渡された犯罪の各月の比

(Statistik des Deutschen Reiches. N. F. Bd. 83 II s. 82)

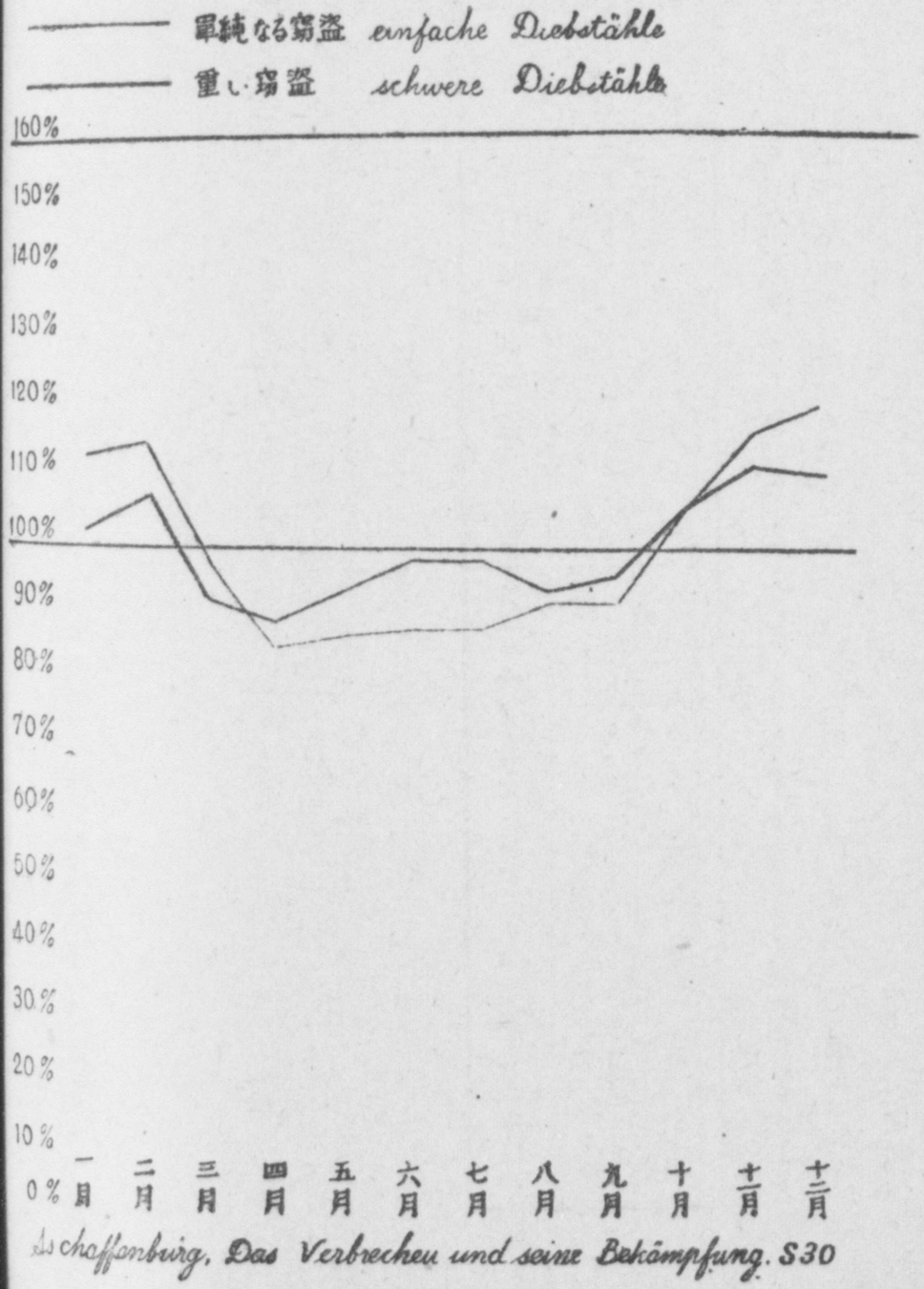
一年を通じて平均一日に 100 あるとした各月に於ては

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
單純窃盗	113	115	98	85	87	88	88	92	92	106	117	121
重窃盗	102	107	92	89	94	98	98	94	96	106	112	111

Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, s. 16

矯正図書館

獨乙に於ける犯罪と季節 1883-1892
(Statistik des deutschen Reiches N.F. 83. SII 57/53)



Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung. S30

次に吾が國に於ける窃盜の季節的變動に關する研究文献を渉獵して見ると、小野清一郎教授の法學協會雜誌（第四十三卷第三號）に發表せられた「季節による犯罪の增減」、松原重美判事の司法研究（第十七輯）「經濟狀態の犯罪に及ぼす影響に就て」、及び寺田精一氏の「犯罪心理學」等の中に之を見る事が出來る。

以下此等諸說をも紹介的に一應概說して、私自身の研究を進めてゆくことゝする。

先づ小野教授は同書に於て、大正元年より大正十年に至る十ケ年に亙り毎年の有罪判決に於ける窃盜罪の犯時月別平均をとり（第三十八乃至第四十七刑事統計年報に據り）且一年の內にて平均一日百人あるとせば、各月の內に於いては平均一日に幾人ある割合となるやを計算し（前揭アシヤツフエンブルグの統計法に同じ）次の如き統計表を作られた。

日本、大正7——10年に於て有罪を言渡された窃盜犯罪の各月の比
（第三十八乃至第四十七刑事統計年報に據て作る）
一年を通じて平均一日に 100人あるとしたら、各月に於いては……

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
窃盜	106	107	100	99	94	91	96	103	98	98	100	107

そして窃盜罪の冬季に於ける增加は、前揭外國例と同樣に同季に於ける生活の窮乏に其の原因を歸すべきであると說明し、（前揭書二十一頁）尙アシヤツフエンブルグの獨逸の統計に比較すると左の二點を特色とするとして、（一）獨逸では窃盜は十月に於て既に平均以上に增加する。（單純なる窃盜一〇九、重き窃盜一〇六）然るに吾が國では十一月ま

刑政第53巻第5号　　矯正図書館

では平均を越さず、十二月になつて上昇する。(一〇七)これは獨逸では冬の來るのが早く、日本の方がおそいためである。(二)窃盗は七、八月に一つの波をなして高くなつてゐる。(九六、一〇三、九八)これは獨逸の統計に於ては全く見ることを得ざる現象である。この原因に就ては盛夏の候に於ける勞働機會の激減の結果であるまいかと思ふ。蓋し吾が國の夏は獨逸の夏よりも遙かに暑く種々の方面に於て生活活動が休止される傾向が一層多く、從て仕事の機會も減ずることも亦多しと。(前掲書三四頁乃至三六頁)

次に松浦氏は先づ第一表として、同様刑事統計年報に據る第一審刑法犯有罪被告人の月次統計により。

第一表　窃盗月別表　(第五二乃至五六刑事統計年報＝ヨル)

年次	總數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
昭和1	11,586	1,042	910	1,014	922	916	1,007	955	947	924	1,022	889	1,134
2	13,802	1,232	1,000	1,320	1,072	1,161	1,104	1,119	1,099	1,199	1,081	1,175	1,240
3	12,775	1,016	1,098	1,084	1,062	994	959	1,029	1,081	998	1,141	959	1,359
4	13,959	1,407	1,097	1,131	1,211	1,111	1,087	1,072	1,089	1,116	1,194	1,179	1,263
5	16,508	1,410	1,149	1,365	1,312	1,392	1,494	1,523	1,400	1,408	1,298	1,357	1,400
計	68,630	6,107	5,254	5,914	5,579	5,574	5,651	5,698	5,616	5,654	5,736	5,559	6,396
比率		% 8.89	% 7.65	% 8.61	% 8.12	% 8.12	% 8.23	% 8.30	% 8.18	% 8.22	% 8.35	% 8.09	% 9.31

第二表　窃盗月別表　(第二十四乃至第二十八東京市統計年表＝ヨル)

年次	總數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
昭和1	36,734	3,151	3,366	3,513	3,194	2,948	2,822	2,540	2,586	2,705	3,034	3,149	3,726
2	38,631	3,042	2,941	3,516	3,531	3,259	2,969	2,771	2,869	2,912	3,368	3,454	3,999
3	42,734	6,688	3,579	3,900	4,002	3,745	3,192	3,141	3,091	2,979	3,460	3,426	4,531
4	51,906	4,358	4,346	4,961	4,564	4,271	4,147	3,882	3,944	3,853	4,019	4,356	5,205
5	62,010	4,599	4,979	5,035	5,308	5,576	4,941	4,874	5,169	4,994	5,343	5,472	5,720
計	232,015	18,838	19,211	20,925	20,599	19,799	18,071	17,208	17,659	17,443	19,224	19,857	23,181
比率		% 8.11	% 8.28	% 9.01	% 8.87	% 8.53	% 7.78	% 7.41	% 7.61	% 7.51	% 8.28	% 8.55	% 9.99

第二表として東京市統計年表より據り。

同氏は右各統計表により、窃盗罪は十二月、一月、二月、三月に於て高率であり、特に一月、十二月は孰れも最高を示し、四月より急激に減少し十一月迄は大した變化なく孰れも低率である。

これによれば吾が國に於ても窃盗罪は冬季最も寒冷期に增加し春夏溫暖の候に至つて減少してゐる。その理由は冬期に於ける生活物資の窮乏、衣食住の費用の增加、收入の減少等季節の變化による經濟的窮乏を以て說明し盡せるであらう。(前掲書三三二頁乃至三三六頁)

第三に寺田精一氏は「犯罪心理學」に於て次の如き窃盗罪の初犯時の月別統計を揭げ。

竊盜（初犯）月別表（明治四十四年乃至大正四年刑事統計年報＝ヨル）

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
犯罪者 男	1,054.2	963.0	936.8	886.4	849.8	821.4	886.4	990.4	872.8	891.4	938.4	1,082.2
平均數 女	118.4	101.0	111.2	100.0	100.6	95.8	98.6	101.2	92.6	98.4	107.4	116.4

竊盜罪は寒き季節に著るしく多く、而して夏季に再び高い曲線を示すのは之は寒氣に伴ふ經濟狀態、並に節期に關係してゐる。卽ち吾が國從來の習慣として七月と十二月とは貸借關係を整理する月である。但し曲線が一月と八月とに高きは、陰曆の節期關係が殆んど一ケ月後れの一月と八月とに相當して居るからであると思はれる。

若し竊盜が單に寒冷に伴ふ生活上必要なる物資を得んとする關係よりのみ起るとせば、酷暑の候に竊盜が增加するが問題であると說明されて居る。（前揭書四一一頁）

以上を以て竊盜罪の季節的變動に就ての內外諸學說を大體概說したが、扨、仍て私は同樣に刑事統計年報により最近十ケ年間（昭和三年乃至昭和十二年）の竊盜罪第一審刑法犯有罪被告人の月別數に據つて次の四つ（初犯、前科者、初犯男女）の各季節的變動を調べて見た。而して得た此の四表の結果と先に揭げた諸表のそれとを比較し見て其の間に若干の相異のあることが見出される。（外國の諸例は別としても吾が國の前記例との間に於てすらも）

そして又、私の採つた統計法がまことにやゝこしい手數なものであると感ぜられる人も相當あると思ふ。

併しこの兩者の相異並に私の採つた統計法に就て敢て玆に紙數をさいて申し上げたいのである。

卽ち前揭の諸統計には大きな統計法的誤謬があると……（勿論各統計材料徵集の年次が異つて居るが竊盜現象そ

のものには左程に時代的な變化があるとは考へ得られない）先づ第一には前揭諸統計は月次統計の解析に不可缺の要件である季節的變動の抽出が全く無視されてゐることである。卽ち各季節的變動が完全に分離されてゐないといふこと、謂ひ換へると所謂竊盜罪の季節的變動として說明されてゐる諸表の數値は一般趨勢と合成されたものであつて決して純粹な季節的變動とはいひ得ないものなのである。

先にも述べたやうに時の推移に應じての統計數値の變動する現象、卽ち時間的數列の分析方法は其の中心にあつて徐々な規則正しい趨移を示すところの一般的な趨勢的變動と個々の時點に於て樣々にはたらいて此の趨勢的變動を攪亂する短期的變動との二つの作用に分けて考へて見ねばならない。而して季節的變動は後者の一つであつて、前揭諸表に採られた樣に單に數年間の各月の平均を求めることにより偶然的な不規則變化は除去出來るが）決して一般的趨勢は除去されるものではない。純粹な季節的變動を完全に分離することは不可能である。（又各月の平均を求めることにより不規則變化を除去する場合に於ても、獨逸の諸例の如く、又は小野敎授の採られた如く少くとも十ケ年位の平均數を求めなければ偶然性の相互消去は困難だと思ふ。而して此の選び出す年次も可及的に諸法律的事情の變動の少ない時期、特に竊盜罪の如き財產犯罪に就ては經濟事情の變異の少ない時期を選ぶことの必要なのは謂ふまでもないことである。

以下具體的に例を引用して說明すれば、例へば前揭、東京市統計年表に據る松原氏の統計表（第二表）に於ては昭和元年の東京市に於ける竊盜犯罪件數は三萬六千七百三十四であるが同五年の其の數は六萬二千十と約倍加してゐる。而してこの增加數は全然季節的變動には無關係のもので一般增加趨勢を示すものである。故に一月の平均（玆では合計）一萬八千八百三十八といふ數値が十二月に二萬三千百八十一と增えてゐるからと云つて一月より十二月は季節的に犯罪が增加するとは云ひ得ないことは自明の理であらう。（なんとなれば旣述の樣に一月から十二月に至る一年の間には五年間に約倍加する丈けの趨勢的變動を含んでゐる）故に各月につき一月當りの趨勢的變化額を統計法的に

刑政第53巻第5号
矯正図書館

計算し之を其の各月の平均から差引いて始めて吾々は完全に分離された季節的變動を知り得るのである。

併し統計法に於て右に謂ふ如く季節的變動を分離することは元々非常に困難な問題であり、諸種の方法も亦種々の缺點を持つものではあるが、大體米國の經濟學者パーンズ教授（Dr. M. Persons）（一九一九）が用ひたところの連鎖比較法（Median Link relative Method）（先づ各月の數値につき平均を求める季節的變動指數算定法）趨勢値相對法（各月の數値を夫々の月の趨勢を示す値に對する百分比であらはした後、同じ月のかゝる百分比につき平均を求める方法）と第三に其の與へられた原材料につき直ちに平均を求める直接平均法の三を擧げることが出來る。

そこで此の最後の直接平均法を採り前引例の統計表を訂正（一般趨勢を除去し、季節的變動のみを抽出）すると次の如くに變つて來る。（括表との比較對照の便の爲め比率を更に指數……各月の算術平均を百として……に變更）

右統計表並圖表中、松原氏のそれによると十二月（九七）二月（九九）は平均（一〇〇）にまでも達せず決して同氏のいはれるが如く高率とは云ひ得ないのであり、又十一月（一〇三）の方が反つて平均を超えて高率を示して居り（同氏は右統計を無視して十一月は概して最低を示すと記述されてゐるが―前揭書三三六頁）所謂寒冷期に高く、春暖期から秋期にかけて減少する窃盜罪の季節的變動を示して居ないがこれは既述の

前揭窃盜月別表（第二十四乃至第二十八東京市統計月表ニヨル）の修整

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
前	自昭和元年 至昭和五年 計	18,838	19,211	20,925	20,599	19,799	18,071	17,208	17,659	17,443	19,224	19,857	23,181

揭表	比率												
	平均を100とする指數	97	99	108	106	102	93	88	91	90	99	103	120
		% 8.11	% 8.28	% 9.01	% 8.87	% 8.53	% 7.78	% 7.41	% 7.61	% 7.51	% 8.28	% 8.55	% 9.99
直し接修均整法による	前揭表より趨勢値を除いた計	21,448	21,339	22,521	21,663	20,331	18,071	16,676	16,595	15,847	17,096	17,197	19,989
	同比率	% 9.38	% 9.33	% 9.85	% 9.47	% 8.89	% 7.90	% 7.29	% 7.25	% 6.93	% 7.47	% 7.52	% 8.74
	季節的變動指數	113	112	118	114	107	95	87	87	84	90	90	105

五ヶ年に於ける趨勢的變化値の決定

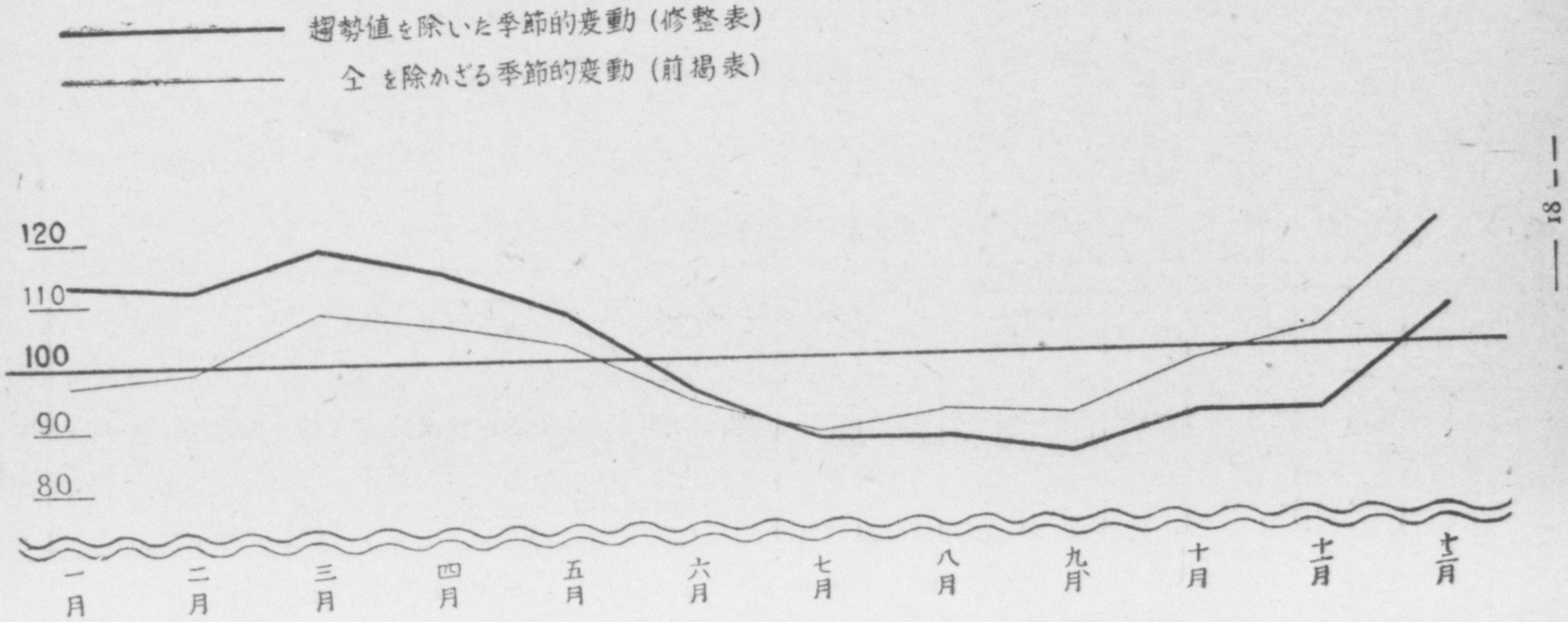
t	y′	t²	ty′
1年	36,734	— 2	— 73,468
2年	38,631	— 1	— 38,631
3年	42,734	0	0
4年	51,906	1	51,906
5年	62,010	2	124,020
		10	—112,099
			+175,926
			63,827

直線的趨勢線の公式

$y = A + Bt$

$$B = \frac{\Sigma ty'}{\Sigma t^2} = \frac{63,827}{10} = 6,382 \quad \therefore \frac{B}{12} = 532 = \text{一ヶ月の變化値}$$

前掲窃盗月別表による季節的変動と之より趨勢値を除いた季節的変動との比較圖



如く季節的變動には無關係な一般的趨勢を無視した結果に因るものであることは右趨勢値を除いた修整表により明瞭である。卽ち右修整表によると十一月（九〇）までは低く十二月（一〇五）に至つて一躍增加し一月（一一三）二月（一一二）三月（一一八）と高率を示し以後漸次減少して十一月に至るといふ略定說通りの曲線を示して來るのである。

又同氏第一表も同樣方法により昭和元年乃至昭和五年の間の一般的增加趨勢を消去して見ると次の如き季節的變動指數を示し、私の後掲統計と略同樣の變動を示し、決して吾國の統計が十二月に最高を現はすものでなく（十二月から急增するが一月に入つて始めて最高に達する）且四月に至つて初めて激減するもの（前掲書三三六頁）ではないことをも知り得るのである。

前掲窃盗月別表（第五二乃至五六頁事統計年報ニヨル）の修整

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
前掲表	自昭和元年至昭和五年計	6,107	5,254	5,914	5,579	5,574	5,651	5,698	5,616	5,654	5,736	5,559	6,396
	比率	% 8.89	% 7.65	% 8.61	% 8.12	% 8.12	% 8.23	% 8.30	% 8.18	% 8.23	% 8.35	% 8.09	% 9.31
直接法による修整表	趨勢値を除かざる計	6,524	5,587	6,164	5,749	5,657	5,651	5,615	5,449	5,404	5,403	5,142	5,896
	比率	% 9.50	% 8.13	% 9.03	% 8.42	% 8.29	% 8.28	% 8.22	% 7.98	% 7.92	% 7.92	% 7.54	% 8.64
	季節的變動指數	115	98	108	101	99	99	99	95	95	95	90	104

矯正図書館
刑政第53巻第5号

五ヶ年間に於ける趨勢的變化値の決定

	t	y′	ty′	t²
昭和1年	— 2	11.586	—23.172	4
2年	— 1	13.802	—13.802	1
3年	0	12.775	0	0
4年	1	13.959	13.959	1
5年	2	16.508	33.016	4
			— 36.974	10
			+ 46.975	
			10.000	

直線的趨勢線の公式

$$y=A+Bt \qquad B=\frac{\Sigma ty'}{\Sigma t^2}=\frac{10.001}{10}=1.000$$

$$\frac{B}{12}=83.3 \text{ 三一ヶ月ノ變化値}$$

以上と同様に小野教授の採られた方法も絶對數は示されて居ないが、單に十ケ年の平均をとり、一年の內で平均一日百人あるとして各月の內に於て平均一日に幾人ある割合なりやを計算された丈けで（前揭書二四頁）決して其の所謂季節的變動から趨勢的變動は分離されて居ないやうに思はれる。而して同教授の據られた大正一年乃至大正十年の十ケ年間に於ける窃盜有罪被告人の數は二萬四千七百九十三人から一萬七百二十人と其の間半減以上の大變動を見た期間ですらあるのである。

寺田氏の表に就ても云ひ得るが同氏のとられた單に他人の財物を窃取するとされてゐるもの、初犯者に就ては明治四十四年乃至大正四年の五年間には左程顯著な趨勢的變動を示してゐないから先づ無難といひ得るであらう。

次に寺田氏のを除いては以上諸表は一律に窃盜有罪犯の總人員又は犯罪件數の總數に就いて其の季節的變動を見て居られるが、最近に於ては吾が國窃盜犯中前科者は約六割强を占めて居り、而して此等前科者は其の內一割乃至二割といふ誠に驚くべき比率を示しつゝ刑務所の門を出て後僅かに三月以內に於て早くも再犯に陷つて居るのである。そして其の再入の罪名も亦殆んど同樣窃盜罪を繰り返して居るのである。(窃盜罪の再犯率及同罪前犯罪名と再入罪名との相關係に就いては後に研究する）此の二つの現象を併せて考へる時、前科者に就いては其の全てに付季節的影響と犯行の相關を考へることは必ずしも正鵠を得たものといひ得ないであらう。卽ち前科者の犯罪の多くは季節的寒暖の高低に影響されるよりも寧ろ端的にいへば刑務所釋放の時期如何に支配されると云つても決して過言ではないのである。(此の事は從來の諸犯罪統計では餘り考へられてゐないやうに思はれる）故に犯罪原因を探求する立場から季節による犯罪の增減を研究するには此等前科者は取り除いて初犯者にのみ考へることが當を得てゐる。(尤もかほどにまで神經的に考へない限り、刑務所收容の受刑者の出入時期は略春夏秋冬平均して居るから此の問題は相互に相殺平均されて左程にまで統計法上大きな變動をもたらさないものではあるが)。

そこで私は刑事統計年報に據り昭和三年乃至昭和十二年の最近十ケ年に亙る第一審窃盜有罪被告人の犯罪時月次統計を前科者と初犯者に分け、又初犯者を男女の性別に分離して、各直接平均法により別々に其の季節的變動指數を求めて見た。

年＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
昭和 3	613	641	618	655	646	590	627	657	586	658	543	765	633
4	831	625	698	717	690	651	664	709	641	695	710	720	696

	5	760	603	773	656	807	880	820	853	798	696	807	798	771
	6	709	743	786	814	834	721	739	760	758	897	832	827	785
	7	762	800	942	928	941	907	960	923	880	966	754	762	877
	8	1,094	970	994	994	881	1,210	949	975	883	991	896	837	973
	9	968	1,044	1,165	1,210	1,260	1,182	1,085	1,209	1,028	1,173	1,102	1,042	1,122
	10	1,168	1,022	1,097	1,064	1,046	924	989	1,011	931	1,125	1,003	1,021	1,033
	11	1,078	1,044	1,369	1,052	963	1,195	1,016	1,033	959	1,038	826	1,071	1,054
	12	1,048	979	1,301	1,020	902	1,024	1,046	1,043	959	1,023	949	1,031	1,029
a 10ヶ年間平均		903.1	848.9	974.3	911.0	897.0	928.4	889.5	917.3	842.3	926.2	842.2	887.4	
b 修整値		+24.0	+19.2	+14.4	+9.6	+4.8	0	— 4.8	— 9.6	—14.4	—19.2	—24.0	—28.8	
c 趨勢的變動ノ修整		927.1	868.1	988.7	920.6	901.8	928.4	884.7	907.7	827.9	907.0	818.2	858.6	
d 平均を100とする季節的變動指數		104	97	110	103	101	104	99	101	93	101	92	96	

第一審 窃盗有罪被告人の季節的變動

第二表 初犯者

年＼月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
昭和	3	403	452	466	398	347	369	402	424	412	483	416	594	431
	4	576	472	433	494	421	436	408	380	475	499	469	543	467
	5	650	546	592	656	585	614	703	547	610	602	550	602	605
	6	541	644	594	639	591	521	533	537	463	575	636	619	574
	7	957	623	723	729	733	606	320	656	659	663	553	536	647
	8	743	748	767	719	742	634	633	856	630	633	655	656	701
	9	776	746	845	746	722	605	623	693	610	684	695	630	698
	10	732	645	661	621	646	603	643	606	515	686	571	604	628
	11	722	688	730	679	697	605	612	721	699	609	614	659	670
	12	672	650	657	647	642	533	545	695	543	546	557	712	617
a 十ヶ年間平均		677.2	621.3	648.3	632.8	612.8	552.6	542.2	611.5	561.6	598.0	571.6	615.7	
b 修整値		+ 9.0	+ 7.2	+ 5.4	+ 3.6	+ 1.8	0	— 1.8	— 3.6	— 5.4	— 7.2	— 9.0	—10.8	
c 趨勢的變動ノ修整		686.2	628.5	653.7	636.4	614.6	552.6	540.4	607.9	556.2	590.8	562.6	604.9	
d 平均を100とする季節的變動指數		114	104	108	106	102	92	90	101	92	98	93	100	

刑政統計法

的變動による攪亂の加つた數値を得る。

斯くて各々の同じ月につき平均を求めた結果は、全期間の略々中央の年に於ける夫々の月の趨勢を示す數値に、夫々の季節的變動の加つた數値を得ることになる。

結果は略々中央の年に於ける數値を示すことになる。

存するものである。また一般的趨勢に就いていふと一年つゝ隔つた同月の數値は規則正しく變るものであるから其の平均によつても何等變りなく殘

又これに反し季節的動搖は同じ月については互に等しいわけであるから、これによる攪亂は平均によつても何等變りなく殘

犯罪の增加の年も減少もあるから、これを平均することにより略々相殺して其の影響は消去される。

の平均の結果、偶然的な雜多な短期の不規則的變化による攪亂はかなり排斥される。何となれば十ヶ年の長い期間内には其

の各月の數値は既述の如く一般的趨勢を示す値に短期の季節的及偶然的諸變動が加つて、これをかき亂したものであるが、

a 先つ第二表前科者の表に付、十ヶ年間に亙る同じ月の算術平均を求める。

統計的知識の少ない人の爲に本表の統計法に就いて以下若干紙數をさいて說明を加へると。

(b) 次に最小自乘法により一ヶ月當りの趨勢的變動の變化値を知り、(a)の平均から趨勢的變化の影響をとり除く。これ(a)の各年平均は相互の關係に於いて季節的變動の外、趨勢的變化をも示すから後者をとり除き、前者の關係のみをあらはすやうにするのである。卽ち全期間の年平均を基礎として最小自乘法（method of least square）に依つて算定した半年單位（普通は年單位だがこゝに與へられた年數は偶數なるを以て後掲直接平均數理解析の如く計算の便宜上半年を單位とした）の一次の趨勢的變動の方程式、$y=A+Bt$ に於ける常數Bの1/6 卽ち一ヶ月の趨勢的變化値を六月を基礎零として（特に六月を基準點とする必要はないが經驗的に此の方が便利である）其の前月五月には一倍卽四・八を四月には二倍の九・六、三月には三倍、二月には四倍、一月には五倍を各對應月の(a)の欄の各數値に加へ、一方七月には一倍、八月には二倍、九月には三倍、十月には四倍、十一月には五倍、十二月には六倍を各對應月の(a)欄から減ずるのである。

(c) 欄は卽ち其の修整の結果である。

(d) 如上の相互の關係において季節的變動を示す數値を更に趨勢を示す値を中心として上下への攪亂として割合的にあらはさんがため、これら十二ヶ月の數値の算術平均を求め、各月の値をこの平均への百分比を以て示したもの、卽ち季節的變動指數を求めたものである。(d)欄は斯くして得たるところの結果を示すものであるが、此の計算手續は(c)欄の各數値をXとし其の平均値をMとし、(d)欄の指數をSとするならば、

$$Si=\frac{Xi}{M}$$

（尙より正確を期するためには月の大小をも考慮に入れるべきであるがこれは結論を動かす程の差異を現はすものではないと考へ此處では其の手數を省略した）

尙第一表及第二表b欄の最小自乘法による修整値の算出法は次の如し。

十ヶ年に於ける**前科者**の趨勢的變化値の決定

y′	t	ty¹	t²
633	−9	−5,697	81
696	−7	−4,872	49
771	−5	−3,855	25
785	−3	−2,355	9
877	−1	−877	1
973	1	973	1
1,112	3	3,363	9
1,033	5	5,165	25
1,054	7	7,378	94
1,029	9	9,261	81
計		−17,656	330
		+27,143	
		9,487	

直線的趨勢線の公式　$y=A+Bt$

$$B=\frac{\Sigma ty^1}{\Sigma t^2}=\frac{9487}{330}=28.74=\text{半年間の變化}$$

一ヶ月ノ變化値$=\frac{28.74}{6}=4.79=4.8$

十ヶ年に於ける**初犯者**の趨勢的變化値の決定

y′	t	ty′	t²
431	−9	−3,879	81
467	−7	−3,269	49
605	−5	−3,025	25
574	−3	−1,722	9
647	−1	−647	1
701	1	701	1
698	3	2,098	9

628	5	3.140	52
670	7	4.690	49
671	9	5.553	81
		−12.542	330
		+16.182	
		3.640	

公式 $y = A + Bt$

$$B = \frac{\Sigma ty^1}{\Sigma t^2} = \frac{3.640}{330} = 11.03$$

$$1ヶ月の變化量 = \frac{11.03}{6} = 1.83 = 1.8$$

扨、斯くしてだどしい珠算と計算器の御厄介により漸く算出した各表中。先づ。

第一表、前科者の季節的變動に就いて。

本表に付、吾々が氣づくことは前科者の示す月別曲線の波の高低が少ないといふこと、及從來諸說に述べられてるが如き季節的な規則性を殆んど示してゐないことである。

其の撒布の程度に就きては今更平均偏差、標準偏差、或は變化系數等の算出と手數な統計法をわずらはすまでもない。

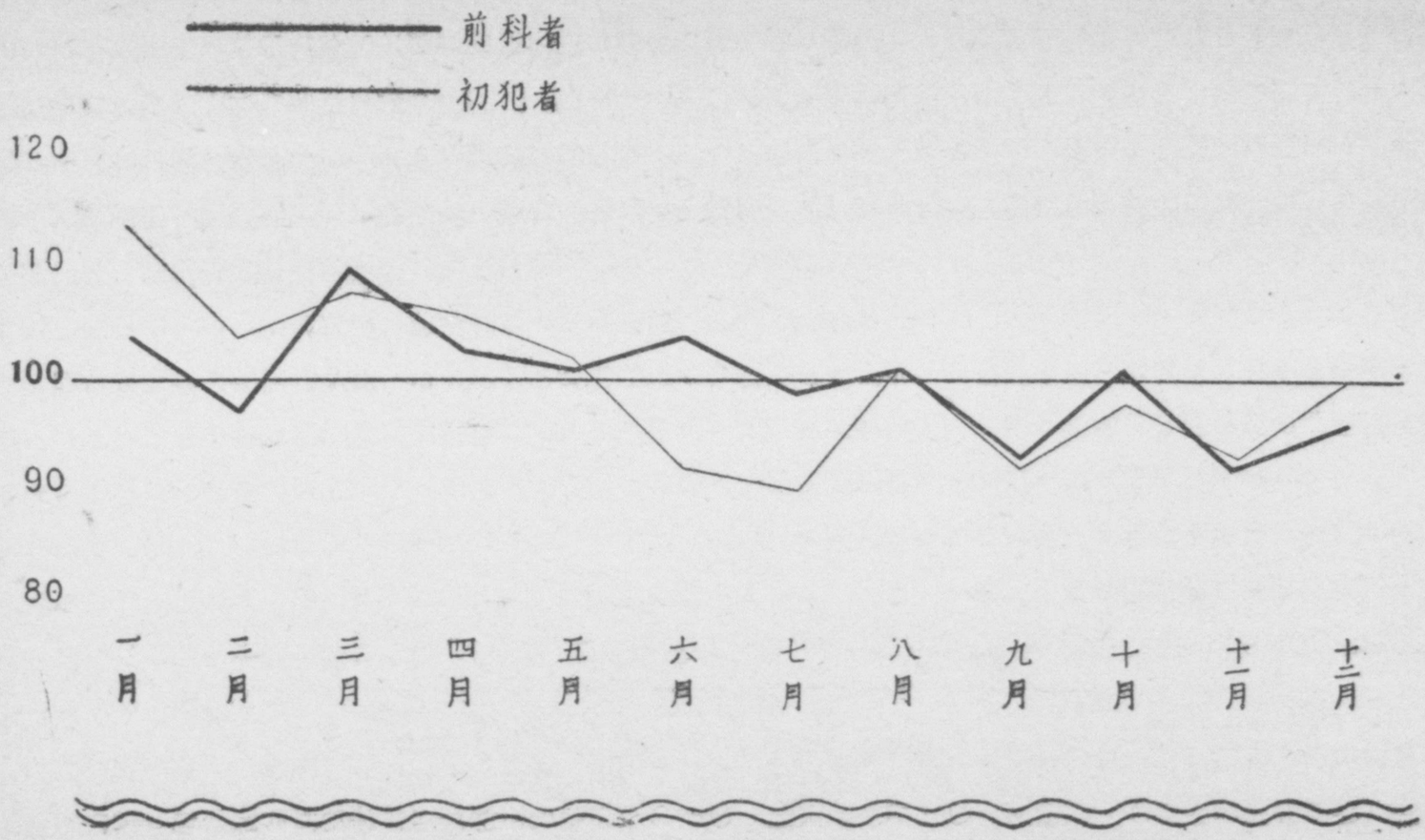
其の極大を示す三月の偏差は＋10で初犯者のそれは＋14（一月）である。極少も十一月が−8であり初犯者は−10（七月）を示してる。

この現象は前科者は初犯者に比して遙かに季節的影響の度合が少ないことを物語るもので、逆にいへば彼等前科者は初犯者比して時を選ばず竊盜を犯し易い性情を有するものといひ得るのである。

尚ほ此の兩者の季節的變動指數圖表を示すと。

第一審 窃盜有罪被告人の季節的變動圖表（其ノ一）

前科者と初犯者



矯正図書館
刑政第53巻第5号

右圖表に據り前科者は初犯者に比し殆んど季節そのもの（溫度の高低）の直接影響（心理的乃至生理的）、或は從來述べられた如き季節の變化に伴ふ間接の影響（寒暖に伴ふ經濟的影響、其の他夜間の長短等）には殆んど支配されて居ないことがわかる。

卽ち前科者の示す指數曲線は一月（一〇四）は稍平均より高いが二月（九七）は平均線の以下に下り、三月（一一〇）が最高を示し、四月（一〇三）五月（一〇一）も平均を超え六月（一〇四）で再び一月と同樣第二位の高位に上り、七月（九九）八月（一〇一）九月（九三）十月（一〇一）十一月（九二）と起伏常なきジグザグな曲線を示し、十二月（九六）の如きも又平均にすら達しないといふ有樣で其の間には殆んど明確な規律性を見出し得ないのである。

從て又斯くの如く季節的影響に支配されることが少なく、一方先きに述べた通り刑務所の門を出る時期如何等が其の犯罪時に付、强い決定力を有すると考へられ前科者を半數以上も包含する總竊盜罪の計數を其のまゝ季節と犯罪の統計法の對象とすることは決して當を得たものとは謂ひ得ないわけである。

第二表、初犯者の季節的變動に就いて。

初犯者の季節的變動曲線は、前科者の場合と異なり、秋季に於て谷となり（前科者の場合には十月は平均を超えてゐる）十二月に於て急增し（と云つて前述諸說の如く決して最高を示すものでなく未だ平均以上に出でてゐないことに留意されたい）一月に至つて最高率（一一四）を示し、二月三月四月五月と多く何れも平均を越し六月に至り激減を示してゐる。卽ちこれによると大體竊盜は前揭の獨逸或は吾國の諸統計と同樣冬季に增加し春から夏にかけて減少し秋に至ることに就いては同樣の結果を示してゐる。（其の減少の度合、速度等の相異に就いては後述）が併し獨逸の統計によると十月に於て既に平均以上に增加するのに（單純竊盜一〇六、重き竊盜一〇六）一方吾國では十一月は寧ろ低位を示し（九三）十二月に於て漸く平均に達し一月になつて始めて最高にまで上昇してゐる。

從來の吾國の統計では十二月に既に一躍最高を現はしてゐるが之は既述の如く一般的趨勢を季節的變動から分離することを忘れた統計法的誤謬から來ることは前揭の松原氏の竊盜月別表の修整表により理解されるであらう。（卽同第一表に於て、最高値を示す十二月の九・三一%は八・六四%に修整され一月の八・八九%は九・五六%に增加し共に一月が最高率を示すことになる）。

この獨逸統計と吾國の統計との間の時の遲れに就いては小野教授は獨逸の冬の訪れが日本より早いためであると說明されて居る。（前揭書三四頁）

私の統計では上述の如く趨勢値を分離修整することにより更に一ヶ月の時の遲れを示すことゝなるがこれは多の到來に伴ふ經濟的窮乏が直ちに竊盜部隊に犯罪行動を起さしめるものでなく、特に初犯者の場合に於いては其の間、若干の忍耐期を存するものと考へることによつて充分說明し得るものと信ずる。尙又經濟的窮乏より來る重壓に就いても多の到來により直ちに襲ひ來るものと考へるよりは一月に入つて一層加重されると考へる方がより合理的ではあるまいか。

次に春以降の減少期中七月乃至八月（私の表では八月）に若干の高波を爲してゐる原因に就いて、寺田氏は既述の如く「吾邦從來の習慣として七月十二月とは貸借關係を整理する月である。但し曲線が一月と八月とに於いて高きは陰曆の節期が殆んど一ケ月後れの一月と八月とに相當して居るからであると思ふ」（同氏犯罪心理學四一一頁）と說明されて居る。而して此の說明に對しては小野教授は「今日にも尙田舍に於て陰曆を用ひる事實はあると思ふが、しかし一年二期の決濟に因るのは寧ろ相當の信用ある者であつて竊盜や强盜を犯す者は多くは斯かる信用なき無資力者である。夏は我が邦の普通の家屋の構造上內部を覗き易いので空巢に依る竊盜が多いと說明をなす者もあるが、これも信ずることは出來ぬ（何故なれば詐欺も亦同じやうに增加してゐるからである）私は此の現象を以て盛夏の候に於ける勞働機會の激減の結果であるまいかと思ふ」と述べられ（前揭書三六頁）社會統計課編纂の「勞働統計要覽による工場勞働者の雇入及解雇の統計」により雇入の月別は八月、十二月が最低である事實を以て反駁されてゐる。

尙松原氏は又この小野教授の說に付、大正十三年乃至昭和二年迄の四ケ年に於ける工場勞働者及鑛山勞働者に就い

刑政第53巻第5号　　矯正図書館

て其の雇入及解雇の各月別數を算出した結果同教授所説の如き結果は得られないとして反對されてゐる（前掲書三三九頁）私も一應最近の勞働統計要覽（内閣統計局）、工場鑛山勞働者數調（内務省）、日本經濟統計總觀（朝日新聞社）等を調査して見たが同樣小野教授の所説の如き結果は得られなかつた。

結局此の現象は寺田氏の採られた大正初期當時の吾國に於いては或は同氏の所説の如く節期の影響があつたかも知れないが近時に於ては節期の制度は餘り存在を見ないし（特に竊盜犯罪の集中する都會に於いては）又小野教授の述べられる如く盛夏に於いて勞働機會の減少するものでもなし、寧ろ夏に山が出來ることは逆に六月から七月にかけて非常に低い谷があるから自然その山が高く見えるのであると考へれば簡單に説明がつくのではあるまいか。而して六月に至つて急激に減少して居るのは恐らく梅雨期の關係であつて、竊盜の機會が少ないことに歸因するものと考へられる。卽ち梅雨期には家人の外出が減少し空巢には苦手であらうし、雨中に放置してある物品もなく勢ひ屋外竊盜も減少し、又盛り場も人出が少く雜踏もなく、といつて傘をさしての風流な掏摸もあるまい、忍び込んでも雨中の搬出は相當困難を伴ふ等々六月から七月初旬にかけては盜人の休業季節でもあると解釋して以上の激減現象を一應説明しておきたい。

尙強ひて私見をいへば、竊盜罪は最も普遍的な犯罪だけに、先づ其の類型が多種で手段のみから分類しても屋内外の竊盜、又屋内竊盜にも忍込み、空巢、住込、等、屋外竊盜に就いても掏摸、箱師、掻拂等々數十種類を擧げることが出來、其の犯罪原因の如きも複雜多岐に亙り、多期に於ける其の增加を簡單に衣食住費用の增加、飢えを凌ぎ、寒さを防ぐための手段の窮乏等のみを其の原因に擧げて萬事終れりとなすことには甚だ物足りなさを覺えるものである。（右の如き説明は端的に云へば、冬期には竊盜犯罪が多いといふ事實に、多期には生計物資が多く入用である、而して生計に窮すれば盜みをするものが增加するであらうでありうといふ三段論法を簡單に結びつけただけのものである）

又、私の從來の職務上取扱つて來た數多の受刑者に就いての經驗上からも、直接の經濟的窮乏による所謂ジャン・バルヂャン式の同情に價する竊盜犯罪者は皆無といつてもよい程度で寧ろ其の不當な慾望を滿足せしめんが爲、竊盜を犯すに至つた所謂主觀的貧困窮乏が馳つて犯罪を爲さしむるに至つたものが殆んどであることよりして、竊盜犯罪の季節的變動の原因論に就いては尙以上の樣な竊盜犯そのものゝ類型的分類の上に立ち、そして季節に伴ふ諸經濟現象の變動、物價、實質賃金、生計費、景氣、或は遊興統計等々凡ゆる犯罪と有機的つながりを有する經濟現象との關係數、相關比等を求め之を檢討、究明して見る必要があると思ふ。斯くすることにより或ひは上述の夏に於ける變異現象等も始めて正鵠な説明がつくと想ふ。

此の點に關しては回を改めて「經濟と竊盜の相關々係」として研究起稿する豫定である。

第三表、第四表初犯者男女の季節的變動に就いて。

初犯者を更に男女の性別に分つて其の季節的變動指數を求め且之を圖示すると次の如くである。

第一審　竊盜有罪被告人の季節的變動

第三表　初犯者（男子）

年＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
昭和 3	386	443	356	392	339	365	397	421	403	475	406	579	414
4	564	459	417	489	413	430	401	376	464	487	454	529	457
5	642	543	582	649	574	605	693	539	602	593	540	596	597
6	530	627	577	630	583	512	526	532	457	562	613	603	563
7	952	623	715	718	721	595	303	652	650	654	547	530	638
8	730	724	756	709	724	626	623	849	622	628	634	643	689
9	762	735	827	734	711	588	614	677	600	665	672	614	683
10	718	629	652	604	637	591	630	600	507	675	559	590	616

11	702	684	714	665	684	589	603	704	584	596	603	639	647
12	659	638	660	639	632	524	537	686	534	533	539	698	607
a 10ヶ年間平均	664.5	610.5	625.6	622.9	601.8	542.5	532.7	603.6	542.3	586.3	556.7	602.1	
b 修整値	+9.0	+7.2	+5.4	+3.6	+8.1	0	−1.8	−3.6	−5.4	−7.2	−9.0	−10.8	
c 趨勢的變動ノ修整	673.5	617.7	631.0	626.5	603.6	542.5	530.9	600.0	536.9	579.1	547.7	591.3	
d 平均を100とする指數	114	105	107	106	102	92	90	102	91	98	93	100	

一ヶ月當りの變化値＝1.8

第一審　竊盜有罪被告人の季節的變動

第四表　初犯者（女子）

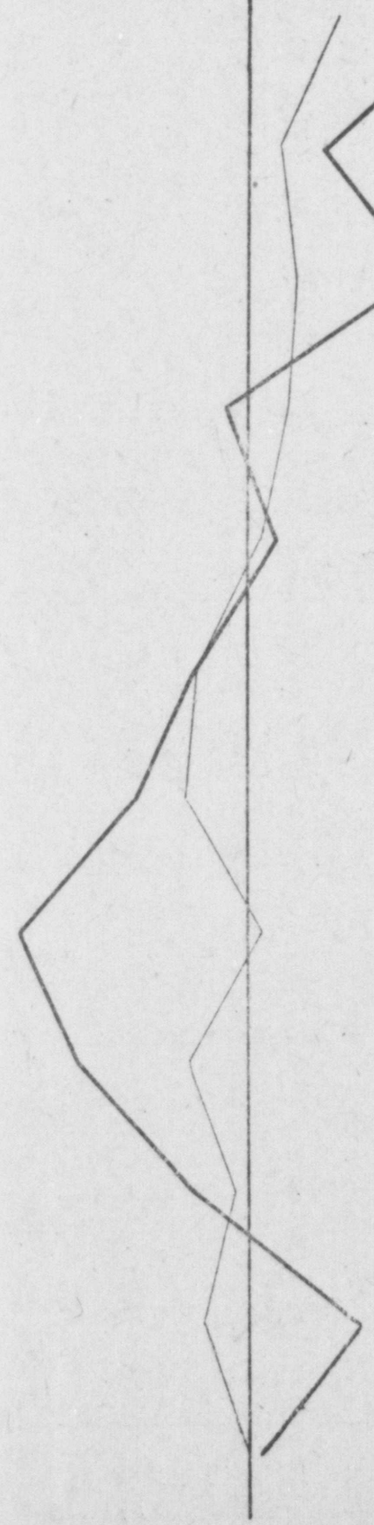
年＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
昭和 3	17	9	10	6	8	4	5	3	9	8	10	15	9.9
4	12	13	16	5	8	6	7	4	11	12	15	14	10.3
5	8	3	10	7	11	9	10	8	8	9	10	6	8.3
6	11	17	17	9	8	9	7	5	6	13	23	16	11.8
7	5	5	13	11	12	11	17	4	9	9	6	6	9.0
8	13	18	11	10	18	8	10	7	8	10	21	15	12.4
9	14	11	18	12	11	17	9	16	10	19	23	16	14.7
10	14	16	9	17	11	12	13	6	8	11	12	14	12.2
11	20	4	16	14	13	16	9	17	15	13	11	20	14.0
12	13	12	7	8	10	9	8	9	9	13	18	14	10.8
a 10ヶ年間平均	12.7	10.8	12.7	9.9	11.0	10.1	9.5	7.9	9.3	11.7	14.9	13.6	
b 修整値	+2.0	+1.6	+1.2	+0.8	+0.4	0	−0.4	−0.8	−1.2	−1.6	−2.0	−2.4	
c 趨勢的變動ノ修整	14.7	12.4	13.9	10.7	11.4	10.1	9.1	7.1	8.1	10.1	12.9	11.2	
d 平均100をとする季節的變動指數	134	113	126	97	104	92	83	65	74	92	117	102	

一ヶ月當りの變化値＝0.4

矯正図書館
刑政第53巻第5号

第一審窃盗有罪被告人の季節的変動圖表（其ノ二）

初犯者（男と女）



右により女子竊盗罪の季節的變動曲線も十一月の例外（十二月より高い）を除いては大體既述の如く冬期に於いて増加し、春以降秋にかけて減少の傾向をたどつて居ることが解る。（此の十一月が高率を示してゐるのは、恐らく女子の竊盗犯の數が右表の絶對數が示す如く極く僅少なるため、何等かの偶然的數字に依て煽はされた一時的の現象だと思ふ）

而して此處に吾々の注意を牽くことは、女子の示す曲線が男子のそれに比して非常に其の高低の波の差が甚だしい點である。

此の現象が若し上述の如く其の計數の僅少なるに歸因する偶然的な現象でないとすれば、女子の竊盗犯罪は季節に影響されることが男子のそれに比してより強いと說明しなければならないわけである。

（此の點に就き寺田氏は前揭書四一二頁以下に於いて逆に「女子に依つて行はれる竊盗罪が男子に比して月次と密接な關係を有しないのは」云云と述べられて居るが同氏の表（前揭）を見ても其の數が僅少なるに因するものと想像される若干の不規則な變動はあるが男子の曲線が示すそれに比して氏の謂はれるが如く左程に密接な關係を有しないものとは考へられない）。

而して此處に吾々の注意を牽くことは、女子の示す曲線が男子のそれに比して非常に其の高低の波の差が甚だしい點である。

此の現象が若し上述の如く其の計數の僅少なるに歸因する偶然的な現象でないとすれば、女子の竊盗犯罪は季節に影響されることが男子のそれに比してより強いと說明しなければならないわけである。

（此の點に就き寺田氏は前揭書四一二頁以下に於いて逆に「女子に依つて行はれる竊盗罪が男子に比して月次と密接な關係を有しないのは」云云と述べられて居るが同氏の表（前揭）を見ても其の數が僅少なるに因するものと想像される若干の不規則な變動はあるが男子の曲線が示すそれに比して氏の謂はれるが如く左程に密接な關係を有しないものとは考へられない）。

即ち女子は男子に比較して季節に伴ふ經濟的關係に支配されることが多いと謂はねばならないことゝなる。

從來の通說は女子は其の生活に於いて男子に依存するものであるから寧ろ經濟的關係に制限されることが少ないと說明されてゐるが、併し女子にして尙敢へて竊盗を犯すものは寧ろ斯くの如く男子に依存して生活し得る階級のもの以外にこそ多いのではあるまいか。斯く考へ來るとき通說に反して逆に女子竊盗犯こそ男子に比較して月次に因る經濟狀態の變動に強い影響を受けるものだとする方が理論的にも當を得てゐると思はれるのである。即ち、一般的には成程寺田氏の說かれる如く（前揭書四一三頁）「女子は男子のやうに家族の生活維持等の經濟的關係には制約せられることが少く、多くの場合男子の生活に依據してゐるもの」ではあるが、併し斯くの如き生活に安定を得てゐる惠まれ

た女性は又敢へて盜みをしなくとも濟む人々なのであつて女子にして尙盜犯に陷るが如き者は（病的の盜癖者は別として）寧ろこの種以外の部類の者と見る方が妥當だと考へるのである。

この事實は女子竊盜犯罪者の年齡の散布度を見ても最も男子の生活に依存し得る妙齡の婦女に割合に少なく（男子の竊盜犯罪者は二〇歲から二五歲位の間に其の各平均値、中位數、並數等を求め得るに不拘）寧ろ男子の關心を離れた中年者に密集して居ることよりしても統計法的に說明し得るのである。

尙春季殊に三月に女子犯罪者が著るしく增加してゐることは或は其の性的關係に支配され易く恰も春着を欲し戶外の出遊を多からしめる季節であることに歸因するのかも知れないが（寺田氏前揭書同頁）、併し同月が男子に於いても矢張り增加してゐる點から推測して私は此の增加現象も矢張り男子と同樣直接的な他の經濟關係に原因するものだと考へたいのである。

終りに臨み以上私は竊盜罪の季節的變動を求める計數を他の統計と比較の便宜上第一審有罪人員に採つたが刑事統計年報に示された此等の人員と其の犯罪月との關係に就いては一應疑問を持つものであること附記したい。なんとなれば竊盜犯の常態として一人一罪といふことは極く稀れで（昭和十二年に就いて常習特殊竊盜の如きは一人平均五十一件の犯罪數である）連續犯として數月に亙つて數十回の犯行の反覆して居る場合其の犯罪月を如何にして定めてあるかゞ甚だ不明瞭である。故に季節と犯罪の相關を知るためには如斯人を對稱として考へるよりは寧ろ犯罪行爲其のもの（例へば月別被害件數等）に付研究することが統計法的に（又犯罪原因の研究上）妥當ではあるまいかと考へるものであることを書き加へ擱筆。

Treatment of Presistent Offenders out of the United States

N. S. Timasheff

常習犯人の處遇に關する歐洲其他諸國の立法

ハーバード大學社會學部教授　エヌ・エス・ティマシエフ

(一)

犯人の處遇が箇別化せらるべきであるといふことは、應用犯罪學に於て、殆んど何人にも承認せられてゐる多からざる提案の一つであるのは疑ふべくもない。然らば、インデイヴイデユアリゼーション（箇別化）のプログラムはいかにして實行せられ得るものであるか。

この箇別化の一般手續の範圍内には數々の具體的な問題が起るのである。サイエンス（科學）はそのテイピカルなものを取つて研究し記述しなければならない。就中特別のトリートメント（處遇）を必要とする犯人のタイプ（型）に於て然りとするのである。立法者は特殊の場合に適合する處分を規定しなければならない。裁判官は、專門家及び實地從業職員（例へばプロベーション・オフイサーの如き）の助けを借りて、一々の特殊のケースに於ける的確なる判斷を討究し且つ之に對して最も適當と認めらるゝ處遇方法を命令しなければならない。而して、執行機關は、裁判官の監督を受け且つ前記の人々の助けを得て、最も效果的なる方法に於て命ぜられたる處遇方法を適用しなければならない。

品輩せられたる犯人のタイプの處遇についての實際上の問題は多々あるが、其の內で、執拗犯人（常習）（persistent offenders）の處遇について玆處にいさゝか研究してみたいと思ふの

である。

この執拗（常習）犯人の觀念はクリミノロジーに於ける所謂ソシオロジカル・スクウル（社會學々派）の創造する所である。一八八〇年代の初期に於て、この學派は次の二つの提案を發表したのである。卽ち（一）犯人は急性的及び慢性的とに分類せらるべく、而して、後者は更らにまた犯罪生活に於ける初心者と硬化してどうにもならない改善不能者とに區分せらるべく、（二）改善不能の犯人については刑罰として隔離が唯一の賢明なる方法である、と云ふのである。〔F. Liszt, »Der Zweckgedanke im Strafrecht« (1882)〕

歐洲に於ける常習犯人處遇に關する其後の發達にとつてはスウイスのストース（C. Stooss）の考案が決定的な影響を與へたのである。彼の意見によれば、刑罰の目的たる改悛の達成せられ得ないケース（犯人）があるもので、執拗犯人はかゝるケースに屬するのであるが、かゝるケースに於ては刑罰は他の處遇の方法に換へられなければならない、と云ふのである。而してストースはこの處遇方法に「社會保安處分」（measures of social security-mesures de sécurité sociale）なる名稱を與へたのである。此等の考へはスキスの聯邦政府の委託を受けて完成した一八九三年のスキス刑法草案に實現されたのである。この草案によれば、刑事が刑罰が効果なく且つ累犯を防止することができないと信じた場合には、不定期の豫防勾留（preventive detention-Sicherungsverwahrung）を以て刑罰に換へることを裁判所に許してゐるのである。

理論的にはストースの考へは誤つてゐたのである。といふのは、改悛が刑罰の唯一無二の目的とは考へられないのであつてそれは只だ目的の中の一つなのである。で、改善の不可能であるといふことから直ぐに刑罰が何か他のもので換へらるべきであるといふ理論は出て來ないのである。しかしながら、改善不可能である犯人に關しては改善を目的とする刑罰は他のトリートメント（處遇）に換へらるべきであるといふ考へは正しいのである。この草案が出來てから直ぐと執拗犯人のための豫防勾留といふことが犯罪學上の論爭の中心點となつたのである。（A）長い論爭の後で、一種の妥協が成立して一致點が見出されたのである。妥協の要點は次のようなものであつたのである——卽ち、或る一つのケースに於て、刑罰に報復といふことが必要ではないが、しかし、危險な人間に對する社會の防衞が必要である場合には、保安處分は刑罰に代るべきである。また、若し、報復に基いた刑罰が必要であるが、しかし、それが社會の安全といふ見地からして不十分と認められたならば、その時には保安處分は刑罰に追加せらるべきである、といふのである。而して、後の場合は執拗犯人の場合にあて適まるのである。

ストースの草案はまた他の點に於て重要なものであつたのである。それは、隔離の觀念に基いた特殊のトリートメントから少青年のみならず、同時に（一）精神缺陷者（二）常習泥醉者及び（三）執拗犯人の如く積極的に社會に對して反感を抱いてゐるのではないが、浮浪者、乞食、賣笑婦、スウトニュウル（賣笑婦と同棲して其收入で生活する男）等の如き消極的な反抗の態度を取つてゐる寄生蟲に似た社會の厄介物をも除いてしまつたのである。執拗犯人の範疇の制限が實行的であることがわかつたので、殆んど例外なく各國の成文法に援用されたのである。かくして、パージステント・オッフエンダー（執拗犯人）の問題は漸次具體的となり、殆んど同一の方法で解決され得ることになつたのである。（A）

（A）執拗犯人の一般的問題は一九一〇年には伯國のブラッセルス、一九一三年にはデンマルクのコペンハーゲンで開催せられたる國際犯罪學々會（International Criminological Association）のカングレッス（會議）で、更らに、一九二六年のブラッセルス及び、一九三七年のパリに於ける國際刑法會議及び一九三〇年のプラーグ及び一九三五年のベルリンに於ける國際行刑會議で討議に付されたのである。

（二）

執拗犯人を隔離するといふ考案を實際に適用したことについては、フランスが先鞭を着けた名譽を荷つて然るべきものである。それは一八八五年五月七日の「流刑」（»relegation«）に關する法律である。フランスに次いで法律の制定を見たのはノルウエーで、一九〇二年の刑法中の有名な第六十五條である。この法律は社會學派の刑法の熱心な主唱者であるゲッツによつて起草せられたものである。この二つの法律はいづれもこの學派の古い型のアイデアを適用したもので、執拗犯人に對しては彼等の社會からの隔離を確實にする或る一つの方法で刑罰が執行せらるべきであるといふリストの說に從つたものである。

一九〇五年九月二十日濠洲のニユウ・サウス・ウエールスでは常習犯人法」（»habitual criminal act«）を實施したのである。これは同じ濠洲のビクトリアの行刑局長エヴワンスの唱道した運動の具體化されたものである。この法は刑罰と保安處分とを妥協せしめんとする一番古い法律で、これに從へば、少くも三回又は四回重大なる犯罪を行つた犯人は（どのケースでは三回及びどのケースでは四回のセンテンス（刑の言渡）が必要であるといふことが特に法文に記載される）、普通の刑に處せられる上、これに附加して、「國王陛下の意圖の存する期間」（»during His Majesty's pleasure«）勾留に處せられ得るのである。（B）

（B）他のオーストラリアの諸のステートもこれに倣つたのである。ニユウ・ジーランドは一九〇六年十月二十九日に

ビクトリアは一九〇七年十二月三日、タスマニアは一九〇七年四月十三日、サウス・オーストラリアは一九一〇年、クキンスランドは一九一四年十二月三日、ウエスト・オーストラリアは一九一八年十二月二十四日に、それぞれ常習犯人法を實施したのである。英帝國の他の部分では、サウス・アフリカが一九一七年に此の法を創定したのである。

これと同じシステムが英本國の一九〇八年の犯罪豫防法(Prevention of Crime Act)によつて適用せられ、豫防勾留(preventive detention)が始めて英國の法律に採用せられたのである。このデテンション(勾留)は普通の刑罰に添加せらるるもので、期間は五年及び十年の制限内で判事によつて定めらるゝのである。政府の原案に從へば、この勾留の期間は「國王陛下の思し召し次第」(during His Majesty's pleasure)とあつたのである。

英國に於ける此の改革は歐洲大陸の立法に影響を及ぼし、爾來大陸各邦の刑法草案は常習犯人に關する類似の規定を包含することになつたのである。一九〇九年のドイツの草案はフランス及びノルウェーに於て採用されたシステムに做つたのである。一九一一年のオーストリアの草案は前のニュウ・サウス・ウエールス及び英國の妥協案に做つたものである。之に反して、一九〇三年及び一九〇八年のスキスの草案は依然として常習犯人に對しては豫防勾留を以て刑罰に代へるのである。一九一三年にドイツの新しい草案が公にされたが、これは妥協制を採用してゐるのである。

世界大戰の起つたために一時進歩は阻止されたが、戰後再び問題が採り上げられることゝなつた。スキスは一九一八年、ドイツは一九一九年、オーストリアは一九二二年、それ〳〵從來の見地に據つて新しい草案を公にしたのである。一九二一年にイタリーは「傾向に由る犯罪」(Criminality by inclination)なる概念を取り入れて新しい路を打開するべく試みたのである。これはロムブロゾーの創意である生來犯罪性の觀念を緩和したものである。

近年に至りてこの問題は急速な進展を見たのである。一九二七年四月二十二日にスエーデンは危險性犯人に對する社會保安處分に關する特別法を實施した。續いて三箇の獨裁制の國々が之に做つたのである。卽ち、ハンガリーは一九二八年のX法、スペインは一九二八年九月八日の刑法(—これは一九三一年四月十五日に共和政府によりて廢止)、ユウゴースラビアは一九二九年一月二十七日の刑法でいづれも危險性犯人に對する法規を設けたのである。一九二九年二月二十七日にノルウェーは新しい聲明によつて刑法第六十五條を廢止したのである。チエコスロバキアは一九二九年六月二十五日に、ベルヂヤムは一九三〇年四月九日に、いづれも危險性犯人に關する特別法を實施してゐるのである。一九三〇四月十五日のデンマルクの刑法及び一九三二年七月十一日のポーランドの刑法はいづれも右同樣の一節を設けてゐる。フインランドも一九三二年五月二十七日の特別法を以てこの運動に參加してゐる。一九三三年八月四日にはスペイン共和國は、時として「犯罪のない刑罰に關する法律」と呼ばるゝ法律に於てこの新しい思想に最も峻烈なる表現を與へたのである。一九三三年十一月二十四日に、新たに政權を握つたナツイスの獨裁政府は、一八七一年の古い刑法の中に常習犯人に關する草案の規定を採り入れたのである。一九三七年六月十六日に、スエーデンは保安處分を適用する範圍を擴張せる新しい刑法を以て一九二七年の法律に換へたのである。

一九三七年十二月二十一日に、四年の長い審議の後、統一された新しいスキスの刑法は聯邦議會によつて可決承認されたのである。一般人民投票による確認は一九三八年七月三日に決定されたのである。

今日猶ほ未だ法律となつて實施さるゝに至らない刑法草案の中、特にフランス(一九三二年のもの)とグリース(一九二四年のもの)の草案には常習犯人の處遇に關する章が包含されてゐるのである。

かゝる間に歐洲以外に在つてもこの運動は進捗してゐたのである。一九二八年六月二十九日のメキシコの刑法、一九三五年一月一日の支那の刑法、一九三六年二月十日のキユウバの社會防衞法はいづれも常習犯人の隔離を規定してゐるのである。一九三二年のアルゼンテイナの刑法草案及び一九三三年のブラジルの同草案も亦た同じ道を進んでゐるのである。

常習犯人の處遇に關する歐洲其他諸國の立法

(三)

バージステント・オフエンダー(常習犯人)に關する最近の法律並びにその草案は、いづれも似たり寄つたりで、一々別個のものとして研究するのは徒らに反復人を飽かしむるばかりで比較研究の一層示唆に富むだのに及ばないのである。研究は次の七ツの要點について試みたいと思ふのである。

(C) ロシヤに於ける刑法の發達は玆處では述べるわけにはいかないのである。といふのは、彼の國に於ては、多年、犯人の處遇が全く他の國とは異つた主義原則に基いて定められてゐて、特殊の問題について全く他との比較を許さないからである。最近數年間ロシヤは急激に報復的の古い殆んど「クラシック」と曰つても可い嚴罰主義に後戻りしてゐるのである。

(C)

(イ) 何人が新しいトリートメント（處遇）を適用さるゝか
(ロ) このトリートメントの本質は何か
(ハ) 何人が新しいトリートメントの適用に責任を有つか
(ニ) 刑の言渡の種類は何か、且つ服すべき處分の期間の長短如何
(ホ) 常習犯人の釋放せらるべき條件如何
(ヘ) 何人が釋放されたるものについて責任を有つてゐるか
(ト) 釋放されたるものゝ法律上の地位は何うか

(イ) 何人が適用を受けるか

茲處で論ぜらるゝトリートメントの目的はインコリジブル（改善不能）であることの確かめられた犯人を抽き出して處分するに在る。であるから、適用の第一要件は、犯人のこれまでの履歴の中に、幾度も矯正的のトリートメントを受けたことのあつて、しかも、それにも拘らず彼をして新たな犯罪を行はしめざるやうにすることができなかつたといふ事實の存することである。多くの法律及び草案は此の點を明確にしてゐるのであつて、以前行刑施設に於て受けた不成功に終つた刑の度數を記載してゐるのである。ノルウエー（一九〇二年）、オーストリア（一九一一年）、チエツコスロバキア、デンマルク、ドイツ（一九三三年）、スエーデン（一九三七年）は少くも二回、イングランド、ハンガーリ、ユーゴースラビア、ポーランド、フインランドは少くも三回、スエーデン（一九二七年）及びキユウバは少くも四回、ドイツ（一九〇九及び一九一九年）は少くも五回としてある。ケースによつては要件となつてゐる處刑の度數は行はれた犯罪の兇惡の程度に依つて定まるのである。重大性の大きい犯罪の度數の少ないのは重大性の小さな犯罪の度數の多いのに其の値が相當するものと考へられてゐるのである〔フランス（一八八五年及び一九三二年）、ニユウ・サウス・ウエールス及び其の後のオーストラリアのすべての州、スペイン（一九二八年及び一九三三年）、ベルヂック、イタリア〕。他の二三の立法ではきつぱりと度數を定めないで、「多く」といふ語を使つて、もつと彈力性のある方式を與へてゐるのである。〔スキス、ノルウエー（一九二九年）〕。屢〻時の制限が定められて、その期間の經過したる後は以前處刑されたといふ事實は危險性の徴候としての價値を失ふのである。即ち、只だ最後の五年間以內に（スエーデン、ハンガリー、ユーゴースラビア、ポーランド）又は最後の十年間以內に（フランス、イタリー）受けた刑罰が考慮の中に取らるゝのである。プリズンで費された日時は勿論控除さるゝのである。

ニユウ・ジーランドを先驅として、すべてのオーストラリアのステート、同じくオーストリア（一九一一年）及びドイツの法律は、常習犯人に對して制定せられたる特別の處分の適用につき、國外に於て行はれたる犯罪は國內に於て行はれたるものと同じく計算の中に入れることを特に明記してゐるのである。

一人の人間に隔離の保安處分を適用すべきものと宣告するために、この第一の條件の存在のみを以て足れりとするのは甚だ稀れで、フランスとベルヂヤムだけである。普通は、別に何か或る徴候が認められゝ場合にのみ、判事は隔離を適用することになつてゐるのである。これは、きまつて普通の處遇では恐らく不十分だらうとの考へからである。かういふ簡單な方式を適用してゐるのはスキス、オーストリア、スエーデン及びノルウエー（一九二九年）である。イングランドでは多少手加減を加へて、特別の處遇を與へることが社會の防衞にとつて利益なるべしと思はるゝ場合と指定してゐる。しかし、更らに一層複雜な形式で考案の明示されてゐるものゝ方が多いのである。或は犯人の危險性（新たなる犯罪の行はるゝ見込）が明かに列記され〔ノルウエー（一九〇二年）、オーストリア（一九一一年）、デンマルク、ポーランド及びフインランド〕、或は犯人が職業性犯人又は常習性犯人の範疇に屬するの事實が强調せられ〔ドイツ（一九一九年及び一九三三年）、デンマルク、ハンガリー、ポーランド〕、また或は犯罪への性癖又は執拗なる傾向の存在してゐなければならないことが規定されてゐるのである（スキス、スペイン、イタリー）。右の列示から分明なるやうに、往々にして二個の徴候が同じ法律に記載されてゐるのである。一般に

はこの二つの徴候といふのは犯人の危險性と及び職業性又は常習性犯人としての特質をいふのである。或る國々の立法には、この困難な任務に於ける判事を助けるために、二三の附屬的な徴候を列擧してゐるものがある。ノルウエー（一九〇二年）、イングランド、スペイン、チエコスロバキヤ及びイタリー等である。罪質、動機、犯人の一般行狀（イングランドでは「犯行の習慣及び生活振り」とある）、生計等がリストに上つてゐる。

普通は猶ほ第三の條件が要求せらるゝのである。即ち、新たに行はれた犯罪が一定の重大性を有つてゐなければならないといふことである。例へば、イングランドに於ては、最後の犯罪が少くも三年の懲役刑に處せられた犯人のみがこのトリートメントの適用を受けるのである。スエーデン及びフインランドも英國の例に倣つてゐる。オーストラリアの凡てのステートの法律に於ては、新たに行はれた犯罪は特別の表に記載されたる犯罪の數の中に入るものでなければならないのである。一九三七年のスエーデンの刑法に從へば、新たに行はれたる犯罪が懲役刑を以て罰せられるものであれば、それで十分なのである。

(ロ) 處遇の樣式

常習犯人のトリートメントは (一) 刑の加重であるか、又は (二) 刑罰に代る社會保安處分であるか、又は (三) 刑罰と保安處分との結合である。(三)の保安處分は刑の終了後に適用さるゝ

のである。

(一) このシステムは今日は已に歴史的の意味しかないのである。フランスは一八八五年にはこれを適用してゐたが、一九三二年の草案は現行の法律には從つてゐないのである。一九〇二年のノルウエーの刑法は法文の上にはこのシステムを採用してゐるが、實際には適用したことはないのである。一九二九年の刑法は別なタイプに屬してゐる。一九〇九年のドイツの最初の刑法草案は一九〇二年のノルウエーの刑法と同樣であつたが、一九一三年以來ドイツは第三のシステムに移つて行つたのである。第二のシステムは適用されてゐる處もあるが、むしろ例外に屬するものである。只だハンガリー、デンマルク、スウエーデン及びスウイザーランド（スキス）のみがこれを採用したのである。最も廣く行はれてゐるのは第三の折衷型のシステムである。

實際には各システムの間の差異は大したことはないのである。インコリヂブル（矯正不能）の犯人のための特別の施設の存してゐるのは只だ僅かに二三の國々だけで、其他の國々ではプレベンテイーブ・デテンション（豫防勾留）はプリズンで執行さるゝのである。特別の施設の存する處でもそれ等の施設とプリズンとの間には大した差異はないのである。

この處分は一般に「豫防勾留」（sprevenitive detention）と呼ばれてゐる（ドイツではジツヘルングスフエルワールングゲ

(Sicherungs-verwahrung——保安勾留）と云ふ」。ニユウ・サウス・ウエールス及びサウザーン・オーストレリアではデテンションの代りにコンファインメント（監禁）なる語を用ひてゐる。他のオーストレリアの諸州では全く不相當なる「リホーメートリー・プリズン」（矯正刑務所）なる語を用ひてゐる。

(八) 何人が處分を適用するか

大部分のケースに於ては、常習犯人の隔離はケースを審理する判事によつて命令さるゝのである。これには二三の例外がある。といふよりは、もつと精確にいふと、猶ほ別の手續が之に加はるのである。一九一一年のオーストレリアの刑法草案に從へば、判事は犯人に普通の刑罰を宣告し、且つ、刑期終了後、隔離の適用を申渡さなければならない。同じ判事は刑罰終了後猶ほ隔離が必要であるやいなやを決定しなければならないのである。

これに優ると思はれる方法はスエーデンのそれである。その國に於ては、豫防勾留の法律上可能であるケースは檢事を委員長とし少くも一人の判事及び一人の醫師をメムバーとする五人の特別委員の準備診査に付せらるゝのである。只だこの委員の意見が肯定的である場合に限り、判事は犯人に豫防勾留を宣告することを許されるのである。但しこれを強要さるゝことは斷じてないのである。短命に終つた一九二八年六月二十九日のメキシコの刑法はこの處分の適用を「社會防衞最高審議會」

（supreme council of social defense）の決議に依らしむることにしたのであつた。

(二) 處分の言渡の形式と處分の期間

常習犯人を隔離するといふ觀念には不定期で言渡すのが相應してゐるのである。若し一人ありて危險性を帶びるがための故を以て隔離に處せられたならば、その者の危險性の存續する限り社會の圈外に留まらなければならないのが論理の當然であるからである。法律を以てセンテンス（處分の言渡）の最小限（最大限に非ず）を定むるのが論理上この觀念と一致するのである。豫防勾留の處分が刑罰に代る場合特に然りとするのである。——（然らずんば豫防勾留を言渡された犯人は普通の刑の言渡を受けて定期でプリズンへ送られる犯人に比して早く釋放さるゝことになる。勾留が刑罰に附加さるゝ場合には、かういふことは有り得ない。）

しかし、不定期の言渡を採用するだけに十分論理的であつた立法は只だ二三に過ぎないのである。ニユウ・サウス・ウエールス、後になつては凡てのオーストレリアのステートの法律、一九二八年のスペインの刑法、デンマルク、ドイツに於ては、處分の適用にミニマム（最短期）は存しないのである。イタリアに於ては、法律を以て二年のミニマムが定められてゐる（若し犯人が職業的又は常習的犯人の中に屬するならば三年、並びに若し性癖に出づる犯人であれば四年）。ハンガリーに於ては三年（判事は言渡に於て法律上のミニマムを增加することを許されてゐる）、フインランド及びスウイスに於ても亦三年である。一八八五年のフランスの刑法及びボーランドの刑法では五年、一九一一年のオーストリアの刑法では十年となつてゐる。一九二七年のスエーデンの刑法では、受刑者は判事によつて科せられたる刑期終了後少くも二年間勾留せられることになつてゐたのである。しかし、最近制定せられた法律に從へば、ミニマムは判事によつて定められることとなつたが、但し五年以下であつてはならないのである。

論理から脫線した國々では、一九〇二年のノルウエーの刑法に於ては法律上のマキシマム（最長期）の定められてゐる不定期の宣告となつてゐるのである。法律上のマキシマムとミニマムを伴つた不定期の宣告はチエコスロバキア（一——五年）、ユウゴースラビア（五——一〇年）及びスペイン（一九三三年）（一——五年）の刑法で適用さるゝものである。

最後に、豫防勾留に定期宣告の制を適用してゐる國々がある。イングランドでは、判事が五年と十年との間に期間を定むることになつてゐる。ベルヂアムでは、犯罪の輕微なるものに對しては五年と十年との間に期間が定められるゝのである。重罪犯に對しては十年又は二十年が法律によつて規定されてゐるのである。一九二九年のノルウエーの刑法によれば、豫防勾留は判事の裁量により幾何でも延長することができるのである。一

九三二年のフランスの刑法草案では五年より十五年までの間で定められるゝのである。この期間は勿論絶對的に確固不動のものではない。何となれば、如何なる場合にても假釋放はこの處分の繼續を打切ることができるからである。

(ホ) 釋放の條件

釋放に關しては、この處分の性質から推論して次の結果が生ずるのである。卽ち、法定のミニマム(最短期間)〔若しあれば〕又は判事によつて定められたるミニマムの經過後、若し被勾留者にしてもはや何等かの社會的危險性をも呈示しないならば、彼は釋放されなければならないのである。しかし、是れは必ずしも被勾留者の改善を意味してはゐないのである。何となれば此處に研究さるゝ問題の限界の內ではリホーメーショシ(改悛)は只だ結構な出來事だといふだけで、しかし、有りさうにもないことだからである。しかも、猶且、年齡の加はると共に犯罪への性向が衰へるといふことはよく知られた事實なのである。で、若し、相當の理由があつて受刑者が將來正路の生計を營むことが期待され得るならば(例へば、或は職業が見つかつたとか、又は、本人の親戚が十分な扶助の保證を供するとか)、試驗的に釋放が行はれても差支ないのである。

スキス、イングランド、ドイツ(一九二五年草案以來)、スウエーデン及びイタリー等の刑法には、常習犯人が社會的に危險でなくなつた場合には(而して唯だこの場合にのみ)、釋放さるべきであるといふ觀念が明かに表示されてゐるのである。他の國々の法律は依然としてリホーメーション(改悛)といふ舊來の方式に據つてゐて、而して、犯人が社會的にリアヂヤスト(矯正)卽ちリホームされた場合に本人に釋放を命じてゐる。これは、一八八五年のフランスの刑法〔「行狀佳良」〕(good conduct)ニユウ・サウス・ウエールス及び後のオーストレリア諸州の刑法〔「十分矯正されたる場合又は他の正當なる理由により」(sufficiently reformed or other good reasons)〕、以前のドイツ諸草案、一九一一年のオーストリア刑法(プリズンに在つて少くとも二年以上行狀佳良なる場合)、一九三二年のフランス刑法草案(社會的に矯正せられたる若干の徵候の認められたる場合)に於て規定せらるゝ所である。實際には受刑者の行狀が良ければ社會的に矯正されたと考へられてゐるのは熟く知られた事實である。かくして、危險な犯人の釋放は只だプリズン內に於ける外部的な改悛の狀に依存せしむるもので、これでは勿論萬全の計とは云へないのである。

また、釋放の條件を明文に示さないで、釋放の可否を決する職責ある人々の常識と老練とに待つことにした國々がある。ノルウエー、デンマルク、ベルヂヤム及びポーランドはこの方法に則つてゐる。

また、或る國々の法律には、釋放可否決定機關に時々釋放の問題を研究すべき義務を負はす明文が包含されてゐる。フインランドに於ては毎年、一九二八年のスペインの刑法及びハンガリーの刑法では二年目毎に、イングランド、ベルヂヤム及びドイツにては三年目毎に行はるゝことになつてゐる。

(ヘ) 釋放の可否を決定すべき責任は何人に存するか

大部分の場合に於て、犯人が釋放せらるべきやいなやを決するのは判事〔審理擔當判事(trial judge)〕又は犯人の勾留さるる施設を監督する判事〕である。これは、フランス、イタリー(特別の「監察判事」——"Surveillance judge")、スペイン(一九三三年)、ドイツ(一九三三年)、フインランド(prison judge)に於て採用せらるゝシステムである。ハンガリー及び伯耳義に於ては、同じく判事がこの權能を有つてゐるのであるが、しかし、被勾留者からの申請を受け且つ、之に加ふるに、特別に設置せられてゐるボード(合議體)の助言を受けたる後、(ハンガリー)又は檢事の要求ありたる後(伯耳義)、初めて權限を行使するのである。また、行政官吏がこの權能を有つてゐる國々がある。ノルウエーはメムバーとして一人の判事を有つ特別のボード、ニユウ・サウス・ウエールス及び他のオーストレリアのステーツ(州)ではガヴアーナー(知事)、イングランドでは內務長官(Home Secretary)(顧問委員を具ふ)、デンマルクは少くも一人の判事、一人の精神病學者及び一人のソーシアル・ワーカーをメムバーとする特別のボード、スウエーデンでは豫めケースを調査する同種のボードである。

(ト) 勾留を解かれたる犯人の法律上の地位

國々の法律の大部分に於て、常習犯人の釋放は常に條件附である。イングランド及びオーストリア(一九一一年)では條件附でもあり又は確定的でもあり得るのである。スキス、オーストレリアの諸州、イングランド、ハンガリー、スウエーデン、ベルヂヤム及びドイツに於ては釋放者は特別の監視に付せられる。ニユウ・ジーランド及びドイツに於てはプロベーション・オフイサーが監視を行ふことになつてゐる。イングランド、ウエスターン・オーストレリア及びスキスに於ては監視は特殊のソサイエテイー——受刑者援助協會——に託され得るのである。

プロベーション(試驗)の期間については、ニユウ・ジーランド及びクキンスランドでは二年を越ゆるを得ない。他の濠洲のステートでは二年、ハンガリーにては三年、イングランド及びフインランドにては五年、スウエーデンにては十年、ドイツにては不定期である。釋放者によつて履行せらるべき條件の問題はオーストレリアの立法では詳細に亙りて規定せられてゐる。これによると釋放されたものゝプレベンテイブ・デテンション(豫防勾留)への再收容は次の理由によつて起るのである。(一) 本人が監視官憲へ住居及び職業を通知せざりし場合、(二) 本人が不良の生活をなす場合、(三) 法律上の面倒の起つた際、本人が氏名住所を詐稱したる場合、(四) 本人が不良の徒と交ることの

發見せられたる場合、(五)本人が重罪又は三ヶ月以上の禁錮を以て罰せらるべき犯罪につき有罪判決を受けたる場合。ウェスターン・オーストレリアに於ては、この最後の規定の代りに、一ヶ月以上の禁錮に處せられたる場合が要求せられてゐる。

歐洲の立法の中では、フインランド、スウェーデン（一九三七年）及びスキスはつきりと再收容の條件を指示してゐる。此等の國々に於ては、若し釋放されたものが監視を逃がれ又は監視權を有するもの、忠告に背くならば、彼は再び豫防勾留施設へ收容さるゝのである。フインランド及びスウェーデンに於ては、彼が再び「危險性」を帶びるようになつたと認められた場合にも亦た再收容が行はれ得るのである。若し、彼が新しい犯罪を行つたならば、當然再收容せられ得るのであつて、或る場合にはせられなければならないのである。例外として、スウェーデンでは、或る場合に彼はプリズンに於て刑に服さなければならないことを明示してゐるのである（プリズンは豫防勾留施設よりも取締が一層きびしいからである）。

二度目の釋放は不可能ではない。フインランドでは、只だ再收容の日から十年を經て初めて釋放が審議され得るのである。

プロベーションの期間中、釋放されたもの、行狀佳良であれば、釋放は決定的なものとなるのである。この場合定式として用ひらるゝ語句は種々異つてゐて、オーストレリアのステートの大部分にては、「本人は既に常習犯人ではない（to be a habitual offender）」と曰ひ、ビクトリアでは「彼は刑を受け了つたと思惟さるべきである」（she shall be deemed to have suffered the penalty）と曰ひ、之に反して、ウェスターン・オーストレリアでは「宣告は取消さるべきものと思惟せらる」（the sentence is deemed to be annulled）と曰ふ語句を用ひてゐる。

(四)

以上諸國の立法を比較研究して得られた智識に基いて、バージステント・オッフェンダー（常習犯人）に關する「標準法」（standard law）が制定されても可からうと思はれるのであるが、しかし、かゝる勞作に値するだけの結果が得られようか。豫防勾留といふ新しいメヂュア（處分）はこのアメリカで採て以て更らに發達せしむる爲めに、現在十分に效果を擧げてゐるだらうか。これに對する解答は多分に處分の運用の結果にかゝつて存するのである。

此等の結果は明確な見地から評價されなければならないのである。釋放後に行狀に不都合のなかつた常習犯人の比較的の件數は、矯正的の處遇に關するものゝ如くに、決定的な評價の目安とはならないのである。何となれば、常習犯人に對する處分は本人の改悛を期待してゐるものではないからで、且つ、若しまた釋放されたものゝ犯行のケースが度重さなるようになれば

これは只だ釋放の方法があまりに放漫であつて一層嚴にせざるべからざることを證するにすぎないのである。

決定的な見地ともいふべきは次の二點である。即ち(一)豫防勾留に關する新しい法律は實施され得るだらうか、語を換へて云へば、賢明なる方法で十分と思はれるだけの多くのケースに適用されてゐるかどうか。(二)新しい法律の制定は常習犯人によつて行はれた犯罪の減少を伴つたか、語を換ゆれば犯罪といふ職業はその根本を衝かれたかどうか。この二つのビュウポイント（見地）から檢討しなければならない。

しかし、これについては檢討すべき材料は只だ二三にすぎないのである。もつとも、この法の大部分が施行されてから未だ十年と經つてゐないのを考へると、これは當然な事なのである。第一の問題について、早い頃の法律は全然失敗に終つてゐるのである。一八八五年のフランスのレレガシオン（流刑）に關する法律はむしろ頻繁ともいふ位に適用されたのであつたがレレガシオンの條件が誤つて制限されすぎて、爲めに當然隔離せらるべき人間にこの法が適用さるゝに至らなかつたといふ事實は一般の認むる所であつたのである。ノルウェーに於ては、一九二四年までに、彼の有名な一九〇二年の刑法の第六五條（常習犯人の隔離に關する）は僅かに二ケのケース（犯件）に適用されたのみであつた。これは箇の法律が一般の不評を買つたことを意味するのである。イングランドに於ては、一九〇八年の犯罪豫防法（Prevention of Crime Act）によるプレベンティブ・デテンション（豫防勾留）は二十年間（一九一二——一九三二年）に僅かに九百六十七件に適用されたに過ぎなかつたのである。一九二九年に於て、イングランドの行刑施設に二十回以上刑に服した犯人二千三百二十五人、十一回以上二十回までの犯人二千六百二十二人、六回以上十回までの犯人三千三百八十二人を收容してゐたことを考慮に入れると、九百六十七件といふ數字は極めて少ないのである。此等の犯人は殆んどすべてが豫防勾留の適用を受けて差支ないものであつたのである。判事は十分の輿論の支持を得ることのできなかつたこの新しい處分を適用することを欲しなかつたと見えるのである。受刑者も豫防勾留を以て既に一度懲役を科せられた犯罪に對する不當な二度目の刑の言渡だと感ずるに違ひないのである。

ニュウ・サウス・ウエールスに於ては、一九〇五年の常習犯人法により一九二八年六月三十日までに、百七十八人（內女子一人を含む）が「常習犯人」（habitual criminal）と宣告されたのである。ビクトリアに於ては、一九〇六年の法律の下に、被勾留者の數は多少これよりも大きく、一九二一年六月三十日に於て百三十三人、一九二六年には百八十三人、一九三〇年には三百〇三人あつたのである。數字の增加は漸次この法律の適用が繁くなつたことを示すものである。

一九二七年のスウエーデンの法律は約百五十回適用された。

しかし、一九三七年の新法はこの數字を倍加せしむるものと期待されてゐる。ノルウエーに於ては、一九二九年の法律は一九三〇年より以降一九三五年まで順次に三十二件、八十四件、三十五件、三十件、八件及び九件に適用されてゐる。適用件數の減少は、常習犯人の大部分が現在隔離されて居り且つ新しい處遇に充つべき特別施設の缺如せるため普通のプリズンへ收容せしこと、及び、これが一般から不當なりと考へられ、爲めにこの法律の不評を招きたる等の事實によりて說明せられ得るのである。

伯耳義に於ては、一九三一——一九三三年の間に、一九三〇年の法律は百七十一箇のケースに適用されたのである。これ等のケースの內四十七人は既にプリズンに於て少くも十回の刑に服し、二十四人は少くも二十回、十人は少くも三十回に及んでゐるのである。ドイツに於ては、常習犯人に關する法律は嚴重に適用されたのである。一九三四年には、三千九百三十五人、一九三五年には千三百十八人がこの新しい處遇を適用せられたのである。ドイツに於ては、既に一九二七年に常習犯人は約八千五百人と見積られたのである。この見積が誤つてゐなければ彼等の約半數は既に隔離せられたことになるのである。

職業的又は常習的の犯罪の趨勢に於ける新しい法律の效果に關しては、ニユウ・サウス・ウエールスでは、常習犯人法はパージスチント・オフエンダーの上に防止的の力を有つてゐたと報ぜられてゐる。之に反して、グレート・ブリテーン（英國、ウエールス及びスコツトランド）に於ては防止的效果は現はれなかつたのである。これは次の事實で證明されるのである。卽ち豫防勾留に處せられたる犯人の五七％はバーグラー（夜盜）であつた。しかも、バーグラーの比較的の數は一八九九——一九〇三年に於ける六・九〇（人口千萬につき）より一九二五年に於ける一一・一〇八增加してゐるのである。後になつて少しく減じて、一九三五年には八・九〇となつてゐるのである。勿論、この法律は極めて稀れにしか適用されないのであつて隔離されたものが餘りに少ないので、犯罪現象の上に何等の效果を及ぼすに至らなかつたのである。

更らに一層最近に施行された法律の結果は猶ほ未だ評價することはできないのである。しかしながら、已に一旦頑强な犯人についての特別の處遇方法を採擇した後これを廢棄した國は一ケ處もなく、のみならず、或る國では既に初期の法律を擴充し（スペイン及びスウエーデン）、また他の國では擴充する準備をしてゐるといふ事實は注目されなければならないのである。是れは、到處この處遇方法が近代的必要に應ずるに適當なりと思惟されてゐるものと推定して差支ない一理由なのである。

豫防といふアイデアを實際に適用するについてどういふ形式をとつたら一番良いかといふことに關して、次の二三の點を明瞭にしてをかなければならない。その主たるものはプリズンと

豫防勾留のための施設との間の劃然たる區別である。プリズンはリホーメートリー（矯正施設）であらねばならないもので、卽ち處遇せらるゝ人々を社會的にリアヂヤスト（矯正）する企圖の試みらるる施設たるべく、之に反して、豫防勾留のための施設は、此處に收容さるゝもの卽ち常習犯人の側に於ける新しい犯行から社會を防衞するの本意に出でたものであるから、秩序を維持するに必要な範圍で收容者を規律に服せしめ且つ勾留の費用を少なくする見地からできるだけ多量の作業に就かしむべく、簡單な費用のかゝらない規模で建設組織さるべきものである。「犯罪の古强者」（"veterans of criminality"）（これはストースの造語である）の隔離はプリズンの管理上の任務を容易ならしめ且つ猶ほリホーム（矯正）せられ得るものをリホームするの機會を增大せしむるのである。

法律上のミニマム（最短刑期）（例へば三年）の定められた、しかも之に加ふるに、二三年毎に釋放の可能性の有無を檢すべき指令ある不定期のセンテンス（宣告）がたしかに一番良い方法である。處遇の手續については諸專門家の意見に從つて判事によつて適用せらるべきものである。これによつて、特殊の施設の必要である精神缺陷者にこの處分を適用するの危險を避けることができるのである。釋放については、犯人の社會的危險性がなくなつたと考へられる場合にのみ許可せらるべきである。釋放後數年間は監視に付せられなければならない。これ等は是非共考慮せられなければならない點である。

（完）

Journal of Criminal Law and Criminology,
December, 1939.

刑政第53巻第5号
矯正図書館

ベルギー現行行刑制度提要（完）

第三章　釋放者保護制度

○　行刑機能の目的は主として再犯に對する闘爭にある。受刑者を自由なる生活に適應せしめ、彼等を保護して誘惑に陷らざらしめ、且又彼等の履傚を全面的に否定して、彼等をして宿命的に再び失敗せしめる社會的の不信用に對して防衞することを必須不可缺とす。

この事業の成否は主として、保護委員會、社會再適應部、行刑局社會部（le service sociale de l'administration pénitentiaire）の活動如何にかかつてゐる。

節一節　保護委員

○　一八三五年迄は、釋放者保護事業は無組織であり、個人的な活動に委せられてゐた。

二　累犯者の增加は、政府をして、出獄後受刑者を放任する危險に對して社會を防衞する決意をなさしめた。依つて政府は彼等を保護會の監督に附し、此の事業を監獄管理委員會及び矯正委員會（Ces collèges des régents des maisons d'arrêt et de justice）に委任した。

この矯正委員會の管轄地域外に居住する前科者の保護を確保する目的を以て、一八三五年十二月四日の勅令に依つて、政府は、監獄或は矯正院の所在しない主なる地方の首邑或はその他この必要を痛感する地方町村に保護委員會の設立或は保護者の指命を提議した。

當局は全出獄者をこれ等委員會に引渡すことになつた。

自己の選んだ居住地に到着した釋放者は、該委員會或は保護者の許に出頭して、受刑中の貯蓄金額の使用法を相談しなければならない。

毎週、收容者のために積置かれたる貯蓄額の一半は、就職する迄その生活の資に宛てらるべきものであり、他の一半は、諸道具、必要物等の購求に割當てられる。

○　三　あらゆる種類の困難が、この組織を身動きならぬものにした。

監獄委員會は、外部に於て保護事業を遂行する補助員の缺除のため、同事業のために餘り熱意を示さなかつた。

その時以來、政府は、自ら完全なる保護組織を創設するの必要を考慮するに至つた。各司法管區に於て、一治安判事を長とする委員會が、嘗ての監獄委員會の事業を擔任して創設された。同委員會は單に、內部的な保護事業に、專心し外部的な保護は、區委員會の專任となつた。

一八四八年十二月十四日の勅令は、同委員會の組織及び事業を決定し、卽ち保護福利適用の條件及びその打切りになる事情を決定した。

○　市町村當局に宛てられた一八四九年九月十二日の省令に曰く「保護の目的は、出獄に際して、受刑者をして從來しばゝ〳〵閑却されてゐた支持及び指導を得しむるにある。彼等が抱いてゐる疑惑及び彼等が一般に希望する保護の拒否的態度は、保護干涉の必要性を示すものである」。

○　保護委員會の熱意及び努力に託された仕事は、就中精神的な事業であり、物質的な支持は第二義的の意味を持つに過ぎず、特別なる場合精神事業の補助手段として行はれるだけである。

或る裁判管轄區（カントン）に於て保護事業が行はれてゐない場合、同委員會は釋放者の利害及び態度を考慮して、尙一層よき機會を得るために他區委員會に同人を推薦する。

○　裁判管轄區委員會の指導下に於ける個人的保護施設は、同組織を完備する上に於て缺くべからざるものである。

同省令は續けて曰ふ「一八四八年十二月十四日の勅令第十九條は、保護委員會に釋放者賞與金を處理する機能を與へて、無駄使ひを禁止し貴重なる資金を釋放者に給與してゐる。釋放者が使用し得る生計の資、その他篤志資金等を給して、保護委員會の釋放者に對する金錢的の援助は、例外の場合に限り且賞與金の缺除或は不充分なる場合實施されるに過ぎない。

而も、その例外的な場合に於てさへ、これ等の補助は一時的のものである。貧窮なる釋放者は、一般の貧乏人と同列に取扱はるべきである。彼等を慰藉し、彼等を扶持することは市町村に託されてゐる。

カントン委員會は、赤貧の釋放者を地方福利施設管理者に知らせ、必要の際は乞食の溜り、養育院或は病院收容をはかつてやる。

○　同委員會の處理に附される資金は、三つの部分に分類される。

一　保護處分に附される釋放者の積立金總額。

二　州或は市町村、福利局、篤志家の與へる生活資金。

三　國家豫算の保護事業支出。

○　これ等の結果如何？

一八五八年十月ベルギー王室アカデミーの會議に於て、デュスペショーは吾々に次の如く告げる。

「治安判事を長とする委員會が各カントンに設立された。が、三四の例外を除いて同委員會は單に形式上の存在に過ぎず、成功してゐない。彼等は業績を擧げなかつた。

同委員會の指導にあたつた判事の熱意と知識は疑ふ餘地のないものだが、彼等は一般に、自己に託された困難にして微妙

なる使命遂行のための特種なる才能と必要なる意志を缺いてゐたことは是認されねばならない。

カントン委員會はずつと孤立的の狀態にあつた。彼等が共力を求むべき補助者も保護團體も保護家も、同會に出席しなかつたし、又呼掛もされなかつた。同會の保護は、釋放者を單に受容し預つたといふ場合が非常に多い。

州や市町村の補助金、個人的寄附金は皆無であつた。

最初四〇、〇〇〇フランに定められた國庫補助金は、一八五三年以來二〇、〇〇〇フランに減額された。」

デュスペシオーは、一八三八年十二月十四日の勅令に依つて決定されたベルギー保護制度の不成功を、その組織形態に歸してゐる。彼は曰く「同制度は純粹に公的な官廳的な制度と思考されて、慈惠的な個人或は團體の共力が缺除してゐた。」

此の點に關するデュスペシオーの「保護事業を、就中個人的な慈惠團體の共力を要請する礎地の上に再建する」といふ理念は、一八八八年、有罪者及假釋放に關するルジューンの法律裁決の際認められたに過ぎない。

○ 四 ジュール・ルジューンのイニシアテイヴに依つて提案された法律問題の討議は、任意な保護委員會の創設及び發展にとつて力强い支柱となつた。

委員會は相次いで設立され、監獄内に於てさへその活動を許容されるに至つた。

今日民間委員會は各行刑施設に附屬して設立されてゐる。政府は、その部員の任命、委員會の機能に關しても何等干渉せず、而も毎年補助金を給して彼等を支援してゐる。

○ 保護委員會の部員は、しばゝ〳〵受刑者と懇談して、彼等の德性の向上に貢獻してゐる。又、受刑者の家族との關係を維持し或はその關係の再調を圖つてゐる。彼等に仕事を提供して社會生活への復歸を容易ならしめ、而も必要の場合には第一歩に缺くべからざる資金を支給する。

○ 保護委員會の任務の遂行に關し、行刑當局は、自由に監房を訪問し、所長の特別認可を得た場合には、彼等の訪問を要請する被告人を訪問する自由を、若干數の同委員（地方的狀況及び監獄の通常人口に依つて各監獄毎に決定される）に許可してゐる。

○ 所長は、釋放者の同意を得て彼等の所有額の全部或は一部を保護委員會に供託することが出來る。この場合、如何なる時期に又如何なる方法で、同委託金が釋放者に歸屬せらるべきかは同會の任意である。

○ 女子收容者は婦人の訪問、保護を受ける。同婦人は、若干都市に於ては特別保護會を組織し、他の都市に於ては保護會の一區を成してゐる。

○ 一八九四年三月十五日の勅令は、犯罪者、累犯者の豫防保護、精神的に放任されてゐる少年の保護を目的とする事業上の立法並に一般的管理を檢討するために、王室保護委員會を設立した。

○ 王室保護委員會は、頭初王が任命した二十九人から成つてゐた。爾後同委員は、王の指命する書記官を除いて全部員投票に依つて決定する。

○ 一九一二年十二月二十五日の勅令は、同委員會の任務を擴大して、少年、犯罪者及び浮浪者の保護に關するあらゆる事業間の樞として役割を同會に課した。

一九二二年以來、同會は、一保護委員會の管轄區内に於て『年次保護會の日』組織のイニシャテイヴを採つた。その日、同會は該地區に治安判事、少年判事の二保護會代表者を特派する。彼等は、保護事業に關する問題に通曉し、その業務、進歩、希望條項を相互に通告することを要請されてゐる。

○ 一九三〇年四月九日の社會防衞法に依つて、保護委員會は、各附屬精神病研究所附屬の社會防衞委員會に於て行はれる討論に代表者を派遣する權利を得た。討論に於ては、受刑者を收容する施設の決定、移送、假釋放、確定釋放が論議されるのである。

第二節　社會訓育部 (Offices de réadaptation sociale)

○ 社會訓育部は同委員會と協力して、受刑者の再分類を圖る。保護委員會と同樣、同部の組織は私的のものであり、國庫の補助金を受けてゐる。該訓育部は、ブリュッセル、アンヴエール、リエージュ、ガン、シヤルルロワの大中心地に設立された。

最も古く設立されたのはブリュッセルであつた。

○ 精神衞生聯盟の手篤き保護を受けて、ブリュッセルの同部は一九二二年十月二十日創立された。頭初、同部は乞食、浮浪者の訓育に從事した。

○ 一九二四年九月、司法大臣の要求に依つて釋放者區が創設された。該區は保護を懇請する或は監獄當局が假釋放、條件付釋放等に附する際、精神的後見に附した釋放者を何等の條件を附せず分類することを任務としてゐる。

○ 社會防衞法の實施以來、同區は、精神異常犯罪者並に釋放累犯者の訓育事業に、積極的にして廣汎な役割を演ずるに至つた。その取扱件數は年々に增大していつた。ブリュッセル部發表の統計に依れば、同區の取扱件數は一九二六年一二六件、一九二七年三一〇件、一九三六年六四七件であつた。

第三節　中央社會部 (Administration centrale du service sociale)

第一款　社會補導部の設立と任務

○ 司法大臣M・ポール・エミール・ジヤンソンの創意に基いて一九三〇年に行はれた行刑施設に社會補導部を設けることは、殊更有效なる企てであつた。

彼の提案に依つて、一九三〇年八月五日の勅令は、フオーレ

スト、ガン、リエージュ、メルクスプラス各監獄の人類學研究所附屬として社會補導部を創立した。

○ 同部は二重の任務を帶びてゐる。その任務といふのは、收容者考査上必要と思はれるあらゆる研究をなし、その處理、社會訓育の問題を考究することである。

一方、監獄と行刑人類學部の連繫として機能することを求められてゐる、その仕事の内容は一面受刑者の保護、分類であり、他面は精神衞生の施療所としての役割である。

○ 科學的、社會的仕事に關する限り、同部は行刑人類學部醫務課の指揮を受けてゐる。醫員は、同部の任務遂行上必要なる指揮をなし、その統制を確保してゐる。

尙、同部は監獄規則事項に關しては所長の指揮に從ふ。

○ 經驗に依つて、社會補導部を指導し、それに協力する機關として中央部を設立する必要が認識され、同部は一九三七年の初頭九人の部員を以て構成された、同年十月二十三日の勅令に依つて創立された同中央部は施設所長自身の指揮を受ける、一人の女子監督官と一人の女子補導員が所長を補佐する。同部員の勤務を指揮する以外に、所長は保護統計作成に必要な資料を輯纂するために同部の仕事に參加する。

第二款　社會補導部の任務

○ 一九三七年九月六日司法大臣の通牒指示事項に依つて、各社會補導部の活動範圍が決定された。

各部は、自己の地域内に於て行刑の社會補導事業を組織することを目的としてゐる。

同目的のために

a　收容期間中個別的處遇をなすために、收容者の認識に必要な研究をなす。

b　收容者とその家族との關係を維持し、且後者に精神的援助をなす。

c　釋放を考慮して收容者の再分類をなす。

d　個人的援助の行はれない釋放者の後見を確保する。

第三節　考　査

○ 施設所長は、關係地域内に於て收容者の履歷、家族關係、或は收容者、その家族に關するあらゆる事情を知悉するために必要な考査をなす。所長は正しき社會補導を實施するに必要なる資料を該部に通告する。

人類學部の醫師は所長に申告して、同地方部宛直接某收容者の考査を要求することが出來る。

社會補導部は、最大八日間の期間に於て、要求された調査報告を關係當局に提出し、その指摘された點に付、特に愼重なる調査をなす。

保護委員會及び行刑社會事業に協力する公的、私的の全組織及び全部員は、特別なる場合社會補導部の調査を要請することを得。同部は所長に自己の創意を進言する。

第四節　再分類考査

○ 入所後少くも六ヶ月經過後——所長の決定に依つては他の條件に於ても——全受刑者は次の條件に基いて再分類考査に附される。

○ 條件附釋放に附さるべき受刑者は、毎月各部職員の會議に於て考査される。

同會議には、所長、教誨師、醫師、教師、社會補導部員、看守長が列席する。これ等の職員は、受刑者改善の程度、再分類の機時に關して報告する。受刑者の身上調査につき一つの礎地をなすものは社會補導部の考査である。

收容期間中受刑者を訪問し、その精神狀態を知悉せる保護委員會部員はこの會議に參加する。社會訓育部の代表者も又參加する。

この會議に於て再分類の提案が決定され、條件附釋放の場合に於ける後見の責任を負ふ組織が提議される。それの選定は、保護委員會並に社會訓育部に託される。社會補導部並に個人は、前記の組織が後見を擔任しない場合にのみその責に任ずる。

監獄の公文書に記載された同職員會議の提案は、監獄管理委員會の提案を副へて、司法省に報告される。

○ 滿期釋放の場合にも同樣の手續きが採られる。釋放の一ヶ月前に會議を開いて當該受刑者を考査する。

後見人を必要とする事情が發生し、或は當人が後見人を要請した場合、條件附釋放者に關する同樣の文書で、監獄當局は當人の再分類を提案し、或る場合には後見人の干渉を急速の援助に限定し（例へば、家庭關係の調整を計り、就職先、適當なる住居の世話をなす等）或は反對により長い期間後見が延長さるべきことを提案する。

かく決定された再分類案は行刑局に報告される。

○ 釋放が決定されるや、司法省は、地方保護委員會長と社會訓育部に、彼等に委託された後見に關するあらゆる事項を通牒する。同會長は此の任務を遂行すべき委員を直接任命し、任務執行に必要な文書を同人に引渡す。會長は、後見人の報告を輯纂して年四回、一月十五日、四月十五日、七月十五日、十月十五日の定日に、司法省に提出する。

例へば條件附釋放の條件の修正或は條件附釋放者の復權の要請等、特別なる事情が發生して行刑局の考慮が望ましい場合には、追加報告が行はれねばならない。

行刑局提出の特別形式の報告は、刑期滿了或は恩赦の釋放者に關して二通、他の場合は總べて三通を要する。

報告集に充當さる文書は後見人の參考用として輯纂されてゐる。後見人だけがその文書に適當なる追加をなし或は特殊なる事情に依つて書き込まれてない欄に書き込むことが出來る。あらゆる場合に於て、釋放者の後見を引受ける人々の經驗、知識、献身に信任が置かれる。

司法省へ提出する後見人の報告は、釋放者の現狀に關する完全にして緻密な報告、從つて行刑の結果の綜合文書たるべきであるといふ行刑局の希望に相應するものである。

行狀の不良なる條件附釋放者に關しては、復權の機會を配慮して報告され、その結果同人は行刑局の指揮に從ひ且檢事局の執りなしを受ける。

○ 釋放者が住所を變更せる場合、任務の遂行不可能の後見人は、行刑局の進告に基き地方分類事務主任の手を介して後見實施に關する關係文書を提出する。行刑局は後見人を確保する目的を以て、他の分類事務部と交涉する。この組織が後見役を果し得ない場合、行刑局は社會補導部か或はこの任務の遂行に好適せる個人に交涉する。

自己の地域内に於て、地方社會部の調査が望ましき場合、再分類部は同地方の社會補導部員に依賴する。

自己の地域外の地方社會部の調査が望ましき場合、司法省に調査の依賴をなす。

第四節　外國人釋放者の保護

○ 人類的目的を以て特に累犯と鬪爭するために、國際刑法及刑務委員會は、外國人受刑者釋放の際同人を本國に送還するための種々の手段を講じてゐる。

該委員會は、外國人釋放受刑者の本國送還の實際的手段を確保する目的を以て、國民的保護會間の定期的交涉を樹立するため各國内に中央保護組織或はもつと廣汎な性質を持つ類似組織を作ることを求めた。

○ 各國政府の大部分は、原則的に委員會の提案に同意を示し、前記諸組織間の交涉が樹立されるやうその協力を要望した。

一九三七年七月二十二日と二十五日パリに於て開催された「釋放者及び裁判所に引致された少年保護國際大會」は同委員會の創意に贊成した。

彼等は次の如き希望を披瀝した。

自由意志に基くか、政府命令或は犯罪人引渡しの要求に依るか何れの場合に於ても、外國人被告人がその居住國を退去する際には、總べての保護會が同人を保護すべきこと、並にその家族も保護されることが望ましい。

保護會は、外國人保護に關して精神的活動をなす等の方法を以て絶へず保護活動をなすべきこと。

保護會は、精神的にも、又必要に際しては物質的にも、當人及びその家族の本國送還、及社會復權を容易ならしめることなどが希望された。

第五節　行刑及び保護統計

○ 行刑局は司法大臣宛監獄統計を提出する。同統計には施設所長の提出の年次統計表が添へてある。

それは、毎年のベルギー司法統計の中に收められてゐる。

行刑統計表は二つの部分に分けられ、第一の部分は、監獄内

の主要事務に關するもので、囚人身分帳、學校教育、訓練、醫務、作業等の統計である。

第二の部分は收容者の統計である。それは收容前及び釋放時の履歷報告である。

○ 行刑局は、一九三八年以來每年、施設の再分類統計表と全施設を綜合した註解附の統計を提出することを決定した。

このために、各所長は釋放受刑者の統計表の作成を決定した。釋放のために他所に移送された收容者は、刑期を終へた施設の表に總括される。

該統計表は次の事項を含む。

一　少くも六ヶ月收容されたる後滿期釋放されたる普通法被告受刑者

二　條件付或は假釋放に附されたる普通法被告受刑者

三　後見に附されたる他の受刑者

外國人の釋放者は、ベルギー居住を許可されたる者を除いて、同表に含まれてゐない。

○ 統計表は三ヶ月每に、責任ある個人或は組織、保護委員會、社會訓育部、社會補助者の後見報告に基き作製される。

○ 後見人の報告が得られない場合、釋放者の現住所の市長或は自治體の吏員に對して報告が要請される。同報告は社會補導員の調査に代へられることもある。調査は、決して關係者に損害を及ぼさないやうな方法で施行されねばならない。

○ 所長は、前年の十二月三十一日締切の統計を總括して、每年五月一日迄に行刑局に提出しなければならぬ。同表は、行刑局に於て取捨選擇される。行刑局は每年、一施設每の分類表と全行刑施設の綜合表を作製する。

第四章　ベルギー領コンゴーに於ける行刑制度

第一節　立　法

ベルギー領コンゴーに於ける自由刑の執行は、植民地憲法或は總督府の法律、命令に依る。

○刑法は—一八九六年十二月十九日内閣官房（le secrétaire d'Etat）令に依つて整備された—各種の刑罰を包含し、有罪、條件附釋放を決定する。

○ インデイアン裁判所法に關する一九二六年四月十五日の法律は、慣習法に依れば刑罰に該當し、成文法に其の規定がない場合、適用さるべき刑を決定した。

○ 一九三四年一月四日の命令（decret）に依つて、刑法典に條件附有罪宣告に關する規定が挿入された。

○ 植民地憲法（一九〇八月十八日法律二十條）は、ベルギー王に、刑の執行猶豫、減刑、換刑（commuer les peines）を與へ

る權利を附與した。

○ 一九一九年四月十一日と一九三七月六月二十一日の命令は、植民地司法部に依つて有罪を宣告された者の復權法を制定した。

○ 一九〇六年三月十二日の總督府令は、豫防拘禁時間を刑期に算入することを決定した。

○ 一九二三年七月十一日の命令は、行刑制度の全事項を規整する權利を總督に與へた。

○ 一九二三年七月十日の命令の執行に關する一九三一年十月十五日付總督府令は、行刑施設の戒護、保安、衞生、囚人名簿の作成、移送、出獄、賞與金、保護に關する事項である。

第二節　刑の執行

○ 死刑——刑法は謀殺者（l'assassinat）に對しては死刑を以て處罰する。一九一五年八月十二日の總督府令は、王國外の安全（la sûreté extérieure de l'Etat）に對する犯罪を犯せる際はベルギー人もコンゴー人も齊しく同罪を以て處罰する。

死刑は、一般市民に對し絞首、軍人に對して銃殺である。死刑の執行は、檢察官（l'officier du ministère public）の決定せる位置に於て公開されてゐるが、その現場は執行當局が選定する。

死刑は女子に對しても適用されるが、當人が姙娠せる場合、出産後に延期される。

一九二二年九月十八日のカタンガ州知事令は、死刑を寫眞に採れる者を七日間の懲役と罰金二〇〇フランに處すると規定した。

○ 自由刑——刑法（第八九條）は懲役（la servitude pénale）のみを自由刑として認めてゐる。それには有期刑と無期刑がある。自由刑が國立監獄に於て執行される際、インデイアンは雜居、その他の者は獨房拘禁に附せられる。

○ 身體刑——同刑はインデイアン裁判所法に依つてのみ宣告され、慣習法違反の場合に適用される。

笞刑は八回を超ゆることを得ず。同刑は老人、病人、婦人、子供、その他州知事の決定せる者に對しては宣告されない。

○ 罰金——罰金は最低一フランより最高五、〇〇〇フランである。

判決の日より二ヶ月に及ぶ罰金の不納は、判決不服のため或は不納の通知を受けてゐる場合何れにしろ、裁判所の決定に依つて六ヶ月を超えざる懲役刑に代位され得る。如何なる場合に於ても、罰金の納付に依つて釋放される。懲役刑を希望しても、財產刑を免除されることはない。

○ 權利の剝奪或は制限——政治的或は民法的權利に關する刑罰干渉は植民地刑法に規定されてゐない。

第三節　保安處分

○ 立法——一八九六年五月二十六日の勅令に依つて浮浪者及び乞食の絶滅策が講ぜられた。

同令の諸規定は多く、一八九一年十一月二十七日の同問題に關するベルギー法律に負ふてゐる。吾々は、今こゝに同規定の解釋を試みてみよう。

○ 植民地に於ては、乞食及び浮浪人の收容は留置所（les maisons de détention）の特別區に於て實施されてゐることに留意すべきである。下コンゴーに於ては、マルナ（Malena）に男子收容所、バナナ（Banana）に女子收容所が設置された。

ユエル・ネポコ（l'Uele-Nepoko）地方のワムバ（Wamba）に第三收容所が創設された。

○ 乞食及び浮浪人は四階級に分類されてゐる。第一階級は收容期間が一年を下らざる職業的乞食及び浮浪人である。第二階級は收容期間一年を超えざるもの、第三階級は女子、第四階級は十二才以下のインデイアンである。

女子は男子と、少年は成年と夫々分離されてゐる。

○ 收容者は夫々留置所の內規に依つて律せられる。壯健なる者は、道路作業、耕作、建築、清掃作業に從事せしめられる。女子は、耕作或は掃除に、十二才以下のインデイアンは輕役にのみ從事させられる。

總督は、裁判所が決定せる期間の少くも三分の一を經過せる後に、改悛の認められる者を釋放する。

○ 乞食及び浮浪人に關する植民地法律は、黑人に對しては適用されない。黑人種に對しては何等の手段も講じられてゐない。併し、一九二二年八月八日の命令で裁可された同年三月八日の司法命令は、生活手段がなく植民地の負擔となる虞ある全ての者の植民地外追放を決定してゐるのが考慮さるべきである。

○ 警察裁判所（les tribunaux de police）はコンゴー及び附近の植民地に於けるインデイアンの問題を取扱つてゐるが、一年を超えざる期間の行政處分に附する權限を持つのである。

地方裁判所（les tribunaux de district）は黑人の問題を取扱ひ、最高七年の政府處分に附することを得。

○ 政府處分は刑罰ではない。ベルギーに於ける如く、それは行政處分である。それは公訴を伴はない。

が、この關係は司法部の一致した見解ではない。

第四節　條件附有罪宣告及び釋放——復權

○ 條件附有罪宣告——一九三四年一月四日の命令は此の件に關し、ベルギー立法に活氣を與へたものである。從來インデイアンとして囚人名簿に記入されなかつた非インデイアン人のみが此の恩惠に浴することゝなつた。

○ 條件附釋放——受刑者は最低三ヶ月の拘禁を經て、刑期の四分の一を滿たした者は假釋放に附される。無期受刑者は五年

間の拘禁を受けなければならない。

○ 非インディアンの最低拘禁期間は總督の命令で低下される。それは拘禁を繼續すれば生命の危險ある場合に限る。

○ 釋放處分は、檢事局と刑務所長の意見を徵したる後總督の命令に依つて決定する。檢事局の意見に徵して釋放の取消を命令することもある。

○ 自由刑がベルギー本國に於て執行される場合、條件附釋放はベルギー法の規定に依る。しばゝ植民地法の諸規程は量刑範圍に關して適用される。

○ 條件附釋放とは別個に、恩赦——王權の屬性の一つである——が王に依つて執行される。王に對する恩赦の要請は總べて、司法長官の手を經て總督に提出されねばならない。判決謄本がそれに添付される。一八九五年九月二十七日の通牒に依つて、被害者が黑人である全く特殊な場合を除いて、故意の殺人或は傷害に依る有罪を宣告をされた者の恩赦を王に請願することは得ないことになつてゐる。この種の請願は當局の支持を得ないし、從つて司法部はその情勢に聽從したのである。

○ 復權は一八九六年四月二十五日ベルギー法規定と類似の條件で許與される。

非インディアン人のみが復權の恩惠に浴する。復權の許與は控訴院に依て行はれる。

一九一九年四月十六日の命令に依つて、一九一四——一九一八年の戰爭中ベルギー或は聯合國側に從軍せる有罪者の復權が實施された。同令は一時的の効果を有するのみであつたから、勅令に依る復權が規定された。

第五節 行刑管理

○ コンゴーに於ける行刑は、政治、行政、司法三部門の權限内にある。

第一款 施設

○ 監獄は三つに分類されてゐる。

a 六個の中央監獄、初審裁判所の通常區域内にある。

b 十個の地方監獄、初審裁判所の區域外の首邑にある。

c 八十個の區監獄 (les prisons de territoire) 前述地域外の首邑にある。

○ 各種監獄の收容能力は夫々非常に相違してゐる。受刑者總數（男女共）は一九三四年七七、八三〇人、三五年一〇〇、五一八人、三六年一〇七、四六三人である。一九三五年十二月三十一日の監獄人口は一三、六五〇人、一九三六年十二月三十一日の同數は一三、五〇〇人であつた。

同數と全人口（一千萬人）の比率を採れば全收容數一・〇七%、監獄平均人口〇・一三%。

○ 指揮——各監獄の指揮は、地方官 (le commissaire de district) の任命せる白人看守（所長）に託されてゐる。所長の管理範圍に關しては何等規程はない。收容者の直接戒護は、所長の直接指揮下にある地方警察官 (les soldats de la police territoriale) に依つて執行される。

都市或は地方官吏は、監獄戒護のため夫々の場合に應じて晝夜間の戒護者の數を決定する。夜間勤務と晝間勤務とを區別して特に守則が與へられる。同守則は戒護員室に貼出され、交代毎に復唱される。守則には正當防衞以外の場合に於て步哨が武器を使用する防衞手段の規程が含まれてゐる。

第二款 自由刑の執行

○ 黑人の刑の執行は雜居制に依る。

女子と男子、少年と成年は分離される。豫防拘禁者は特別なる場所に收容される。

白人は獨居制に附される。

○ 黑人の男子、成年受刑者は、中央・地方監獄に收容され、三階級に分類される。

第一階級は、二ヶ月を超えざる懲役 (une peine de servitude pénale) 受刑者。

第二階級は、二ヶ月以上の懲役受刑者にして第三階級に屬せざるもの。

第三階級は、六ヶ以上の懲役受刑者にして管轄檢事局の意見に依り、所長が危險人物と宣言せるもの。二ヶ月以上の懲役刑に處せられし加重情狀ある竊盜、及び單純なる竊盜犯罪者も公文書を以て此の階級に編入される。

各階級共、別個の場所及び庭付の施設に收容されてゐる。異れる階級間の接觸は、監獄の內外共に能ふ限り避けられてゐる。

作業の性質に依つて免除される以外は、第三階級所屬の受刑者は、所外に於ては帶鎖されてゐる。

第一及び第二階級の受刑者は懲罰以外帶鎖されることはない。

三人以上連鎖されることはない。少くも各人間の間隔は一メートル二五サンチームである。

○ ベルギー裁判所は、植民地法に依つて訴追されてゐる者がベルギー本國内に居住せる場合、植民地刑法に從ひベルギー法律に規定された形式で當人を裁判する權利を持つ、自由刑を宣告される場合は、同刑はベルギー監獄内に於て執行される。懲役刑 (les peines de servitude) はその期間に應じて同期間に相當する强制勞働その他の刑 (les peines d'emprisonnement, de réclusions de travaux forcés) に代位される。

○ インディアン以外の植民地重懲役受刑者にして植民地監獄に收容され刑期が六ヶ月を超える者は本國監獄に移送することを得。移送は總督或は副總督が、管轄區の檢事正又は王室檢事の意見を徵してこれを執行す。

ベルギー現行行刑制度提要

○ 作業―第一階級の受刑者は監獄内或はその附近（清掃等）に於て作業する。

第二階級の者は外役所に總集され公共事業（道路、鐵道）に使役される。

第三階級の者は、隔離して困難な作業に宛てられ嚴重な監視を受ける。

主として長期受刑者を收容する若干の監獄には、職業教習、の工場がある。

○ 所内戒護、衞生、食糧、訪問、通信、懲罰、賞與金、保護移送、出獄、收容に關しては、ベルギー領コンゴー刑法及び法律に依る。

○收容者の衣服に關する第三十條第一項、懲罰に關する第四十六條b項及び第四十八條は次の如く變更された。

第三十條第一項、黒人收容者は毛、麻或は木綿の作業服と腰卷を着用す。黒人女子收容者は毛、麻或は木綿の腰卷を着用す。

第四十六條b項。黒人に對して

一 散歩禁止。

二 接見禁止。

三 第三階級受刑者に對する監獄の内外に於ける帶鎖。豫防及び政治的拘禁者と訴訟費用不拂のための體刑受刑者。

四 手錠。

五 最高一ヶ月間の暗室屏禁。

六 臀部の八回毆打三回。同一日の反則に對しては八回以上を許さず。毆打は連續して行はる。傷害或は人事不省に陷つた場合、直に同執行は中止さる。

第四十八條。所長は、第二階級の者にして改悛の情を示す者、或は當人の健康狀態が特別なる手當を要するが如き者は醫者の意見を聞いて、監獄の規則を寛大ならしめることを得。

この優遇處置は第八條第五號に規定された票に記載される。

第三階級の者が改悛の情を示せる場合は、管區檢事局長官の同意を得て、所長は當人を第二階級に分類することを得。

少年並に老年の犯罪考察

喜多義一

目次

一、はしがき
二、少年犯罪に就て
1. 境遇と罪質
2. 家庭の狀態と罪質
3. 親子關係と家庭生活
4. 慰安と犯罪
5. 生育と教育
三、年齡と犯罪の關係
四、老年者の犯罪に就て
1. 老年受刑者の罪名別表
2. 學力と職業との關係
3. 初度受刑時の年齡と罪質
4. 初度受刑時の年齡と全受刑の期間調
五、むすび

一、はしがき

私は松本に參つてから未だ六ヶ月を經過致しません殊に特設少年區に於ては三年前から拘禁されて居りませんが、其の建造物の樣式が極めて理想的で少年處遇に好適せるに想到し、現在儘にては如何にも物足りない感がしましたので巡回の都度此の建造物を生かして現代行刑の要求せる强く正しき、而かも明るき理想的の處遇を行ひたいものだとの感じが、犇々と私の胸を衝き新らしい處に來て新らしい眼で新らしい事務を視るのでありますから興味は格別で鈍い私の神經にも日々多少の刺戟を受けざるを得ないのであります、此の刺戟の冷めない內にと思ひ立ちまして曩に當支所にありて先輩が殘し置かれた少年統計表を參考として玆に一考察を試み最後に三年有餘の經驗を積んだ老年者に說き及んだ次第であります、解說の內容甚だ杜撰なるを免れないのは豫め御斷り致して置きます。

凡そ犯罪人の分類には二つの重要なる分類がある、卽ち年齡に依る分類と性に依る分類とがある、而して若い犯罪人の特質を研究することは若い人達の爲ばかりでなく、成人の犯罪特質をも明かにするものであるから、興味あると同時に重要なことである、犯罪が成人に達してから始まつた場合でも、極めて若い時代の經驗と影響とは後の犯罪を說明するに大きな意義を持つことが多いのである、從つて少年犯罪の研究は大部分成人犯罪の研究に有力なる寄與を齎すものである、夫れ故に玆では最初に若い犯罪人に特殊な犯罪特質を述べて後に老年者の犯罪に迄考察を及して見やうと思ふ。

二、少年犯罪に就て

1. 境遇と罪質

犯罪には周圍の境遇（社會的事情）から起るものと先天的（各個人の生理的、心理的事情）に起るものとに二大別される前者は卽ち環境的犯罪で後者は生來的犯罪である。

此環境的犯罪に就いての統計（松本支所少年受刑者の統計）を見れば

境遇＼罪質＼年別	昭和九年																								昭和八年				昭和七年				昭和六年				昭和五年			
	竊盜	强盜	詐欺恐喝	橫領	文書僞造	猥褻	傷害	自殺幇助	殺人	放火	住居侵入	計	百分比	竊盜	强盜	詐欺恐喝	橫領	文書僞造	猥褻	傷害	自殺幇助	殺人	放火	住居侵入	計	百分比	竊盜	强盜	詐欺恐喝	橫領	文書僞造	猥褻	傷害	自殺幇助	殺人	放火	住居侵入	計	百分比	竊盜	强盜	詐欺恐喝	橫領	文書僞造	猥褻	傷害	自殺幇助	殺人	放火	住居侵入	計	百分比
浮浪中の公にて中	一七	二	五	二							二	二六	三二・〇九	一九	一	一	二						一	一五	一四・八二	一五	二	一	一							一三	一四・八二	一三	二	一	一							一三	一五
奉公先の人と主人に叱られ	三〇	二	一	二			一		一		一	四〇	一四・八二	一二	一	一	一							一五	一四・八二	一三	二	一	一						一五	一四・八二	一三	二	一	一						一五	一四・八二	一三	二
職を習はんとし上京の目的（都會に行きて働きたし）	一											一	二・四七	一										一	二・四七	一										一	二・四七	一										一	二・四七
家庭に親戚自活の計にて	四	三	一								一	九	二・四七	一										一	二・四七	一										一	二・四七	一										一	二・四七
友達に誘惑されて	三	一										四	一・二四	一										一	一・二四	一										一	一・二四	一										一	一・二四
仕事を厭ひ（家事を厭ひて）	八一	二	二	二							二	一三	九・三九	一二	一	一	一							一三	一二・一四	一二	一	一	一						一二	一二・一四	一二	一	一	一						一二	一二・一四	一二	一
目的なく	七八	二	一	二							一	一三	一二・一四	一二	一	一	一							一三	一二・一四	一二	一	一	一						一二	一二・一四	一二	一	一	一						一二	一二・一四	一二	一
犯行の爲	七八	二	一	二							一	一三	一二・一四	一二	一	一	一							一三	一二・一四	一二	一	一	一						一二	一二・一四	一二	一	一	一						一二	一二・一四	一二	一
遊蕩の爲	五六	三	二	二							一	一三	一二・一四	一二	一	一	一							一三	一二・一四	一二	一	一	一						一二	一二・一四	一二	一	一	一						一二	一二・一四	一二	一
感化院を逃走	八二	二	一	二							一	一五	一四・八二	一三	二	一	一							一五	一四・八二	一三	二	一	一						一五	一四・八二	一三	二	一	一						一五	一四・八二	一三	二
家庭不和	二六	一	一	一			一				一	三一	一二・一四	一二	一	一	一							一三	一二・一四	一二	一	一	一						一二	一二・一四	一二	一	一	一						一二	一二・一四	一二	一
計	一七五	一三	一五	一二			一		一		一三	二六三	一〇〇	一九二	一三	一三	一三						一	一五二	一〇〇	一八二	一三	一二	一二						一五二	一〇〇	一八二	一三	一二	一二						一五二	一〇〇	一八二	一三

一、浮浪中の犯罪は全體の三二パーセントに當る、彼等は島學士の說明して居らるゝ樣に、「幼時から充分に教育されない兒童は榮養、活動、生殖の欲望が或る程度に達すると學校や兩親の家を逃れて間もなく半浮浪者となる、彼等は最初の間こそ野外や市中を彷徨して半日を暮すに過ぎないが、やがては、惡い教示や、實例に影響されて、乞食や、竊盜へと陷る」（註一、及二、）

而して其の多くは徘徊中、安宿廻り、紙屑拾ひ、乞食、掻拂ひ、掏摸、野宿等を爲し辛ふじて、饑餓を免れて居るのであるから、固より道德の訓練を受けたることなく、惡性の侵潤深厚にして遂に犯罪に陷るのが常である。

（註一）島學士「刑事政策學大綱」第一〇二頁

（註二）正木學士著「刑事政策汎論」第六六、六七頁

今浮浪者となれる原因に就て調べて見るに（前揭統計）

原因＼年別	昭和九年																								昭和八年				昭和七年				昭和六年				昭和五年			
	人員	全人員に對する百分比																																						
父に叱られ	一	三・八五	二	一	三	五																																		
家庭窮屈の爲	二	七・七〇	二	一																																				
一家離散	一	三・八五																																						
家庭貧困	三	一一・五六	一	四																																				
奉公先の人と主人に叱られ	一																																							
職を習はんとし上京の目的（都會に行きて働きたし）	一																																							
友達に誘惑されて	一																																							
仕事を厭ひ（家事を厭ひて）	一																																							
目的なく	一																																							
犯行の爲	一																																							
遊蕩の爲	一																																							
感化院を逃走	一																																							
家庭不和	二	七・七〇	二	一																																				
計	一四	五一・三五	一一	六	三	五																																		

右に依れば家業を厭ひて二六・九パーセント、目的なく一五、三パーセント、家庭貧困一一・五パーセント、友達に誘惑されて、家庭窮屈等の順になつて居る、卽ち勞働嫌惡の傾向が家出の最大原因であることが知られる。

而して彼等が浮浪中に於ける犯罪を見るに

(一)、糊口に窮して犯罪せんもの最も多くして、六割五分を占め

(二)、買喰、活動寫眞の爲犯罪せるもの

(三)、不良少年に交りて犯罪せるもの

等の順にして何れも一割以上を占めて居る。

米國醫學博士ワーレン・スターレ氏の說に依れば犯罪に三動機あり

1. 財物を獲得しやうとする本能から出て來る犯罪。
2. 生殖的本能から來る犯罪。
3. 爭闘的本能から來る犯罪。

と言はれて居るが、以上に依れば、浮浪者には第一項に依る犯罪が、殆んど、全部と言ふてよかろうかと思はれるのである。

而して今之れが浮浪となれる遠因に遡りて見るに其の殆んど全部が、自發的にあらずして、或は不良青年に誘惑せられたり或は父母が全く放任主義に出でたるに因るものである、之れに因りて是を觀れば多くの場合に於て此の家庭生活の缺陷が習慣的犯罪の特徴たる放浪的、不規則生活を導くことの甚だ少ならざるを知り得るのである。

尙ほ性質に依つて之を大別すれば魯鈍、狡猾、陰險、放縱、懦弱、怠惰、粗暴等の順である。

二、家庭に於ての犯罪は全體の四九・三パーセント、と云ふ數字を示して居る、而して其の大多數が貧困階級に屬する事は周知の事實である。

(1) 貧困は少年が充分な食物、適當な榮養素を攝ることの出來ないことを意味する。

學校統計に依れば家庭が能率よく整へられて居れば夫れ丈け其家庭の兒童は學業の上に能率を發揮すると云ふことが明確になつて居るが、之れ等貧困の者は眞に憐れむべきものである、卽ち身體の發育を阻害され、疾病に對する、抵抗力を薄弱ならしめ、且つ種々の身體的並に精神的異常狀態を招來する素質を多分に含んで居るからである。

凡そ家庭は子供ばかりでなく、親を教育する所である、斯く考へて見ると、家庭は子供を人格的に教育する所であつて同時に亦双親をも併せ教育する所である、卽ち家庭の使命は一は人生の慰安所であると共に、二は人を教育する場所であるにも拘はらず、彼等の父母は糊口に追はれ、精神的教育卽ち適當なる訓育を施すの遑がないのである殊に貧民窟などの子供は四圍の狀況が無垢の子供を惡化するのである。

貧窮は常に大都市に於ける過密なる地域に附隨して發生すると言はれて居る、此の意義はかゝる貧民の家庭は常に身體上非衞生なる地帶に密集し、精神的にも道德的にも、その標準が低下して居ることに依つて明らかである、住居過密の爲に娯樂に對する空地が缺乏し、勢ひ貧窮兒の多くは街路で遊戲に恥るべく餘儀なくされて居る、彼等は尙ほ罪惡に接觸するや、飮酒、賭博及その他の有形の弊害を行ひ易さ危險にさらされて居るのである、或る場合は彼等は犯罪の影響の下に

(2) 上流の家庭は子供が十分な食物、適當な食物を思ふ儘に攝ることを得る卽ち物質的方面に於ては充分なる滿足を得るから反對に精神的不滿足を感ずるのである、夫れ故に其の滿足を外部に求めんとして誘惑に陷るのである、それから多く子供の教育を雇人任せにするから、親子の關係が親密でないので、不和を起し又は他人に依りて慰安を求めやうとするのである、又上流の家庭にありては、子供の教育が嚴格に過ぎて一身を過たしむることあれば寬大に過ぎて浪費の惡癖を養成することもある、殊に母親が父親に內證で過分の金員を渡すなど母の溺愛が主因となつて放蕩に身を持ち崩し終に犯罪に陷るものは少くない。

(3) 奉公中の犯罪は第三位を占め全人員に對する一割五分弱を示して居る之等は奉公中に不良の者と交り、遊惰に流れ酒場に出入するとか、買喰、映畫の觀覽等に耽り進んで種々なる不良行爲を爲すに至つたもので其の原因は同じ奉公先に不良者の居た場合とか、御用聞きして居る間に知り合ひになつたり、近所に惡友が居てそれと交つた等の例が多いのである。

(註三) 刑政第四三卷 第二號 補原祖一郎

少年犯罪に就て 五八頁

貧窮の家の子供は親が衣食住に追はれてゐるから、心身の發達不充分の時代から働かねばならぬことが多い、自然勞働に疲れに疲れて不完全なる發達を遂ぐるのである、從つて精神的發達を阻害するのである、或る仕事例へば新聞賣子、行商人、靴磨き、辻占賣子、牛乳配達などの勞働は不道德並に屢〻犯罪的な影響を受けしめることが頗る多いのである。

彼等少年の多くは如何に、冷たい家庭や紊亂せる家庭に生育したか又如何に其の家庭教育が放漫であつたかゞ伺はれるのである、彼等の多くは不知不識の間に惡化し時に親から叱られる爲に次第に狠性が曲つて來て邪推深くなり、萬事に不快を抱き家の仕事を厭ひ、或は其の不快を忘れるべく快樂を家の外に貪らんとし或は不快なる家庭に居るよりは何處かに行つて一働きしやうと前途を熟慮することなく頗る單純な考

置かれ、或者は共犯者として青少年の助手を必要とし、或る者はプロフェッショナル (Professional) な犯罪に對して自から養成せらるゝことを願望し、或者は直接自から犯罪行爲に從ふのである、而して斯くの如き貧窮兒は凡べてかゝる壓力の下に生育し、賣淫、賭博、飮酒、此の犯罪的事實に對しては富裕なる兒童よりも多くの接觸を經驗して居るのである。(註三)

(註三) 刑政第四三卷 第二號 補原祖一郎

少年犯罪に就て 五八頁

貧窮の家の子供は親が衣食住に追はれてゐるから、心身の發達不充分の時代から働かねばならぬことが多い、自然勞働に疲れに疲れて不完全なる發達を遂ぐるのである、從つて精神的發達を阻害するのである、或る仕事例へば新聞賣子、行商人、靴磨き、辻占賣子、牛乳配達などの勞働は不道德並に屢〻犯罪的な影響を受けしめることが頗る多いのである。

彼等少年の多くは如何に、冷たい家庭や紊亂せる家庭に生育したか又如何に其の家庭教育が放漫であつたかゞ伺はれるのである、彼等の多くは不知不識の間に惡化し時に親から叱られる爲に次第に狠性が曲つて來て邪推深くなり、萬事に不快を抱き家の仕事を厭ひ、或は其の不快を忘れるべく快樂を家の外に貪らんとし或は不快なる家庭に居るよりは何處かに行つて一働きしやうと前途を熟慮することなく頗る單純な考

21 家庭の狀態と罪質

年別 / 良否 / 罪質	昭和九年 普通良						昭和九年 不良						昭和九年 計						昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年
	竊盜	強盜	詐欺恐喝	橫領	文書僞造	猥褻	竊盜	強盜	詐欺恐喝	橫領	文書僞造	猥褻	竊盜	強盜	詐欺恐喝	橫領	文書僞造	猥褻				
	傷害	自殺幫助	殺人	放火	住居侵入	計	傷害	自殺幫助	殺人	放火	住居侵入	計	傷害	自殺幫助	殺人	放火	住居侵入	計				
百分比	六七・九	一二・四	九・八	二・四		三・七	二八・五	五・三	二・二	三・五	一・一	三・七	六七・九	一二・四	九・八	二・四		三・七	一六	三三	四〇	四・九
	一	一	一	一		一	二	一	一	一		一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
	二	二	一	一		一	一	一	一	一		一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
	一	一

刑政第53巻第5号
矯正図書館

知することが出來ると思ふ。

此の種の家庭では家庭そのものが少年をして犯罪者たらしめる一條件を形成して居るものと言ひ得られるのである。

(1) 兩親揃ふて一家に在る場合には親と子との間に純粹の愛が見られるのであるが、母親が寡婦になるとか、遺棄されるとかは子供を犯罪に陷らしめることが極めて多い卽ち父に死別又は生別となると母親の地位が非常に不安なものとなるのが常で、子供を置いて外に働きに出かけなければならぬことが多い、働きに出ても、彼女自身と子供を十分養へないのが普通であるから家庭は少くとも獨立することが出來なくなる、或は全く破壞されて了ふ。

(2) 次に父親が餘になつた場合卽ち母に死別又は生別すると子供の扶養は續けられるが普通である、然し母親の看護を受けると云ふ利益を失ふのであるから、ひがみ根性が助長し兎角父子の間に疎隔が生じ易く果ては無斷家を飛び出し浮浪、犯罪の生活に乘り出す譯である。

(3) 家族や家庭の完全な破壞は兩親が死亡して子供が孤兒となつた場合である、その時若し此の孤兒が親戚或は特志者の家庭か、その他の家庭生活に引取られるか、又は孤兒院等の施設に入れられなかつたならば、彼等は浮浪者の群に入つて賣淫又は犯罪生活に乘り出す一大危機に遭遇せざるを得ないのである。

(4) 又幸にして兩親を失ふことなく其の手に養育せられたる者にても一度其の家庭の狀態若くは父母の人格品性等親としての資格に多くの缺陷ある場合に於ては犯罪少年を出すこと亦尠からざるものである。

4. 慰安と犯罪

適切な慰安施設がないと少年犯罪を惹き起し易い、特に、都會に於て然りである、多くの都會の子供は街路上で遊ぶより他に適當なる遊び場が得られない、玆で不道德や、有害な想像、誘惑に接するもので、多くの最初の法律侵犯は街路に遊んで居る時代に行はれる、窓を破つたり、行商人とか、商品窓から物を竊取したりする場合もある。

これらの犯行は子供が、若し街路で遊ばずに濟むならば犯す筈のない子供の惡戲である場合が多いのである、街路上の遊びは怠惰、浮浪に陷らしめ、罪を犯すに至らしめ勝である、犯罪發生が其の嗜好に原因する場合決して少しとせぬ。

今玆に參考の爲少年の嗜好並に趣味の種類を擧ぐれば

年別 / 嗜好並ニ趣味	人員	昭和九年						
		少年	準少年	計	百分比	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年
映畫劇演	四	一七	二一	三八	一四・九四	二五	三七	二八	四一
	五	六	一八						

類	一	二	三	四	五	六	七	八
酒							九	八
煙草	一	三	七	一・二四				
菓子	一	三	三	三九・五一	二六	一九	一三	一九
洋食	一	二	三	三・七一	三	二	二	三
肉類	二	五	七	八・六五	一		一	
甘藷	二	二	二	二・四七	二	三		二
バナナ	一	三	四	四・九四	三	二		
運動競技		一	一	一・二四	一	二	二	一
音樂		二	二	二・四七		三	一	
計	六三	八二			七八	七八	五六	八三

本表に依るに嗜好並に趣味中菓子類は三九・五パーセント、映畫は二五・九パーセントを示し、如何に映畫が少年の嗜好に適せるかを知るに足るべく、次に肉類、演劇、バナナ、煙草、洋食等の順になつて居る、少年ににして菓子類を好むは其の本能作用として嗜好上の滿足を得んが爲であつて買喰が原因となり犯罪に陷ることの多いことも本表より推知し得られる、又慰安の一形式としての劇場が少年犯罪に影響のあることを注意せねばならぬ。

少年者の嗜好に適するものに、運動競技があるが之等は活動的なる少年者の通有性とも見られる且つ之等は犯罪を誘發すること割合に少い、事實を統計上に於て知ることが出來る。

少年が劇場で芝居を觀たり、犯罪や暴行などを撮つた映畫を見物したりして刺激され、その行爲を眞似やうとするに至る、これは餘つたエネルギーを全部費すことが出來、又刺激と冒險に對する欲求を滿足することの出來る健康で活動的な慰安の機會を十分持つてゐる健康な、正常な少年には至つて少いことであるが、こうした機會を惠まれない都會の少年は直ぐ之等の行爲を眞似て試みやうとするもので、普通以上の被暗示性を持つて居るやうな多少とも身體的に異常な少年は直ぐその試みを實行し勝ちなのである。

5. 生育と教育

子供を教育するに當つて最も重要なる素因の一つはその教育であることは云ふ迄もない、教育は實に國民を啓發指導し共同生活上適格者たらしむるもので一部家庭にて行はれるのであるが、特に教育の機關である小學校に於て施される、抑も教育の振否盛衰が一國の文化發達に至大の影響を有することは勿論であつて犯罪の消長にも大なる關係を有すること是亦言を俟たざる所である、殊に初等教育に於て然りとするのである、教育なき者若くは不完全なる教育者に犯罪多くして完全なる教育を受けたる者には犯罪者の少きを認むることが出來る。

今教育關係表を見るに

刑政第53巻第5号
矯正図書館

生育と教育	不就學	尋常一年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	高等一年	同二年	中學一年	同二年	同三年	同卒業	計
實父母		一	三	三	一	二	二〇	六	一三	二	四			五四
實母							七		三				二	一二
實父		一		一			三	一						六
實父繼母							二				一			四
繼父實母														二
養父母					二			一						三
祖父母									一					一
實兄														
叔父母										一				一
他人														
計		二	三	五	三	二	三四	八	一六	三	二五		一	八一
百分比		二四・九八		一八・五二				二九・六三		九・八八				
昭和八年	一	一		一	二	三三	三三	一三	一四	一	一	一	一七	七八
昭和七年	二	三		三	四	九	二三	三	三	一	一	一	八	五六
昭和六年	一	三		一	七	六	二七	二	八	三	一	一	二	八二
昭和五年		三		五	三	五	三七	八	一三	一	一	一	一	八二

右の表に依れば義務教育未了者は一八・五二パーセント、義務教育終了者は四一・九八パーセント、高等小學教育を受けたるもの二九・六三パーセント、なるに反し中學教育を受けたるもの九・八八パーセントに過ぎない、全國學齡兒童の就學歩合は百パーセントに近きにも拘はらず犯罪少年には義務教育を了らざるもの約五分の一を占むるの有樣である。

要するに生育不良なる者の多數は不良の發達を爲し犯罪に陷り易きは疑の餘地なき處である。

三　年齡と犯罪の關係

山岡博士著刑事政策學に曰く

第一、少壯の者は其の好奇心と大膽とに因つて冒險的に事を行ふを通則とするが中年の者は注意と思慮分別旺盛となり、老年者は熟練なる裁量と先見的の覺悟とに依つて愼重に事を行ふものである。

(イ)　一般に於て外界刺戟に對する意識的の反應を始めて認め得べき時に於ける幼者の行動は全く利己的である、卽ち其行動は自己の需要を滿足せしむるに止まり、毫も他人の犧牲を顧ないものである、然れども漸く生長して家庭及び學校の敎化を受くるに至つて次第に能力の發達するものである。

(ロ)　幼者は其の發達の始めに於ては全く理解力なく單に模倣と微戒に對する畏怖心とに因つて次第に一定の見識を生じ利己的衝動を自制し他人の利益を尊重するの能力を有するに至り正と不正との槪念を得、其結果法律に對し責任ある程度に發達するものである。

(ハ)　幼者の犯罪は一般に於て財產上の利益を得嗜好上の滿足を得んが爲にする竊盜罪である、稍成長し十五、六歲後に至りては粗暴なる身體傷害、財物毀棄の罪を犯し、又生理上より來る色慾の滿足を滿たす爲猥褻、姦淫等の風俗罪を犯し、(前揭米國醫學博士、ワーレン・スターレ氏の說參照)其他の名譽侵害、脅迫、放火等の犯罪を爲す、而して身體傷害、財物毀棄及び放火の罪は多く復讐より來るものである。

第二、人成年に達すれば血氣旺盛となり、萬般の事に付機敏の行動を爲し得べき資質を具ふるに至るを以て、犯罪も亦少年時代と其の種類及趣を異にして居る、卽ち或年の當初より三十歲迄の間にあるもの丶犯罪は、統計上多數であつて且つ總ての犯罪に關係を有して居る、殊に感激若くは豫謀に出づる殺人、粗暴なる住居侵入、身體傷害、思慮と計畫とを共にする詐欺恐喝、其の他橫領、脅迫、暴行等注目すべきものである、此時代に於ける犯罪の多くは、兇惡であつて危險性が存して居る、三十歲以後次第に年齡の進むに從つて暴行的行動は漸次に減退す、然しながら、業務との關係上五十歲迄の間に於ては特に名譽侵害、封印若くは差押の破棄、僞證等の罪は多いのである。

第三、老年に至れば最早や身體力量若くは敏活を必要とする犯罪を行ふことが出來なくなり、氣力喪失し、次第に老衰的變質を來すの結果、六十歲以上の者の犯罪は其の數甚だ少きこと左記統計の證明する處である。

第四、今昭和七年に於ける行刑統計を觀るに新受刑者の總數は三一、七七四人中

十八歲未滿	六六五人	二・〇九%
二十歲未滿	一、五八〇人	四・九七%
三十歲未滿	一三、六〇三人	四二・八二%
四十歲未滿	九、一一八人	二八・七〇%
五十歲未滿	四、二八七人	一三・四八%
六十歲未滿	一、九七三人	六・二一%
七十歲未滿	四九八人	一・五七%
七十歲以上	五〇人	〇・一六%

右の如くで二十歲以上三十歲未滿の壯年者は其數最も多く四十歲以上に至りて低下し六十歲以上の老年者が其の數甚だ少きことを知り得るのである。

四、老年者の犯罪に就て

1.　老年受刑者の罪名別表

罪名別	初犯	累犯	計	百分比
竊盜	七	一〇八	一一五	六三・一六
强盜	三	五	八	四・三三
詐欺恐喝	一	一八	一九	一〇・二七
橫領				
猥褻姦淫	三	一	一	〇・五四
殺人	一三	七	一九	一〇・二七
放火	一五	三	一八	九・七三
住居侵入				
通貨僞造				
計	四三	一四三	一八五	

備考　老年受刑者に對する統計は昭和十年五月より同年十月に至る六ヶ月間に於て米子刑務支所に收容したる六十歳以上の老年受刑者百八十五名に付調査集錄したるもの

右統計に依れば竊盜罪は全體の三分の二に近き最多數を占めて居る、竊盜は少年、成年、老年、に區別なく犯罪中最も多數なので此事實は竊盜より來る實害の鮮少ならざることを證明するものである、夫れに次いで、詐欺、恐喝の如き財產に對する犯罪が多いのであるが、殊に老年者には性慾が衰へるに從つて其の慾望が財產の方に向つて居る證左であり、殺人の如き身體に對する犯罪の多いのは感情が單純で固陋頑迷なる者の多い結果であり、又放火の如き社會安寧秩序に對する犯罪が第四位にあるは其大部分が保險金を詐取せんとしたるに因るもので欲望が財產の方に傾けることを證據附けるものである。

而して之れが環境を調ぶるに

環境別	人員	百分比
配偶者の有るもの	五三人	二八・六四
〃　なきもの	一三二人	七一・三五
家庭を有せるもの	六〇人	三二・四三
〃　有せさるもの	一二五人	六七・五六
子女を有するもの	七四人	四〇・〇〇
〃　有せさるもの	一一一人	六〇・〇〇
保護者あるもの	九八人	五三・〇〇
〃　なきもの	八七人	四七・〇〇

(イ)　有配偶者全人員中二八・六パーセント、無配偶者七一、三パーセント、の割合であつて無配偶者の數は著しく多い。又子女を有するもの四〇・〇パーセント、子女なきもの六〇・〇パーセント、の割合である。

又家庭を營めるもの三二・四パーセント、家庭生活を離れたるもの六七・五パーセントの割合であつて、是れ又

一家團欒の生活を繼續せざりしものが如何に多きかを知ることが出來るのである。

(ロ)　齡既に老年に達し最早身體力量共に衰へ、加ふるに氣力喪失し次第に老衰的變質を來たせる時に於て扶養を受くる配偶者及子女なく加ふるに、慰安休養の場所たる家庭（家庭は人間を産出する工場である許りでなく彼等を肉體的に精神的に又道德的に能力ある狀態に置く場所である）もなき憐れむべき境遇に置かれたる者にありては諸所を彷徨ひ、家を持つてゐる貧民よりも遙かに窮狀を呈する家なき、放浪者とか乞食を生ぜしめ多くは其の窮迫狀態（貧困、飢餓等）に遭ひ犯罪に陷るものである。

年齡ト學力及職業トノ關係

年齡	學力 不就學	小學中途退學	小學卒	中學中途退學	中學卒	專門以上	計	職業 職ニ就キタルコトナキモノ	二回以上轉換セサルモノ	三回以上轉換シタルモノ	五回以上轉換シタルモノ	計	實人員
六十一歲	五	二	一	一			九	二		三	二	九	九
六十二歲	七	七	四			一	一九	一	二	一	一	一九	一九
六十三歲	八	三	六	三	一		三〇	二	二	一	一	三〇	三〇
六十四歲	八	五	六			一	二〇	一	一	一	一	二〇	二〇
六十五歲	六	四	四	一	一		一六	一	一	一	一	一六	一六
六十六歲	七	六	四				一八	二	一	一	一	一八	一八

2.　學力及び職業との關係

山岡博士は犯罪の內的原因として身體的特質、精神的特質系統、教養、性、年齡及び精神病を擧げ、外的原因として季節、土地の情勢、經濟の狀態、家族生活、職業、酒精、賣淫、賭博を擧げられた。

島學士は犯罪の二大原因を認めることは、上述の通りであるが、只內的原因の一部として、犯罪と教育、及び犯罪と職業との關係を認めて居られる。

正木學士著刑事政策汎論　第六一頁、第六六頁參照

更に見易くする爲に百分率を以て表示すれば

| | | |

初度の年齢＼期間	全受刑ノ期間						初度受刑釋放時ヨリ現在ニ至ル自由生活ノ期間						實人員
	五年以下	十年以下	十五年以下	二十年未満	二十年以上	計	五年以下	十年以下	十五年以下	二十年未満	廿五年以上	計	
十六歳	二	一	二	二	一七	三三	一	二	六	四	六	三三	三三
二十歳以下	二	二	二	三	二七	三六	一	一	四	七	一三	三六	三六
二十五歳以下	三	六	三	六	三三	五〇	二	五	五	一	一七	五〇	五〇
卅五歳以下	二	三	四	二	七	一八	一	一	三	一	六	一八	一八
四十歳以下	四	四	四	四	二	一四	一	一	四	一	五	一四	一四
四十五歳以下		一	四	四	一	一四		一	四	一	五	一四	一四
五十歳以下		一	一	二	一	五		一	二	一	一	五	五
五十五歳以下		一	一	一	二	四		一	二	一	一	四	四
六十歳以下			一	一	四	六			二	一	三	六	六
六十歳ヲ超ゆ	二	一				三							二
百分比	一二三	六一・〇九	一六・三	二・一七	四	一七	一・〇九	二・七二	五	二・一七	四	二	一八五
				九・一九						五・九五			

右統計で見れば初度受刑時の罪質は竊盗罪が全人員の六一・〇パーセント、詐欺恐喝九・一パーセント、放火六・四パーセント、以下殺人、文書印章有償證券僞造、傷害、賭博、强盗の順序となつて居る、初度受刑時の罪質と老年に至りて本統計作成當時受刑中の罪質とが期せずして殆んど同數の百分比を示すのみならず、又其順序も同順位なるを見るは畢竟若い時代の經驗が後の犯罪に影響せることの鮮少ならざるを如實に物語つて居るものである。

4. 初度受刑時ノ年齢ト全受刑ノ期間調

年齢＼年別	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年
六十歳以上七十歳未満	四九八 人	四三二 人	四四四 人	三七四 人	三七八 人
七十歳以上	五〇	五四	五四	四〇	五三
計	五四八	四二五	四九八	四一四	四三一
新受刑者總人員に對する百分比	一・七三	一・七〇	一・八一	一・七三	一・八五

百分比	計																			
	一六	一六	一八	三三	八八	一六〇	五五	二三	三三	三四	一七	四九	一六〇	一六〇						
	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一一・二五	一三・七五	五五・〇〇		三・一三	一四・八二	二〇・〇〇	二一・二五	一〇・六三	三〇・六三								

備考／本表ノ外二十五名ハ初度ノ受中ニ付之ヲ除外ス

右の表に依れば全受刑期間二十年以上は全人員の五五・〇パーセント、を占め、二十年未満は一三・七パーセント、十五年以下一一・二パーセント、十年以下、五年以下は何れも一〇・〇パーセントの割合となる。

尙ほ初度受刑釋放時より現在に至る自由生活の期間を調ぶるに、廿五年以上は三〇・六パーセント、廿年以下二一・二パーセント、十五年以下、二〇・〇パーセント、十年以下、一四・三パーセント、二十五年未満、五年以下の順序となつて居る。

以上により推察するに今度こそは刑務所へ逆戻りは斷然せないと誓つて釋放されても、社會的に信用ない彼等であるから、其の履歴が永の月日に曝露して漸く就職したかと思ふと間もなく再び失業苦を舐める結果終に自暴自棄となり、無我の中に犯罪を累ねる事となつたのである、斯くして、人生の半以上は獄窓で暮し、家庭も、故郷も、知己も、親戚もなく、孤獨の身たる憐れむべき人となり來つたのである。

今玆に參考の爲全國に於ける新老年受刑者の累年比較表を示せば左の如し。（昭和七年第三十四行刑統計要旨參照）

備考　右統計は懲役及禁錮受刑者に就ての調査。

五、むすび

以上諸統計に依り考察するに犯罪人は之を其年齢に依り觀察するに、未成年者、成年者、老年者の三大別を爲すことが出來る。

少年期から成年期にかけては人が漸く社會にはいり込み始める時期であつて而かも社會生活に對する經驗の極めて淺い時期であると云ふ點で往々社會への適應を誤ることがある、それから成年期は考へ方や感情が不安定の時期であつて色々の欲望の發現する時期である、先づ成年期は性的機能並にそれに附隨した機能が發達しそれに伴ふて性的興味の發現する時期である。

斯くて愈々人生も老年期に至れば心身の一般的衰弱を特徴とし、心身能率減退し感覺は遲鈍となり、感情は單純となり、感興の種類も範圍も狹少となり、古い經驗は比較的鮮明であるが、新しい經驗は記憶に留まることが少い、孤獨的生活や被扶養的生活に入り易く固陋頑迷となり又感情の異常や、性的變態を生ずることも少くない。

斯くの如く一つは身體上に衰頽を來すことであり、二つには之に伴ひ其精神上にも同樣の變化を及すことゝなる。

犯罪が社會的事情の優勢なる場合例へば劇烈なる精神感動性（憤怒、怨恨等）は格別其他は悉く習慣性となり、若い時代の經驗と影響とが大きな意義を持つものなることを雄辯に物語つて居るものと斷ずるも敢て過言ではないと思はれるのである。

尙本稿は次の記述中より參考となる部分を借用したることを御斷り致し置き玆に諸先生に對し深甚の敬意を表す。

山岡博士「刑事政策論」
正木學士著「刑事政策汎論」
伊藤檢事研究司法研究報告書集第十八輯三
「老年犯罪に就て」
楠原祖一郎氏刑政所載
「少年犯罪に就て」
上野博士著書
醫學博士上野一晴「人體の科學」
寺田學士著「犯罪心理學講義」
モーリス・パーメリイ著「犯罪學」

栃木刑務支所に於る山田わか女史の特別講演

栃木刑務支所に於ては二月十七日東京より女流評論家として令名ある山田わか女史を招聘し收容者に對して特別講演を乞ひ『皇紀二千六百年を迎ふるに當り日本女性として進むべき道』の題下に午後零時半より午後二時半の間二時間に亙り、現時の社會情勢、國體の特異性、女性として生きるべき方途殊に日本婦道の美點長所の强調、その他銃後の中堅として立つべき母の道妻の道につき多方面に亙る例話を引照し諸講の裡に眞理あり、平明のうちに滋味ある訓話を續けられ收容者に多大の感銘を與へた。

山田わか女史を圍みて
栃木刑務支所に於ける座談會

二月十七日栃木刑務支所收容者に特別講演のため來栃せられたる山田わか女史を、同講演終了後、栃木明德會（保護會）に招き支所職員一同女史を圍んで『女子刑務所に對する女史の感想を聽くの會』を兼ねて座談會を開く以下は當日の座談概要である。當日出席者は山田女史を中心に武子喜久治、須田安太郎、梅村重義、藤川よき江、高尾晴、二木ハル、藤山ユキ、齋藤前子、岡田ミツ、長竹文子、野澤操、大出キイ、栗林ナミ、その他職員多數參會頗る盛會であつた。

武子。今日山田先生がいらつしやつたついでに座談會でもお話を伺い度いといふ話がありまして、それでは好い機會だから是非といふことになりまして皆樣にお集りを願つたのですが、この機會に何か先生にお聞きし度い事もあるでせうから、何彼と御相談申上げ御教へを頂いたら、これからの職務上生活上、ためになることがあるだらうと思ひます。先づ先生が刑務所を初めて御覽になつた御感想を伺ひ度いのですが、

山田。實は私の一つの感想なのですが、中の工場を見て一般の工場とか母子ホームとか澤山の女の人を收容するところに比較して、此處が割合に明るく安樂に見へると言ふことなのですが偏見かしら。彼の女等は囚はれの身で心が囚はれて居るといふことは苦しい事でせうが、その他の生活上の不安が無いといふのが原因なのではないでせうか。

武子。身分の上で一時安心したものになつたといふ樣な事もあるでせう。つまり刑の確定による心の安定とでも云ふやうに……それが釋放間際になると社會に出るといふ嬉しさと一緒に、社會生活の不安が攻め寄せることになつて考へ込む事が多くなります。

須田。此處に這入つて居る者は一般に道德觀念が薄い。一見して朗らかに見へるのは其の樣なところから來ることもあるでせう。例へば釋放後の身の

振方でも夫ある場合は夫に歸る。例へ無い場合でも女の身を投げ出せば生活に苦勞は無い。其處に解放的な氣持があるのでせう。

藤川。又一面一層社會の人より惱んで居るといふ事もありますね。先生は刑務所を御覽になつて陰慘なものとは思はれなかつたでせう？

山田。全く、案外明るいので驚ろきましたね。然し一つ意外だと思つたことは、あんなに嚴重に錠前を下すことの必要はどうかと思ひますね。狂暴性ある男性ならいざ知らず女性ばかりの居房に一つ一つ錠を下すのは……

武子。あれは問題と云へば問題です。然し監獄の組織そのものが男を標準として拵へてあり、いろ〳〵と不合理がありますから。矢つ張り女を標準としたものが欲しいと思つてます。

山田。そりや簡單でせう。男と女は別だから……（笑）

武子。貴女のやうな方の來られた事を機會に女の刑務所と云ふものを大いに天下に認識させたいと思ひます。刑務所の秩序を紊さない程度で社會に認識して貰ひ度いと思ひます。

山田。狂暴性ある男囚なんかでもこちらの扱ひ方でどうにかなると思ひますね。か弱い女性に、殊に病氣で動けないやうなお婆さんのところにも頑丈な錠前が下してあるなどは一寸妙に感じましたよ。

須田。男はもつと頑丈ですよ

武子。今の女刑務所の處遇は實際上種々の不便な點がありますから。監獄法やその下にあるいろ〳〵の省令等を女らしいものに改めて頂きたいといふ氣持は前からあるのですが……

山田。それは大いに……大きいことは小さいことからと言ひますから小さいことからでも大いに改良して下さい。

武子。どれだけ出來るかやつて見やうと思ひます。

藤川。先生が此處に來られて外に氣付いた點は何でせうか。

山田。それは今申した錠前の事ですが、死に掛つたお婆さんでもホホホホ

武子。それはそうでせう。然し收容の目的がお婆さん丈けを目的としてるのではないのですから……それから女の刑務所には男の職員が必要ではないといふ說もありますが、先生の御意見は？

山田。男の職員は大いに必要ですね。男女はあざなへる繩の如しとも言ひますからホホ仕事は矢つ張り男の方にかないませんから……唯、最高の方針を定める場合に女の主張を取り入れて女性でなければ窺へない女の生活態度や希望を執務の上に生かすやうにしてゆけば萬全だと思ひます。その他では皆さんのやつて居られるお仕事の素晴らしさを感じました。

武子。皆さんの身上の問題で惱みはありませんか、僕から見た女の人達は何か大きな力にすがるものがないと困ると思ふが如何ですか、性の問題なんかと離れても何か確りした相談相手と云つたやうなものが……

山田。御主人のある方は何人位ありますか此處に？……

藤川。三人位でせうか一度結婚して別れた方が多いでせう

山田。夫に別れ子供を抱へて母として生き拔いて行かねばならぬといふ生活上苦しい立場に置かれ、親子心中でもしなければならぬ狀態になつた時に

衣食を與へられた時は、地獄で佛に逢つた樣に喜ぶが、又生活が安定すると途端に不滿が起りいろ〳〵と惱むんですね。然し何處迄も母として生き拔いて行くのが母性の一本ですね。貴女方の母心を尊重して手傳つて與れる男があつたら何時でも結婚しなさいと言ひますが、母は子供を捨てぬことが法則なのです。捨てた子供のことは死ぬ迄忘れられません。そして子供は母を恨みます。

齋藤。そうですね。

山田。實は斯う云ふ話があるのですがね、或る母が、勿論これは口實だつたのでせうが子供に中等教育を授けたいがために再婚した。先方には子供が三人あつた。自分の子は十二才位だつたのですが、子供は母の再婚以來常に自分が捨てられはしないかと心配するやうになつて、母が當時何時もより身奇麗にして出掛けて行くことがある。そうすると子供は『オイ何處へ行くのだい』なんていふ口をきくのです。困つて自分の田舍の母に預けた。然し暫くするとどういふ理由か主人の方から學費を與れぬ。女は先妻の子を世話しながら始終自分の子供のことを思つて泣いてゐる。夫は夫で面白くなくて先の亭主が戀しくて泣いてゐるのだらう等といふ。そんなこと面白くない。子供は子供でを捨てゝ嫁に行きやがつた親でない。あんな者にはもう逢はない』等といふ始末です。然しもてつとり早く言へば夫が欲しかつたのですね。こんなのは兩立しませんね。斯ふいう場合何れをとるかと言へば先づ子供を取るのが常道ですね。そうすると結婚出來ませんが。母性道を守つて與れる男があれば結婚してよろしい。後に破壞されるのなら結婚しない方が宜しい。然し人間ですから偶には慾望が起りますが、それに囚はれぬといふことが必要ですね。母として生きることが自分に與へられた道だと云ふ確りした目標を、卽ちちやんとしたビリヨウドを打つてその日の務めを果せば囚はれぬでせう母は子に全力を打ち込んで生きてゆく。これが母性の歩むたゞこれだけで一本道であるけれど、たゞこれだけで生き拔くことは餘程の覺悟とあきらめがなければ不可能のことです。私のやつてゐる母子寮などでは屑集などをして子供のために生きて居ますが、性の問題を離れても親身に話になる相手があつたら、どんなに女性は強みを感ずるか知れません。

武子。母性を損ぜない程度で結婚が出來たらこれに越したことはないが。

山田。夫を授かる、妻を授かる、所謂天かの授りもので、授からぬなら持たぬことが天意なのだからあきらめる。夫が得られぬからとて不幸だと思はぬことですね。

武子。そう無理に探す必要もないですね。

山田。そうです結婚出來れば最上だが出來なくとも精神の力で確りやるのですね。弱い女である場合そんな女は夫を持つても矢つ張り駄目ですね。そんな女は夫の荷物だから。

佐々木（假名）。此處の人達も貰ひ手が無いとか何とか言ふ理由でなく、職業を持つてゐると人に賴らなくとも生きてゆけるといふ強いものが出來るのですね。そりやあ結婚期が遲れる等といふ事もありませうがそれで非常に頭を惱すといふ事が拗いのですね。

武子。僕は結婚した方がよいと思ふ。そして結婚しても職業をやめなくともやれるやうに國家が保護してやらねばならぬと思ふ。

山田。結婚すれば職を退くのですか？

武子。退めるのではありやせんが職業と家庭生活とがしつくりゆかないので自然的に身を退くやうになるのですね。

山田。結婚して母となる可能性のある以上は結婚するのですね。そして母としての意見を大いに尊重して貰ふことです。然し夫を持つた以上夫の意見にも從はねばなりません。こんなのがあります。妻君も職業婦人で二人で月に百七十圓程の收入があつて結婚當時は相當餘裕ある生活に居たゝめ遂生活を膨張させて仕舞ひ、今子供が出來て女は職をやめ度くなつたのだが今やめると生活に困るので惱んでゐる。こんなのは世帶を持つた時に間違つたのですね。最初引締めて夫だけの月給でやれるやうにして置けばよかつたのです。聯業婦人から出發したお母さんには斯ういふやうな惱みが澤山あるらしいですね。然し金よりは子供を育てることの方が先決問題だとすればこの問題も自づと解決するんぢやないでせうか、最も解釋の仕方ですがね。

藤川。此處でも看守さんのうちで子供が生れた方で續いて勤めに出て居られる方があります。

山田。何かお母さんを保護する規則がありまして？

須田。產前四週間、產後六週間の特別休暇が貰へることになつて居ります

山田。職業婦人で自己滿足に陷つてゐるのは大體よくありませんね。

齋藤。結婚して子供が產れたら子のために母は家庭の母として生きてゆくべきだと思ひますね。

岡田。ほんとうね。子供は母が居ないと淋しいものだらうと思ひます。

武子。僕らでもそうだよ。たまには獨りになつて見たいと思ふ。妻が里に歸つてさぞ、せい〳〵するだらうと思ふ。が矢つ張り家に歸つて誰も居ないとなると淋しいね。子供も同じだらう。第一可哀想だよ。

山田。竹内茂代さんの娘さんだが、何になるのだと聞くと良い奥さんになるのだ。お母さんのやうにはならぬと言ふ。やつぱりお母さんが始終家に居ない淋しさが沁みこんでゐるのでせう。それから婦女界今はさびれて仕舞つたがあの編輯長をしてた太田菊子さんの娘さんがそうですね。當時黄金時代でぜいたくをして居られたが、矢つ張り娘さんはよい奥さんになるのだと言つてゐましたね。お母さんの居ない事の寂しさを痛感してゐるのですね。

私の母子寮には現在母が十四人に子供が三十人程居ります、各自部屋を持ち乳兒室もあります。六つまでは幼稚園程度のものがあり學校に行くころになると普通の學校に通ひますが一番の惱みは父のないことです、母の情はあるが父の愛情がない。子供の將來を考へると心配です。ないものは仕方がないと言つて仕舞へばそれまでだが……男は女らしい女を求め、女は男らしい男を求めます、職業に從事してゐるとどうしても硬ばりますからね（笑）

武子。職業についてゐると男のやうな女のやうなのが出來ますからね、職業婦人の婚期の遲れるのも一つは其處

にあるのではないだらうか。

山田。然しそれも心持の問題だと思ひます。女も五十六十となるとどうしてもひからびて仕舞ひますが、でも私はひからびません。

藤川。そうですね。先生は二十年前と變りありません。

山田。それは私が始終氣持の上で張切つてゐるためかも知れません、今もいろ〳〵やつてゐます。代用品實狀調査といふことを、所謂詐欺商品整理です、ちつとも役に立たぬ物を買ひ家庭でもどうするか大問題ですよ。例のスフの事などいろ〳〵問題になつて世間の人は私が矢鱈にスフを攻撃をするやうに言ひはやしますが、私のはスフ征伐ではない整理をするのです、二十一日に大阪で重立つた人を集めて又この事で研究したいと思つてゐるのですが、その他物資需給の配給機構を作る事も考へてゐるのです。惡い品を賣られた時は取り換へて貰ふ。取換へぬ時は經濟警察にすがる。製造元から商店需要者一貫した一つの配給機構を作る。今下相談中ですがこんなことで張り切つてゐるので私は若いのですよ。

武子。職業と結婚とは兩立がなかなかむづかしいですね。

山田。あなたは夫がありやせう。

（佐々木へ）

佐々木。あります。今別れてこちらに來て生活して居ります。子供がこちらで學校へ行つてますから、それの卒業迄はと思ひまして家庭的にいろいろ事情がありますが、お互に理解し合へばよいのだと思つてゐます。つまり將來を希望して現在の別居生活に安んじて居るのです。

山田。それは間違つてゐると思ひますね。あなたは刑務所でどれだけ必要な人かは知りませんが、刑務所といふものがあなたを必要とする以上に今あなたのお子さんに取つて、あなたは必要なものです。父と母の愛が無くては子供はよく育ちません。

佐々木。それは私も思つてますが、經濟が許しません。

山田。それは生活の仕方によつて解決されます。やりかた一つです。生活を切りつめればよいと思ひますが、

武子。藤川さんはどう云ふ氣持ですか

藤川。私はもう斯ういふところの人達と一緒にまあ世の中の敗殘者を一人でも救ひたいと云ふ氣持以外に……

山田。エ、そうよこの人は昔からこんな人なのだから……

武子。高尾さんは

高尾。私はまだ結婚する氣になれません。

武子。小池さん（假名）はまだ獨身だそうだが結婚についての惱みはありませんか。

小池。生きる道の惱みがあります。

山田。生きる道は極く簡單、人が悦ぶ仕事をすればいゝのですから。

武子。生きる道とは物質的？　或は精神的？

小池。各方面です

武子。パン？

小池。パンは刑務所で保障されてゐます。

武子。ぢやパン以外の惱みですね。

佐々木。小池さんは結婚して旦那樣の送り迎へをしたりなんかすることが可笑しくつて出來そうもない。だから結婚しやうとも思はないといふのです。

武子。それは貴女がほんとにこの**男**ならといふ**男**に出遭はんからです。**結婚**して見ないからそんなに考へるが**結婚**して**見**ればうまく解決しますよ。つまりそう言ふ場面に直面すれば……まあ頭をあまり理智的にのみ働らかさないで**情**で**行**くのです。**結婚**なんて頭と頭丈けの**結合**ではなく心と心の**結合**ですからね。

山田。女の方のお話ばかりお聞して**男**の方にも何かお話はありませんか。

武子。今日は**男**はつけたりなんです。それでもどうです須田さん。

須田。サアー

山田。**男**といふものは六十になつても二十代の妻を要求します。世間普通はね。

武子。そう云ふものですかね。

須田。そうかも知れませんが（笑）

山田。慾望は持ち得ないものを持たうとするところに惱みが生れる。夫を持てぬ位置に居る。夫が欲しい夫が欲しい氣持これが惱みです。自分の位置を適確に見定めて人生の目標を打つのです。自分を確りと見定めて努力するところに幸福が自づと湧いてくるのですよ。私のところに『先生どうしたら幸福になれるでせう』と聞きに來る人があるのですが、私は幸福は求めるものでなくて自分から摑み出すものだと云ふことを考へねばなりません。獨身生活は女は**男**につて歸しますがね。より困難でないやうに作られてゐます。結局百人集つて仕事をしその中二人でも三人でもそう云ふ愛の氣持で働く人があればその全體は潤ひ生きてくる。これでは金がたまらぬ等と考へる必要はない全體のために役立つて居るのだといふ氣持、斯ういふ氣持で仕事をする者に餓死することはない。無形なもの精神的なものを積み上げてゆく時にそれは消へません。私が世話をしたのにこんな娘がありますその娘は溫灸治療をするのですが　私が時々かゝりまして代を拂はうとすると拒むのです、私は働けなくなつたら施療院にやつて貰ひませう私のやることはちやんと天の帳面についてゐる。神樣はつけ落しはしません人間はつけ落しといふことがありますが……　私のやることは神樣がちやんと見透して下さるから何の心配もありません、と

武子。それから**男**つて概して氣儘で金使ひが荒いものではないでせうか。私などゝも大いに反省せねばならぬと思ふのですが

山田。そんなことについて主婦の**友**にも書いたことがありますが、離婚の危機に瀕した妻の問題ですが、妻が四十二夫が五十共に苦勞して家作も出來經濟も樂になつた頃になり夫が競馬に凝り出してみんなすつて仕舞つた。妻が銀行預金を子供の教育費に充てるために持つてゐたのです。その預金を出せと責める子供の教育費に取つてあるのだからやれぬと言ふと亂暴する。生命の危機に瀕して相談に來た。一つそのこと子供を連れ隱れやうと思ふがどうして隱れたらよいかと相談に來ました。私は云つてやつたんです。お前さんから出るやうな馬鹿なことはしなさんな。熱が燃へてゐる時はやらして仕舞なさい。熱を出させて仕舞なさい、二人掛りでどん〳〵競馬をやつてみんな使つてしまひなさい。金がなくなつたら子供の教育費をどうするか、と言つても生命に危いやうな狀態の中でどうして良い子供が出來ますか、何も彼も無くなりどうして生活するか、無一物になれば夫婦揃つてガッチリ出直しなさい。眞劍に働き直すのです。そしたらその女の人はほんとうにそうでしたありがたう存じましたが、又近頃のやうに斯う軍需景氣ですと、いろ〳〵と相談がふへてきましたが、又近頃のやうに斯う軍需來ます。ふところが暖かくなると夫は馬鹿なことをして妻が相談に來る。女つてつまらないものですね、なんての女つて偉い。男は腹が來ます、いや女つて格が崩れる。女はそんな一杯になると人格が崩れる。なんて男は馬鹿なことがありません、（笑）男が藝者買ひなのでせうつてね（笑）男が藝者買ひをし、女が役者買ひをして家が保ちますか、女がしつかりと腹を締めてるから家庭が成立つのですよ。

須田。いや又こう言ふ話もありますが、夫が藝者買ひばかりしてゐるので、奥さんがわざわざ夫の隣室で藝者買ひをした。夫の方では隣りがあまり賑やかなので襖を少し明けて覗いたらたそれですつかり夫が自分の妻君だつたそれですつかり夫が目覺めたなんてのがあります。

武子。それも一つの作戰かも知れませんが、話は外れるが、今日の受刑者への先生のお話で先生がアメリカへ出掛けられる時、英語は充分話せないが私は英語で相手に認めて貰はふと言ふんぢやない、この顏、この日本婦人の顏で認めて貰ふんだと言はれたあの日本女性の強さと誇りには敬服しました。言はゞ體當りですね。全人間性でぶつかるのですね。

山田。そうです私は萬事その手でゆきました。だからアメリカに行つてもこの和服で通し握手なんか決してしませんでした。言葉も〝今日は〟とか、〝有難うございました〟とか日本語を使ひ、その態度も日本主義を貫いて參りました。がこちらのひたむきな意氣に壓されて相手も〝今日は〟と叩頭をするのです。つまりありのまゝの強さとでも言ひますか。

武子。今日はいろ〳〵と數へられるところがありました。もう時間も大分長くなりましたし先生もお疲れでせうからこの邊で閉會と致しませう、どうも有難うございました。

橿原神宮參拜記

皇紀二千六百年の一しほ意義深き四月三日の聖日を卜し全國刑務官代表の橿原神宮參拜を擧行せらる。

卽ち行刑當局の諒解と其後援を得て刑務協會主催の下に、全國刑務所より勤續年數の最も永き看守各一名づつと外に各官職別に勤續年數の最も永き刑務官各一名が選ばれて代表となり此記念すべき參拜の光榮に浴せり。

代表者は椎名府中刑務所長外六十三名にして、四月二日迄に奈良市に到り刑務所に出頭届出づべき筈なりしも、遠路疲勞の一同に對する松岡所長の御心盡により特に此日奈良驛に看守長と外に數名の職員を派遣せられ出張受付を設け、こゝより豫て指定の猿澤池畔のかめ佐旅館に一々案內され更に同旅館へも多數の職員を配置し記念品の交付、參拜に對する懇切なる注意等に當られ明日の參拜に萬遺漏なきを期せられたり。

北より南より來る晴の代表者は光榮と感激に心を躍らせながら古都に集る。此の日雲甚だ低く春日の山々に垂れ込め靑丹よし奈良の都に一しほの雅趣をそふ風情とは云ふものゝ聊か明日の天候を氣づかひたり。

停車場を出でて振り返ると目にうつる奈良驛の寺院風建築が先づ我々の心を歷史の昔に誘へり。昔玲瓏玉の樣な美人の采女が衣を掛けて此の池に投身し果てたと傳へられる衣掛柳も春風にそよぎ池の面に映ずる五重の塔の影もみだれて一段の趣きあり。

參拜者一同齋戒して晴の當日を待ちその日の天候回復を念願せるも前日來の險惡なる雲行きは夜半に至りて遂に雨を催ほし、朝に及びて雲いよ〳〵低く何時止むとも知らず、遂に雨中參拜を決行する事となれり。松岡所長の御采配にて雨具の用意なき約半數の代表に對して外套又は洋傘を貸與され豫定の午前八時四十分に市內油阪に集合し此處より一同數臺の貸切バスに分乘して奈良をあとにす。

移り變る窓外の雨に烟る景色も物珍らしく我々一同を乘せたバスは、記念事業として擴張せられ其の兩側に二千六百本の櫻樹を植ゑしと云ふ參宮國道をまつしぐらに南へ南へと走る。いつしか雨も止み雲次第に薄れ視野廣開す。畝傍の雲峰が前方やや右手山裾に棚引し紫雲の上に鮮かに浮び上り宛然淡墨の山水畫を見るが如し。午前九時四十分神域第一鳥居前に立つ。一同列を整へざく〳〵と踏み入る玉砂利の音は人をして自ら襟を正さしむ。かくて俗塵を離脫し淸く遠き靈域に進む、軈て手水舍に至り噴き出づる淨水にて手洗ひ口嗽ぎ心を淸む。ふと手水舍內に敷き詰めたる數知れぬ玉の小石に目を注げば其の一つ一つに人名を記せり。南神門前にて修祓の儀あり一同拜殿に整列。

松岡所長の「氣を付け」の號令に直立不動の姿勢の中を椎名府中刑務所長と刑務官として三十有六年間引續き勤務せりと云ふ網走刑務所看守部長安在榮之助氏は總員を代表して神官の先導にて內拜殿に進み恭しく玉串を奉奠せり。此時最敬禮の號令にて靜かに深く頭を垂れてしばし感謝と禱りを捧げ思を遠く二千六百年の昔にはせて建國の御聖業を偲び奉る。拜禮終つて一同拜殿を退き北神門前に於て記念の撮影をなしそれより一行は徒步畝傍御陵に參拜せり。

神域は勤勞奉仕により擴張整備され其面積約二十四萬坪、數十萬圓の淨財と百數十萬に及ぶ建國奉仕隊の淸淨なる汗の結晶として築かれしと聞く大講堂、大和國史館、橿原文庫、八紘寮、建國會館、大運動場其他種々の施設に目を見張りつゝ松岡所長の案內にて久米寺に到る。今回記念事業として新らしく寺築せられしと云ふ素木造りの寺院道場に於て奈良刑務所より贈られし食事に舌皷をしたゝめ小憩の後階上大廣間に集合同寺院住職より聖地橿原の由來、久米寺の緣起に就ての講話を聞く。此時再び空模樣險惡となり豫定の出發時刻には遂に降雨の中を歸途に就く。

午後一時五十分奈良市到着。一行は徒步にて三條通、猿澤池畔を經て御料地に到り鹿寄に與ず。奈良と鹿、それは離すべからざる觀光奈良の魅力なり。鹿守が吹く喇叭の音に數百の鹿が春雨に濡れし柔軟な芝生と常綠樹の茂みの中をまつしぐらに駈けつけて來る壯觀さに思はず讃嘆の聲を發す。

鹿寄を後にして一行は更に步を進めて春日神社に到る。未だ正確にその數を數へし者無しと云はれる有名なる春日萬燈籠、幾千年經たりしかと思ふ杉の大樹、千古變らぬ綠の山腹に御造營の色鮮かなる朱塗の社殿は日光の東照宮にも比すべき壯麗と神々しさ、何れにも神聖なる讃美の聲を擧げたり。

一同は拜殿に整列して修祓を受けたり。代表刑務官中の各高等官を更に一行の代表として內院に參進せしめて玉串を奉奠同時に一同拜禮せり。

雨いよ〳〵はげしく附近神社、佛閣の參拜、名所舊跡の見學の豫定に變更を餘儀なくせられしも松岡所長の斡旋により特に案內人を付せられ若草山を經て手向山八幡宮外各佛閣を參拜す。始めて見る一行中の大部分は話に聞きし金堂大佛殿の規模の廣大に驚異の目を見張り古代日本の建築技工の巧妙さに感嘆の聲を放てり。終つて一同興福寺境內五重塔の下に於て解散夫々宿舍に歸る

同日午後六時より龜佐旅館大廣間に於て代表者一同の懇談會開催せらる。先づ椎名府中刑務所長は主催者側、刑務協會副會長として松岡所長は行事斡旋に當りたる地元刑務所長としての挨拶を述べたる後ち一同夫々自己紹介を爲し宴に移り午後九時和氣藹々裡に散會。かくて意義深き今日の行事を果せり。

因みに、此の聖業に參加せし人員は六十三名の多數に上り、而も豫期せざり降雨に際會して、地元松岡所長以下の御盡力、御斡旋は到れり盡せりであつた。こゝに合せ誌して代表全員深厚なる感謝の念を捧ぐ。

小田原 川越 兩少年刑務所 第十八回協議會狀況

一、開催日時
昭和十五年三月二十日午前十時より午後四時迄

一、開催場所
小田原少年刑務所會議室

一、協議員
小田原少年刑務所側
根田所長以下幹部一同
川越少年刑務所側
寺光所長、須田作業課長

一、議題及決議事項
少年受刑者と職業訓練
本問に就いては小田原川越兩所に於て夫々漁撈・木工の職業訓練を受けたる者に付き別紙の通り其の成績を調査し之に反省を加へたり

(一)調査の方法

(イ)調査項目は大體、家庭の職業、入所前の職業、適性、訓練成績、出所後の職業、再犯率等々なり

(ロ)小田原・漁撈に關しては、第十六回迄の四八二名に關し調査す（但し調査不可能の爲最近のもののみに據りたる事項あり）

(ハ)川越・木工に關しては、第十一回迄の二七一名に關し調査す（但書前同樣）

(ニ)兩所全く訓練の性質を異にせる爲各別に檢討したるも、兩者結論の間に類似せるものあるは左記の中に看取し得べし

(二)結 果

(A)川越・木工

(イ)最近時の訓練生は其の學歷・智能指數・適性等に徵し其の人選良好なるものと認められる（卽ち尋卒以上のもの九〇%、指數八一以上のもの九三%、適性は良）

(ロ)訓練を終了して原刑務所に送還後の就業々種は、殆んど全部（九三%）木工にして、訓練の本旨に沿うものと認める。

(ハ)出所後の職業として木工に就きたるものは、三六%の數を示す（數字が此の程度にとどまる理由は、主として、適當なる木工作業を見付け得ざりし事又は家業が木工ならざる事等に由るか）。但し、此の『三六%』は、家庭の職業が木工なるもの一四%、入所前の職業が木工なるもの一五%なるに比し格段に優れたるものにして、訓練の效果顯著なるを認む

(ニ)最近五年間のものにつき判明したる再犯率は一五・五%（假りに「不明」なるものを全部再犯者とするも二九%）にして、之を最近五ヶ年間の小田原・川越再犯率四六%に比照して、成績極めて良好なり

(ホ)結 論

1 木工職業訓練の成績は良なり

2 しかも、人選を一層嚴にすれば其の成績更に一層向上するの餘地ありと認む

3 訓練を有效ならしむる爲、開始時、訓練中、終了時等を通じて常に緊密に家庭と連絡を保持すること

4 人、方法、費用、期間等に關し訓練內容の刷新を期すること

(B)小田原・漁撈

(イ)訓練中途不合格者或は訓練成績等に徵し、近時漸く各所の人選に適當を缺くものあるを徵取せらる（川越に於ては訓練期間九ヶ月終了後原刑務所へ送還し、小田原に於ては送還せざることに注意すべきか）

(ロ)出所後の職業として漁撈に就きたるものは、三七%の數を示す（更に職業周旋に努め、近き將來に於て此の數字を一層高くすること可能の見込あり）。但し此の『三七%』は、最近時のものに付き、家庭の職業が漁業なるもの一六%、入所前の職業が漁業なるもの一六%なるに比し、良好にして訓練の效果顯著なること川越の場合に同じ

(ハ)第一回以來の再犯率は三五%にして、之を同期間たる最近十一年間の小田原・川越再犯率五四%に比照して、其の成績極めて良好なり

(ニ)結 論

1 漁撈職業訓練の成績は良好なり

2 しかも、人選を一層嚴にすれば其の成績更に一層向上するの餘地多し

3 訓練中若くは終了時を通じて家庭と緊密なる連絡を保持すること

4 訓練內容の刷新を期すること

人に就いては例へば傭人の「水夫」を少くとも作業助手に昇格すること、乘船前の豫備訓練期間を置くこと（現行）、等々

5 其 他

軍艦を母艦とする「海上」刑務所の施設は、左の諸點に付き再考を要するものとす、卽ち、A、大雜居制を採用せざるべからざること、B、艦上狹くして基礎的規律訓練（敎練其他）を實施し得ざること、C、保健衞生上良好ならざること、D、戒護上良好ならざること、E、遠海漁業後の陸上慰安に缺くること等々

一、次回の議題
少年受刑者と父母

刑政第53巻第5号
矯正図書館



刑務所便り

第十四回武道會狀況

第五區

昭和十五年三月七日宮崎刑務所武道場陽春の南國日向に於ては珍らしくも寒空で試合には全く惠まれた天氣であつた。

來賓として市內有志の參觀するもの三十八名選手並各支部參會者六十餘名武道審判員當所關係職員等合せ百五十餘名列席の上午前八時三十分開會、東方遙拜、默禱、國歌合唱の後刑務協會長代理大原主事は聖戰既に四歲皇紀二千六百年を迎へて由緒の地日向に於て斯會を催さる選手各位は神武大帝の御聖業を奉偲正々堂々武道の眞髓を發揚し時局下一層意義あらしめられたしと激勵挨拶あり前回優勝支部優勝旗を返還し武道型を終り試合に移る。時午前九時熱戰相接ぎ息詰まる間の中に午後零時五十三分個人戰何れも乙丙組の試合を終る。

午後一時二十分より再會甲組の試合に移り午後三時二十五分完く試合を終了優勝旗並賞狀賞品を授與し宮崎支部長感謝の挨拶をなし午後三時五十分盛大裡に無事閉會せり。

劍道

一等 宮崎
二等 岩國
三等 鹿兒島
個・優 平山勝海（鹿兒島）

柔道

一等 宮崎
二等 熊本
三等 長崎
個・優 谷靜彥（熊本）

第四區

時維三月二十一日第四區第十四回武道大會を岡山市武德殿に開催せり。京都刑務所選士を先頭に元氣極めて橫溢全部の入場を終り定刻を過ぐる午前八時二十分開會先づ東方遙拜次いで皇軍の武運長久祈願戰歿勇士に敬虔なる默禱を捧げたる後江村支部長より時艱克服の決意を固め肇國の大精神に基き心身を練磨し現下重大時局に處する覺悟を明徵したる開會の挨拶あり引續き前年優勝劍道大阪刑務所柔道德島刑務所代表より夫々光榮に輝く優勝旗返還の式あり直ちに劍道石野、奧村、森末各教士柔道金光範士、佐藤、松本、大野各教士の審判に依り試合開始柔劍道共各甲乙二部に分れて熱戰の序幕をきり漸次「プログラム」の進行と共に愈白熱化し豫戰に於て劍道廣島、京都、岡山、高知柔道高松、岡山、德島、姬路が決勝戰に臨む戰果を得一先づ休憩晝餐の後午後一時再開劈頭柔劍道の形次いで當所製作日本刀の試斬を公開觀衆一同の絕讚を博し試合再開午前の白熱戰に拍車をかけ最後の榮冠を目指してヤートーの懸聲も悽慘滿堂寂として聲なく手に汗を握る刑務武道の眞骨頂を發揚し肉彈相搏つ氣魄と美技を重ぬること數十合の後劍道廣島、柔道岡山が優賞し引續き個人試合に移り午後三時半全部の演技を終れり。來賓は芥川常務理事、岡部大阪、小橋川廣島、高橋德島、掛樋姬路、緒方神戶（代理）の各刑務所長の外地方官衙代表者軍部其の他有力者多數の臨席あり。

劍道

一等 六點 廣島
二等 五點 岡山
三等 四點 高知
個人優勝者 京都刑務所 關 俐

一等 九點 岡山
二等 四點 德島
三等 三點 姬路
個人優勝者 岡山刑務所 梶原正明

柔道

第三區

去る三月二十四日第四日曜日昨日より

十三年振りといふ春雪は積ること實に二十糎に及び早朝尙飛雪ありたるも選士の入場せんとする頃より雪も止み再び春に還つた此の日刑務協會々長代理安達書記官は中河原書記帶同臨席各支部より幹部職員武道教士其の他長野市內各官廳並に有力者多數來賓を迎へ午前七時三十分豪華を誇る大日本武德會長野支部武德殿に於て新潟外カ刑務所選士を迎へて午前八時には場內に鳴り渡る振鈴を合圖に全員整列先づ神前に禮拜次で國歌齊唱、宮城遙拜、出征將兵武運長久祈願並戰歿英靈に敬弔の默禱を捧げ次で主催地鈴木長野支部長より武道精神高揚の熱烈なる開會の辭あり前回優勝の金澤（劍道）靜岡（柔道）の代表より優勝旗返還あり終つて試合開始何れも粒撰の選士だけに雄叫びはげしく熱戰譜は繰擴げられ正午晝食の爲一旦休憩午後一時再開劈頭小泉教士、樽沼錬士に依り大日本帝國劍道形あり午前に引續き熱戰を展開猛鬪の末劍道は二十三點の金澤軍を第一位に、二十二點の長野、二十點の名古屋の順位、柔道は二十六點の靜岡軍を筆頭に二十二點の滋賀十八點長野の順位に結着尙は個人優勝は劍道金澤中堅中川久作君に、柔道は靜岡大將石田耀男君に何れも凱歌が擧り午後四時十分試合終了優勝旗並に賞狀賞品授與式長野支部長の閉會の挨拶あり滯りなく無事本大會の幕は閉ぢられた。

第五回 九洲沖繩行刑衛生集談會狀況

刑務協會長代理大原主事の出席を得て昭和十五年三月十八日左記式順に依り午前十一時より協議會。午後一時より多年の研讃に係る貴重なる研究發表あり斯界の向上發展を期し午後三時有意義裡に和に閉會、其れより市內及青島を見學し懇談會終了後解散せり。

演題及講演者

一、拘禁を誘因とする興味あるヒステリー性精神病の一例
熊本 保健技師 河野司馬太

一、少年受刑者に見たる思考性拘禁性反應の一例
久留米 同 青柳辰夫

一、昭和十四年度に於ける浦上刑務支所の氣溫と疾病に付ての回顧
浦上 同 多田隈滿

一、橫瀨外役所の狀況
長崎 同 三上顯

廣島刑務所の花祭と運動會

廣島刑務所では去七日午前八時より敎誨堂に於て釋尊降誕會花祭と、續いて同十時より遙拜所前運動場に於て、春期運動會を擧行した。

前日來より氣遣はれてゐた天候も早朝より花祭にふさはしき快晴となり職員並に收容者の心に脈々と湧き出る興亞釋尊降誕の春——全身全靈を打込む絢爛たる集團美の旋律が靑空のもとに繰展げられた。

淸掃された敎誨堂は本願寺より寄贈せられたる各種花祭用のポスターにて麗はしく飾られ、中央佛前には收容者の手により飾られたる莊嚴なる花御堂を安置し崇高なる誕生佛を拜す。瑞氣堂內に漲り歡喜湧き出る中に左記次第の如く擧式午前九時三十分莊嚴盛況裡に式を閉づ。

次で同時より春期運動會の開催に移る劉喨たる喇叭の音に國旗揭揚遙拜及國歌齊唱—諸種の競技か繰展げられたるが特に相撲五人拔並に三役の勝負は格段の興を添へ、參加力士の健康色は體位向上の國策に映え、聽て明朗潤達、一路更生に躍動なすものゝ如く一同何れも童心を喚起し樂しく有意義に半日を過した。



海外異聞錄

◇ドイツの辻占暦沒收令

ドイツ政府では先般運勢判斷その他豫言に類する記事のついた暦を全部沒收する旨發令した。その理由は國民は愚かなる迷信に惑はされて精神の平靜を失ふがごときことがあつてはならない重大時期であるといふにあり、殊に外國製の星占ひに關する陰慘な豫言を含んだものが多く人心の不安を增大させるからだといふのである。

なほ同國では、國内で外國のラヂオを聽いてならぬ、聽いた者は嚴罰にするといふことになつてゐるので、本當に外國がどうなつてゐるのかを知りたい者は、命がけで人拂ひで聽かなくてはならぬが、更に命令が出てドイツの内にゐる者はドイツのニュースを聽かなくてはならぬと云ふことになつた。卽ちホテルやレストランゐるところでは、ニュースの時間には必ずスイツチを入れて、一日の注意を喚起し、ニュースを一般に聽かせることである。

◇醉つぱらい統計

英國内務省統計局からイングランド並にウエールズ全土に關する興味ある「醉つぱらい統計」が發表された。右統計は一九一四年と一九三八年とにつき酒に關する各種の數字を對比せしめ、如何に英國全體が下戸黨になつたかを示したものだが、その一部を摘記すれば左の通りである。

㊟泥醉に因る犯罪件數（一萬人につき）

	一九一四年	一九三八年
男	五一・一六八	一一・三一八
女	一八・九四八	二二・九一八

これで見ると最近では男よりも女の醉つぱらいの方が多いらしい。次に

㊟百人當りの酒類購買量（單位ガロン）

麥　造	二、七八六	一、四二二
その他	六九、六五	二〇、六五

因に一九三八年度に於ける酒場營業許可件數は七三、九二〇で前年より四〇六件の減少だが、ナイト・クラブはこれに反して著しく增加し三八八軒から一六、九五一軒と飛躍的に膨脹してゐる。

◇歌とダンスで拘留免除

米國での話、ジヤック・ドックスターと稱する當年とつて四十二歲のインデアンが安寧秩序紊亂の罪に問はれて警察署に擧げられ、行政處分で拘留に附せられることになつた。だが、拘留が嫌なら科料を納めよと申渡された件のドックスター、ブタ箱は嫌ひだがさて金も無いと言ふ有樣、そこで彼が得意の歌とダンスで無聊に苦しむ警官諸氏を慰安するから入場料を拂つたつもりで皆が拘留免除になるだけの科料を積立てゝは呉れまいかとのこと、虫のいゝ話に警官も驚いたが何分相手は智能下等なインデアンのこと故特別の

計ひで願ひを許してやるとのことスター先生大喜びで、早速その場で奇妙キテレツな歌とダンスを公開しはじめ、正味二時間がところをタップリサービスして約束通り拘留だけは許され放免となつた。

◇薩摩守切符を買ふ

米國ヴアーモント州中央鐵道會社の事務所へ「モントペリアー驛までのレールの切符を一枚買ひ度いんですが」と申出た一人の男があつた。面喰つた事務員の一人が「レールの切符」と云ふのは何のことかと訊ねると、斯の男の曰く「僕はこちらの鐵道の御厄介で薩摩の守旅行を續けること今日までに既に五千哩以上に及ぶのですが、今度は一つ正々堂々と金を拂つて旅行をして見たくなつたんです、處で僕はこれまで何時も車體の下部に潜り込み車軸の上に停つて歩き廻つてゐたものでして、つまりレールに乘つて旅行をしてゐたと云ふ譯なんでしてね、今度も一ツその方で御願ひしたいと思つて斯う申出た譯なんです。

◇女の自動車マニヤ

罰金を拂ふより自動車を買つた方がよいと牢獄へ突進した自動車狂の女が現れた。アメリカボイス市のハーワード・フオーレイといふヤンキーガールで、ポケットに丁度八弗しか持つてゐない時無免許運轉のかどで巡査に捕つてしまつた。生憎その時は後八弗で自動車の月賦がすむといふところなのであつたが、巡査の申渡した罰金も丁度八弗といふのである。そこでまゝよ自動車を買つちまへとばかり彼女は最後の月賦を拂ふと勢よく牢獄へ突進して、四日間の刑を終へ、颯爽と自家用車を飛ばして自宅へ引上げた。

◇十歲の花嫁と州法違反

十歲の少女が一人前に結婚した爲め米國オハイオ州の州法違反の廉で訴へられ、夫と母親が實刑に處せられた事件がある。花婿はシヤルと呼ぶ身長六尺、二十一歲の坑夫、女はメリーリンバーガーと呼ぶ當年十歲、身長約五尺體重十貫といふ小娘、シヤル君は一年程前教會でメリー孃を見染め、結婚を申込んだところ、メリー孃はその申込を承諾、母親の許しを得て結婚に及んだものだが、結婚して一ヶ月經たぬうちに未成年者の結婚は州法違反だとして告訴され、シヤル君及び母親は懲役一ヶ年、メリー孃はオハイオ州女子實業學校に就學すべしといふ判決が下された。

◇魚の腹から六千六百圓

密輸入業者は奇想天外な方法を考へ出すもので、極く最近も上海稅關に捕つた一密輸犯人は土產物か何かの如く裝つて、一匹の大きな鮮魚の腹の中に日本一圓札六千六百圓を隱してゐた。ところが此の魚時期でもないのに矢鱈大きな腹をしてゐて、一寸產卵期のそれを思はしめるものがあつた稅關吏の中に一人の釣天狗がゐたので、「これはチト怪しい」と氣がつき腹を割つてみたところ前記の如き大枚の札束が繃帶で卷いて隱されてあつたのが判明した譯である。

書道の變遷（二十六）

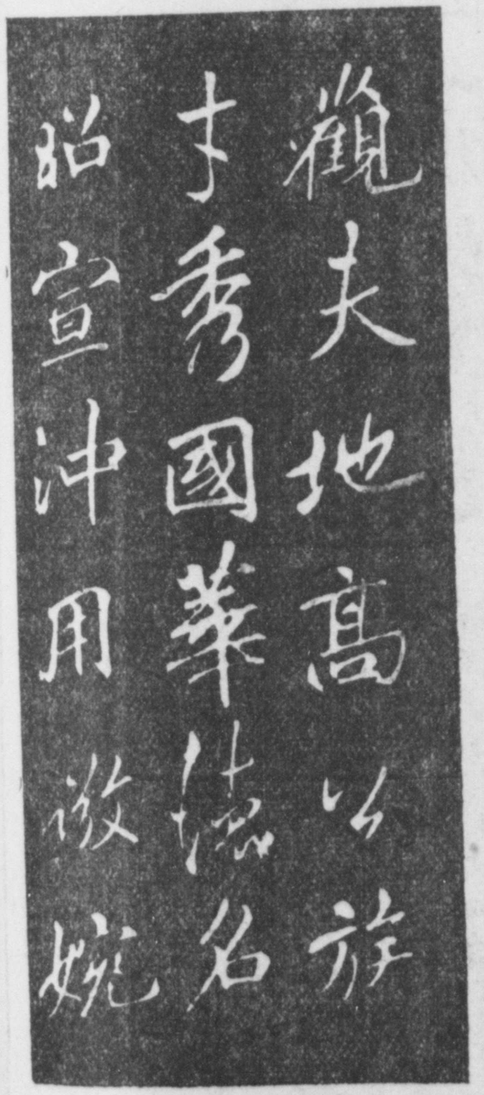
李邕

李邕、字は泰和といふ、楊州江都の人なり、才ありて少にして其の名を知らる。當時の李嶠、張延珪等が、李邕の勝れたる文才、方直なる氣性を推薦す。召されて右拾遺に拜せらる。開元中汲軍北海失守を歷たり。代宗の時にいたり祕書監を贈らる。かくして李邕の文名天下に及び、時に李北海と稱せり。

李邕の文章、書翰、正直、辭辨、義皆常人の及ぶところにあらず、人呼んで時に六絕と謂ふ。

李邕最も翰墨に精し、就中行草の名も著る。初め王右軍の行法を極め旣に其の奧妙を體得し復及ち舊習を擺脫して將に筆力一新するを見る。

時の大家李陽冰、李北海の書を觀て之を評して曰く方に書中の仙手なりと謂ふ。又裴休其碑を見て曰く、北海の書を觀るに書中其の風采を想見すと。



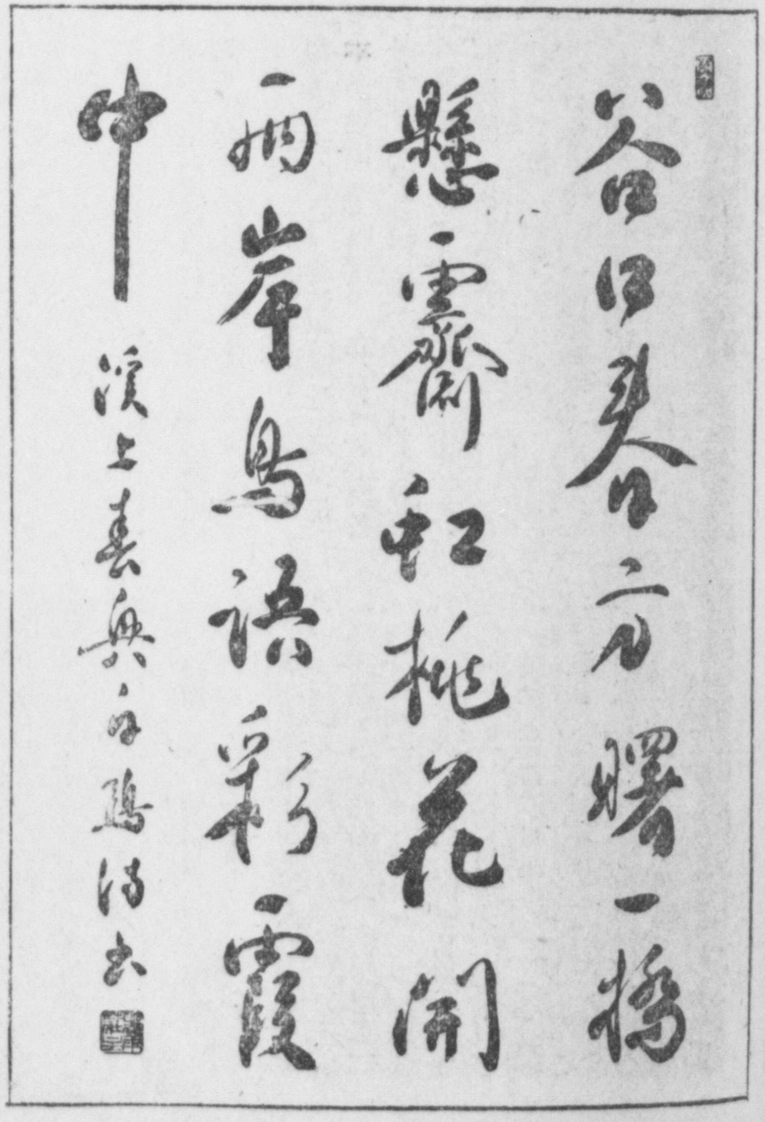
唐人の說には李北海、碑を撰することは凡そ八百首に及ぶと。李邕が傳よりして按ずるに、邕尤も碑頌に長じ中朝の衣冠及び天下の寺觀等多くの金帛を齎らして其の文を求めたるもの〻如し。

李邕が碑にして今尙遺るもの〻中最も著名なるものは、雲麾將軍李思訓碑。岳麓寺碑。東林寺碑。葉有道芝生神道碑。法華寺碑。其の他數碑あるも以上の諸碑は先づ著名のものといつてよからう。

○雲麾將軍李思訓碑。この碑は李北海の撰文、並に書である。碑の高さは一丈一尺三寸、廣さ四尺八寸五分、三十行、行七十字にして題額に唐故右武衞大將軍李府君碑の十二字が篆書で題されてある。本文は行書である。李北海は、碑に書するに多くの場合行書で書されてある。楷書を以つて書された碑は唯だ端州石室記を見るのみと傳へらる。雲麾將軍とは官名で、李北海の書かれたものに雲麾碑は二つあつて、共に姓が同じく李氏であるので一寸間違ひ易いが一方は李秀碑で、一方は本號揭載の李思訓碑で、全くの別物であるから初めて見る人は注意して見ることである。

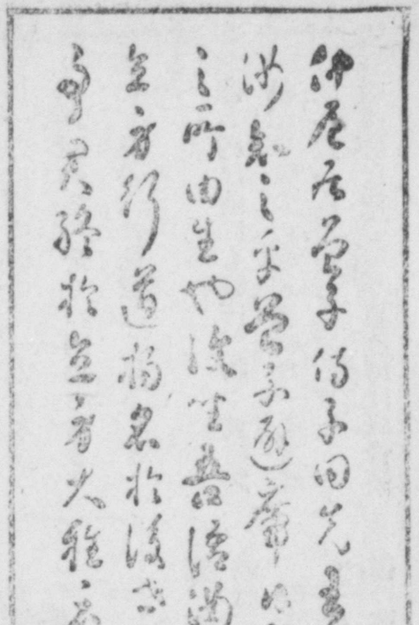
李北海の碑は前にも擧げた如く數種あるが、學ぶにはこの李思訓碑か、岳麓寺碑が一ばん宜からう。

楊守敬の評に曰く、李思訓碑は風骨高



騫、李季碑は雄渾深厚、岳麓寺碑は用筆結體二碑の間にありと。

李北海の書を觀るに、その體勢偏側して一種の習氣を帶びるものである、この書の勝れたるところは骨力雄騫にして體形暢達なるにある。もしこの書の偏側に氣付かずして北海の形骸を得るだけに止まらば、恐らく俗書に陷るものが多いであらう。北海を學ぶにはよく〳〵この點に注意して接することが肝心である。



然しながら李北海は天資豪放で、細事に心を用ひなかつたといはる。書に於ては初め王右軍を學びしも後前人の塗轍を踏まずして行體の一格を開いた點は多なりとせねばならぬ。李北海の書は、後の宋元の書風に大きな影響を與へてゐる。清の何紹基の如き人は顔眞卿の書風に捡香した人であるが、しかも李北海の書をも刻意に臨書した人といはれる。

（揭載は雲麾將軍李思訓碑の一部）

『觀夫地高公族才秀國華德名昭宣沖用徵婉』

條幅（孝經開宗明義章第一）

仲尼居曾子侍。子曰先王有至德要道。以順天下。民用和睦上下無怨。汝知之乎。曾子避席曰參不敏何足以知之。子曰夫孝德之本也。教之所由生也。復坐。吾語汝。身體髮膚受之父母。不敢毀傷。孝之始也。立身行道揚名於後世。以顯父母。孝之終也。夫孝始於事親。中於事君。終於立身。大雅云無念爾祖。聿脩厥德。

五絶

谷口春方曙。一橋懸霽虹。
桃花開兩岸。鳥語彩霞中。
溪上春興。

第九回競書募集

一、課題　四月號揭載の課題揮毫のこと
一人一枚。
一、隨意　臨書自運何れにても可一人一枚。
一、條幅　小畫仙半截大、書體隨意一人一枚。
一、送先　東京市品川區西品川三ノ八三
一　高橋白鷗先生宛送付のこと
一、締切　五月五日
一、發表　六月號本欄
一、注意　級位あるものは級位、所屬氏名、雅號を明記せる小紙片を貼付すること。新に應募するものは級位は新と記すこと

選歌しつつ（三十一）

古今集の話（4）

大翼

紀貫之は、後世ではこれを歌聖として人の崇拜を集めてゐるが、短歌文學の正しい鑑賞を以てするならば、短歌文學の作歌手腕や實力は決して名匠天才といふべきでなく、況して歌聖の名のごときは當つてゐないのである。作物の評價を離れて彼の功績を考へるならば、その古今撰集の事業やまたその序文の執筆などにおいて、彼の名はまさに歌道と共に亡びざる第一人者といふことが出來る。それほどにこの序文は短歌道にとつて重要な位置にあるもので、實に我國歌學の濫觴であり、次いで來るべき時代の先驅をなしたものである。

序文を見ると、その冒頭に『やまと歌は人の心を種々としてよろづの言の

刑政歌壇

毎月募集

當季雜詠
締切　毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

臼井大翼選

一
風騷ぐ月夜なりけり桑畑に本宮山は動くごと見ゆ　豐川　高島明峯

二
芽牡丹の赤きに蹋み囀ける子等の瞳のかゞやきゐたり　名刑　設樂銀月

三
けぶりふる阿蘇のふもとの月の夜はなにとはなけど淋しさのわく　山口　鴉谷燻平

秀透
○事故もなく終へし勤めのあとやすし草花賞でてゐれば憩ひぬ　横濱　柳田北斗星
○鄉愁が何がなつよく湧きて來ぬここの電車の往來見守る　豐川　高島明峯
○冬の夜の店の灯に見し行きずりの横顏誰と思ひたゆたふ　釧路　高島寶
○夕づきて流るるを見てあれば逝きにし人のせちにおもほゆ　長野　梓玲子

佳作
○內門をよこぎる時に囚人は社會が見ゆとふと立止る　岐阜　梶田草民

卒業の句など

花蓑

卒業の別れ比叡に告ぐべきに　聖志

京都の學林にあつて學んでゐる間は朝夕比叡山を眺めて最も親しいものゝ一つになつてゐたことでせう、卒業をしていよ〳〵京都を去るに際つて一度は比叡山に登つてお別れをするなり或は遠くからでも眺めてしみ〴〵お別れを告げたい心持であつたのでせうが匆忙の中に比叡に別れも告げずにその儘京都を去つたことを心殘りに思ふ作者の心持には感慨深いものがあるでせう。

社員等のせわしきさまや暖爐燃ゆ　梨代

會社の事務室を覗いてみると澤山の社員がそれ〴〵の部署について忙しさうに事務を執つてゐる、壁の隅には暖爐が盛んに燃えてゐるといふ光景です、かういふところにも現代的新らしい感覺が見出されます。

多服を着て彼らしく歩み來る　登代子

この句の彼は近親の者であるか或は意中の人であるか兎に角深い關心を持つ親しい間柄の者であるには違ひない、その彼が多服を着て彼の癖らしい歩き方をして向ふからやつて來るのを認めて懷しいものを早くも感じたのです。この句なども見どころが

凍て髪に月光針の如そゝぎ　名古屋　壽美

はぢらひのこの身日向にひそとおく　同

鳥交り斧は木の根に置かれたり　同

病む人に會はずに末黒野をかへす　同

轉の雨の中なる朝の宿　同　小田原　白河英龍

枸杞の芽の葉とはなりつゝうす綠　同

ぎんなんの花垂れる影幹に　同

躬を堪へて春の愁に繙く書　同

鞠られて頬に春月の光硬く　同

月の影銀杏の花に散る如し　同

紀元節わがはらからはみ戰に　名古屋　いばら

凍ゆるむ月の監房ならびけり　同

歹の墓沈丁咲かば又訪はめ　同

梅に佇ち鵯のするどき笛きけり　同

雪片のとび來て蕗の芽にきゆる　同

喇叭吹く生徒が窓に木の芽晴れ　新義州　宮崎青塵

選　花蓑

毎月募集　刑政俳壇　題當季隨意　締切毎月五日限　用紙官私製葉書

葉とぞなれりける』と述べて、歌の本義が人の心情に基くものであること、靈活な人の心情が萬象に觸接してそこに發するものが歌であることを說き、これが人の心に及ぼす影響については、『男女の中をも和らげ、武士の心をもなぐさめ』と歌のもつ力を陳べ、更に和歌の起源に言及し、本集輯成當時の歌の世界の衰微墮落を慨き、筆を轉じて六歌仙の歌を評論して居るのである。

右の貫之の序を假名序といふが、之れと對して流布本の卷末には紀淑望の名に成る眞名序が附してある。この兩方を對照して見るに、その叙說の順序、言辭の驅使ともに始んど同じ具合であるところから、この兩つの序文のいづれが先きに出來たものであるかといふ點で學者の間に多くの論議があるが、ともかく上奏された集には序は兩方ともなかつたもので、共に後で加へられたものだといふことになつて居る。

亡き母がなやみ居ましし胃の不快覺ゆる年齡と吾もなりにし　京城　今府劉一

ゆく雲を定かにうつし漢江は春の流れとなりにけるかも　名刑　鞍田陽明

土凍る桑の畑を起しつゝ北支へ征きし友が身を思ふ　徳島　笑山

櫻咳く病院に從弟尋ぬれば白衣姿で卓球あそべる　青森　一

秋の日のしづけき路に傘かしげうらつゝましく君は待ちゐし　鹿兒島　小原杜蓮

大君に召されて雄々しますらをの產土の神に祈りて征くも　青森　一

かくまでに老ひたまふとは思ひきやむかしながらの人を描きゐし　神戸　藤原キクエ

春となりし夕暮の野にわが立ちて戰線の君を今日も祈りぬ　函館　松田思秋

緣談は兄の凱旋するまでと延して姉も耕しにけり　小田原　白河英龍

海蒼き光り木の間にきらめきて朝風に薰る車窓を明くれば　松江　三世子

靜かなる春の夜かな汽車の音のしじま傳ひて聞ゆる程に　岡山　高天三ケ月

戰線の兄の便りを讀みまたふ眼鏡越しなる父の眼笑ふ　飯田　市川紅東

山いまた冬の眠りのさめやらずさわやかに見ゆる雪の赤石

新らしいです。

一列に並ぶ藁塚雪の舞ふ　公子

田圃の中に一列に藁塚が並んでゐる、その上のあたりに雪が舞ふやうに降つてゐるといふのであるが雪のふる景色の中から只この一廓を抽出して描いたところに作者の詩眼があります。

親も子も樏杖ついて樏負うて　としを

杣の親子が親も子も樏を負うて樏の杖をついて山を下りて來るところです、都人士の眼にはこの情景が美しい珍らしいものに見えるでせう。

妻に似し宿の婢や伊勢詣　扇洲

旅をすると宿でよくかうしたことに出會ふことがあります、これも旅愁を慰むるものゝ一つとなるでせう、これが伊勢詣の場合であつてみると一層情味を覺ゆるものがあります。

教へ子の母子が住めり梅の茶屋　美代子

この句でみると作者は小學校の先生であるらしい、梅見に行つたとき一軒の茶屋に憩うてみるとこゝの茶屋の主婦は嘗つての教へ子であつて今は一人の子供を抱へてゐる年輩になつてゐたのです、久々の邂逅で師弟の間には互に今昔の感があつたことでせう。

風邪の子の咳きつゝも答へけり　同

學校の授業が始まつてゐます、先生の問に對して指名された一人の生徒が席に立つて咳をしつゝつかえ〳〵それでも完全に答へたのです、子供は一寸した風邪位では學校を休まない、好學心もあり競爭心もあるのでせうが學校を休むことを嫌やがるものです、先生には咳をしつゝ答をする生徒がいじらしく見えたでせう。

この句は作者が學校の先生であることを知つてゐるから斯の如き解釋が成り立つのであつて作者と作品とを離して解釋することの出來ない部類の句です、斯の如き句も亦素より獨立の俳句作品として存在することは妨げありません。

種蒔くやもみほぐしては土をかけ　松石

丹念に土をもみほぐしてはかけるといふところにいつくしみの心が出てゐます。

春愁や柱にもたれ窓により　同

柱にもたれてみたり、窓によつてみたりして何か物思ひに耽つてゐるのです、春愁とはそんなものを言ふのでせう。

畑打のこち向きしかば路を問ふ　花炎

脇目もふらず專念に畑を打つてゐる人が不圖こちらを向いたのでそれを機に呼びかけて路を尋ねたといふのです、畑打の仕事に邪魔をすまいとする遠慮の心も見えて機微な情趣が伺はれます。

白樺の芽に來て入日なほ眞紅　同

草芽ぶく路傍に蹋みバスを待つ　同

草の芽や裾よごれして里程標　同

上潮に鳴りどよみ流氷押し戻す　同

鉢のバラ年々咲いて花小さく　鹿兒島　横山白楊

登山道いつかもこゝで雉子鳴きし　同

船の向變りて時雨窓を打つ　同

春淺しあらゝぎの下鹿集ふ　滋賀　西村幸吉

雪解水湛へて鹿の影ありぬ　同

鉾杉に白雲かゝり春の山　同

雪解の水を湛へし峽田かな　函館　船山船風

磯山の段々畑や陽炎へる　同

立春の鷄の瞳の燃えてゐる　飯田　市川紅東

惠那嵐なほ吹く梅の蕾かな　同

はなれ鶴にほの蔭にも二羽三羽　鹿兒島　副島鵜石

鄉里の近くなりけり草刈女　同

春うらゝ母は母づれ子は子づれ　橘通　富山芳雄

陽炎の丘を越ゆれば瀨戸の海　同

戰の終りしあとのおぼろ月　函館　松田思秋

四月まだ街うす寒し金魚賣　同

美しき姉と妹や春の帶　横濱　先崎寧芳

山村に一吟社あり辛夷咲く　同

いつ明くるともなく明けし朧かな　大阪　岩本北騎

汐干狩汐木造りの濱の茶屋　同

玉蘭の庭にいかだの橋かゝり　高松　いしろ

水溫む向ふ岸なる機の音　同

櫓の音に夜は明けにけり春の海　東京　谷甫

野兎に喰はれし麥や桃の花　名古屋　設樂銀月

榛の實のまばらに落ちて雪解くる　富山　栃折越人

汽車たちし夜の歩廊の寒さかな　釧路　高島筍雄

伊豆と安房霞みて見ゆる濱靜か　横濱　吉原湖南

窓前に木の葉舞ひ來て舞ひ去りぬ　松江　夜詩繪

緋牡丹を居所かへて眺めけり　小田原　土居如舟

日に近き凩のうなりに手を翳す　新義州　宮崎青塵

梅林を抜ければありし水車小屋　大阪　山田微粒子

地鎭祭笹をこぼるゝ春の雪　富山　あきを

春めきて裂けたる松の脂白く　同　久美子

小六月秋風嶺の明らかに　金泉　三浦獨人

野遊の子供見送りて厨事　名古屋　つはゑ

月ほのか垣の連翹咲きいでて　金泉　清原松雲

若草に上衣丸めて置きにけり　大曲　老松蓮村

殘雪をかきわけてつむ蕗の薹　神戸　野原達二

鶯の聲に針子の覗きけり　小田原　大木舟波

春めきて大草原のうすみどり　蒙古　銀嶺山人

柳崩ゆ岸にゐならぶ子供かな　徳島　笑山

蔦高く舞ひて立春暖かし　名古屋　鞍田陽明

敍任辭令

昭和十四年十二月十五日

従四　司法省衞生官　芥川信（行刑局）
同　所長典獄　岡部常（大阪）

三月十三日

死亡四級　看守長　高橋武雄（帶廣少）

三月十九日

兼帶廣少　保健技師　高島實（釧路支）

三月二十三日

願免　保健技師　久木田健治（福岡）

三月二十五日

福岡　保健技師　溝見正男（福島支兼宮城）

三月二十九日

任典獄補（德島）七等　七級願免　看守長　高崎又市（德島）

四月四日

和歌山支　看守長　生田重德（北區支）
北區支　同　元木久吉（和歌山支）

四月五日

任神奈川縣（總務部地方課）屬五級　看守長　泰野親夫（中京區支）

四月八日

願免　看守長　鈴木一郎（大阪）
任典獄補（水戸）七等　七級願免　同　湯淺芳治（水戸）

四月十一日

免本職東京拘置　所長典獄　小川太郎（滋賀）
行刑局ニ於ケル事務ヲ囑託ス　同　同（同）
滋賀所長　典獄補　森口藤松（東拘）
中京區支所長　看守長　中原哲章（横濱）
免本職宮城　支所長看守長　柏原平助（郡山支兼福島）
郡山支所長兼福島支　看守長　神谷勇治（福島支兼宮城）

四月十二日

刑法並監獄法改正調査委員會幹事ヲ命ス　司法事務官　河邊湛然（行刑局）
同　同　安達勝清（同）
同　同　八木田政雄（同）
同　司法省衞生官　芥川信（同）

四月十八日

任看守長（帶廣少）九級看　守　菊浪春夫（東拘）
同　（青森）四七同　朝尾滋（同）
同　（網走）五三同　富山藤男（同）
同　（千葉）一〇級同　福澤武（横濱）
大阪　看守長　今村初次（長崎）
長崎　同　江口孚（網走）
免本職德島　支所長看守長　大森忠雄（田邊支）
田邊支所長　看守長關　安喜（大阪）
大阪　同　鈴木壬（京都）
免本職京都　支所長看守長　東末吉（彦根支兼滋賀）
彦根支所長兼滋賀　看守長　猿渡重雄（滋賀）

◉世界不朽の名著の飜譯完成す!!

◉本書を讀みて感憤奮起せざる者は人にあらず!!

ジョン・ハワード

監獄事情

湯淺猪平譯
東邦彦解說
刑政文庫第四・五卷
定價上卷參拾錢
下卷は目下印刷中

監獄改良運動の先驅者ジョン・ハワードの業績は世界人類の存する限り永劫不滅である。ハワードこそは人類の友であり、仁愛の使徒であつた。バーク曾て曰く『私はハワードの活動と著述とが全人類の眼と心とを開くに就て偉大なる功績のあつた事に注目せずしてはこの紳士の名を呼ぶことが出來ぬ。彼は全歐洲を歷訪した。それは、宮殿の華麗や寺院の壯嚴を見る爲ではなかつた。古代の壯麗の遺跡を正しく測量する爲でなく、又現代の美術の巧緻を量る爲でもない。又金屬や文書を蒐集する爲でもなかつた。否、牢獄の奥底や傳染の虞ある病院の中に飛び込む爲であり、悲哀と苦痛の住める處を見る爲であり、悲慘と憂鬱と汚辱を測量する爲であり、忘れられた者を心に留め、輕侮された者に注意を拂ひ、見捨てられた者を訪れ、そして總ての國々の總ての人々の悲慘を比較し蒐集する爲であつたのである』と。彼が一七七五年以來全歐を巡歷した距離は實に四萬三千哩を越えた。本書こそは彼が身を以て體驗せる血の記錄であつて、實に、苦難と絶望の下に喘ぐ多くの不幸な人々の變りなき友を以て自ら任じたハワードの道德的勇氣の結晶である。本書は犯罪人の取扱に關し世界の人々の注意と關心を促した點に於てかのベッカリーアの『犯罪と刑罰』（一七六四年）と竝び稱せられる不朽の名著であるに關らず我國にその全譯が提供されたのはこれが嚆矢である。大方諸賢の必讀を希望して止まない。

發行所　刑務協會横濱支部
横濱市中區筥下町七三一番地横濱刑務所内
電話長者町③一九五一番　振替口座　横濱五九八番

法學新報

第五十卷　第四號
昭和十五年四月
定價五十錢（送料三錢）
中央大學法學部門機關

相續法數題……講師　山口弘一
空中物品運送人の責任……小町谷操三
——ワルソー空中運送條約を中心として——
刑事學者としてのヨハン・ハインリッヒ・ペスタロッチー……正木亮
『法聖』ルードルフ・フォン・イェーリングの業績……教授　寺田四郎
刑事判例研究……刑事判例研究會
戸扉なき門構と住居侵入（久禮田益喜）——恐喝罪と對價の支拂（飯塚敏夫）——
被告人供述の眞實確保と傍聽禁止（佐々波與佐次郎）
民事判例研究……民事判例研究會
受遺者及遺贈額を第三者に一任したる遺言の效力（岩田新）——準禁治産者に對する利得返還請求と其の立證責任（眞田幸雄）——債務者の意思に反したる第三者の辨濟（箕田正一）——抵當權の假登記ある不動産と公賣處分（齋藤喜一）
比較法制研究……比較法制學會
羅馬法と英法（右田政夫）——吾妻鏡に見ゆる守護地頭（隈崎渡）——「兒童の勞働竝少年の勞働時間に關する法律（少年保護法）」について（市川秀雄）
雜報

法學協會雜誌

第五十八卷　第四號
四　月　一　日　發　行

論　說
戸籍法と親族相續法(一)……東京帝國大學助教授　來栖三郎
訴訟資料の相手方よりの取得(二・完)…九州帝國大學助教授　田中和夫
——discovery の制度を中心として——
ドイツ民法に於ける占有の取得と意思(三・完)……東京帝國大學助教授　山田晟
資　料
婿養子・異性養子及氏制度に關する朝鮮民事令の改正に就て……法學士　宮本元
新刊紹介
エリック・ウォルフ『ドイツ精神史上の大法律思想家』……東京帝國大學教授　小野清一郎
新刊短評
學界消息
エドワード・ジェンクスの訃その他……東京帝國大學教授　末延三次
法理研究會記事「嫡出子に關する最近の大審院聯合判決について」
判例研究
民事訴訟法判例批評(二一二)……東京帝國大學名譽教授　加藤正治
行政法判例研究(二四)……東京帝國大學名譽教授　美濃部達吉
刑事判例研究錄(昭和十四年度・六)……刑事判例研究會
民事法判例研究錄(昭和十四年度・一四)……民事法判例研究會

法曹會雜誌

第十八卷　第四號
昭和十五年四月一日發行
定價　金五十錢

○營業讓渡と其の債權債務との關係……前大審院檢事　水口吉藏
○請求原因、法律要件及主張責任(四)……浦和地方裁判所判事　岡村顯二
○委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律解說……司法書記官　辻朔郎
○仲裁判斷に現はれた法律思想(一)……神戸地方裁判所判事　村本一男
司法大臣懸賞論文「義務の尊重を基調とする私法體系の再檢討」(一)(二等入賞)……布施彌助
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○大審院判例要旨
○登記事務協議會決議　○新法令　○雜報

司法省構內
法曹會
振替口座東京一五六七〇番

京大教授
法學博士　牧　健二　著

日本國體の理論

東京神田神保町　有斐閣　振替東京三七〇番

菊判總布裝
總頁五九三
定價五・五〇
送料二二

新刊

世界は今や轉換期にあり、日本も亦大きな轉換期にある。この時代の動きは我國の政治・經濟・社會・思想等國民生活の基本關係に極めて重大な影響を與へつつある。國史を顧るに、蓋し今日ほど我國體の本義に對する反省が熾烈に要求されたことはあるまい。本書は我法制史學界の重鎭たる著者が我國家生活の永遠の基準たる日本國體の原理が、悠久不動の理想の中に、動く時代の現實を包みつゝ、其の發現の形態を如何に展開し擴充したるかを、主として政治的・文化的側面より嚴密に檢討すると共に、光輝ある我が國體の本質を廣く且つ深く國史及世界史的立場より明確に闡明せられたるもので、多年に亙る苦心研究の成果である。皇紀正に二千六百年、內外の時局愈々重大なる時、此の著者によるこの書を得たることを共々に欣ぶものである。

〔目次〕**第一章**　國民的政治文化の研究(國民文化の自覺—世界的政治文化の成立—世界的文化と國民的文化—日本の政治的文化の研究)**第二章**　國史の諸相と其の基礎(日本史の歷史相—歷史相成立の基礎(一)(二))**第三章**　家族國家的傳統と其の本體(日本の家族國家的構成—家族國家の政體的側面—日本家族國家の性質—日本家族國家の本體)**第四章**　武家政治と國體思想との關係(武家政治の成立と其歷史觀—武家政治の完成と其の精神—武家政治完成期の國體論—武家政治完成期の政體論—日本的政治學の發生)**第五章**　日英憲法成立史の比較(自由權の原理—議會制度と社會の進展—君主と國民との關係)**第六章**　帝國憲法に見ゆる歷史觀(肇國の精神と歷史觀—國體史觀の性質—國體史觀と帝國憲法)**第七章**　政體變革史の觀方—變革の人爲性及び國民の解放—變革と復古及び進步の精神—政體變革史の日本的特性(政體變革史と社會史との關係—日本的變革の通性—萬世一系の天皇)**第八章**　日本的政治原理の類型(日本的政治原理の位置—配列及び調和の原理—均衡及び統一の原理—日本の中心的綜合)**第九章**　國體の原理の擴充(日本國體の原理—國體の原理の擴充の意義—國體原理擴充の綱領)

昭和十五年版

岩波六法全書

及參照條文附

法學博士 末川博 編著

袖珍型模造革裝一六八〇頁
定價二圓四十錢
送料書留十五錢

最新最良の法令集として逐年聲價を高めつゝある本書は初刊以來まさに十年。この期を劃して、本年版においてはその獨創性を發揮すること愈々大に、質量ともに全面にわたつて充實を期し改訂を施した。とりわけ今年一月より實施の**改正商法**及び**有限會社法**については本書特有の精細明快なる**參照條文**を附し、また懇切なる改正の**商法事項索引**を完成すると共に、これに伴ふ諸種新法令を收め各基本法典の**參照條文**をも改めた。更に最近**國家總動員法**の發動ないし**統制經濟**に關して夥しく公布される法令並に**事變關係**の改正稅法その他**主要なる新法令**を適宜追錄することに努め、內容益々豐富、收錄法令數實に三百を超え、**總頁數一七〇〇頁**に垂んとするに至つた。斯くて、江湖絕大の信賴と期待とに副うて、本書は專門家のみならずあらゆる人士必携の書となつてゐるのである。

東京一ツ橋 岩波書店 振替東京二六二四〇

編輯後記

○櫻花爛漫の好季、既にして逝く。薫風胎蕩、若葉の蔭、愈々濃かならんとして、茲に聖戰下、第四回目の刑務所長會同が將に開催せられんとす。局長就任後第二回目の會同であるだけに、眞摯にして、熱烈なる討議が展開せらるゝことであらう。行刑理念の正しき進展に一大効顯を持ち來さん事を念願して已まぬ。

○筆者は去る三月、丁地構外作業を視察したが、その印象尙ほ深きものがある。常夏の地、炎天の下にあつて、受刑者の何れもが、眞黒となり元氣潑剌として、作業に餘念なく、職員亦孜々として、その指導訓練に當つてゐる、殊に感激の念新なるものは、職員と受刑者との間柄が極めて親密であつて、恰も親子、兄弟の如き情愛を以て繋がれ、兩者は全く渾然一體となつて、作業に就き、尊き目的に向つて邁進してゐたことである。此の魂の聯繋があつてこそ、構外作業も、訓練の目的も、共に成功し、ひいては、改善へと役立ち、行刑の眞精神の徹底し得らるゝのである。

○久し振に企てられた。醫務課長會同の開催が目睫の間に迫つた。時節柄、結核、癩、其の他の傳染病の診療並豫防對策に就き、又物資統制の爲醫療衞生材料の節約方法、其の他衞生上の諸問題が眞面目に討議せらるゝことゝなつた。熱心なる會同員諸君に依つて、戰時下の行刑衞生がいかに討議せられ、いかに發展せしめらるか、期待せらるゝ所は大なるものがあるであらう。

○物動計劃強化の爲物資の使用制限又は禁止は愈々廣範圍に及び、遂に印刷用紙の統制が嚴重となつて來た。吾等の刑政もこの影響を受け頁數の大削減を餘儀なくされるに至つた、時變下國策の向ふ所に從ひ、命令の通り今後は紙數を減せねばならぬ。願くば「雜報」や「刑務所便り」の御投稿は出來得る限り簡潔にして紙數の減少を圖られ度い。

十五・四・一四

YK生

定價表		廣告料	
一冊（稅共）	金三十錢	一頁	金五十圓
六冊（稅共）	金一圓八十錢	二等一頁	金四十圓
十二冊（稅共）	金三圓六十錢	普通一頁	金三十圓

規定文

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十五年五月十八日印刷納本
昭和十五年五月二十日發行

編輯兼發行人 東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一 大原虎夫

印刷人 東京市葛飾區小菅町一二八四番地 大河內恭二郎

印刷所 東京市葛飾區小菅町一二八四番地 刑務協會印刷所

發行所 東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一 刑務協會

電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二一五〇五九番